

山口市中心市街地活性化基本計画

平成19年5月

平成19年5月28日認定

平成20年3月31日変更

平成20年7月 9日変更

平成21年3月27日変更

平成22年3月23日変更

平成22年11月12日変更

平成23年3月31日変更

平成23年7月 7日変更

平成24年3月29日変更

平成24年6月 7日変更

平成24年10月29日変更

山口市

< 目 次 >

○ 基本計画の名称	_____	1
○ 作成主体	_____	1
○ 計画期間	_____	1
1. 中心市街地活性化に関する基本的な方針		
(1) 山口市の概況	_____	2
(2) 策定の背景	_____	9
(3) 策定の意義	_____	10
(4) 計画の位置づけ	_____	10
(5) 現状について	_____	13
(6) これまでの中心市街地活性化基本計画の取組み	_____	29
(7) 中心市街地の課題	_____	31
(8) 基本的な方針	_____	32
2. 中心市街地の位置及び区域		
[1] 位置	_____	33
[2] 区域	_____	34
[3] 中心市街地要件に適合していることの説明	_____	35
3. 中心市街地の活性化の目標	_____	44
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項		
[1] 市街地の整備改善の必要性	_____	66
[2] 具体的事業の内容	_____	66
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項		
[1] 都市福利施設の整備の必要性	_____	70
[2] 具体的事業の内容	_____	70
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項		
[1] 街なか居住の推進の必要性	_____	74
[2] 具体的事業の内容	_____	74

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項	
〔1〕 商業の活性化の必要性	7 6
〔2〕 具体的事業等の内容	7 7
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項	
〔1〕 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の増進の必要性	8 5
〔2〕 具体的事業の内容	8 5
◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所	8 8
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	
〔1〕 市町村の推進体制の整備等	9 0
〔2〕 中心市街地活性化協議会に関する事項	9 4
〔3〕 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進	1 0 2
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	
〔1〕 都市機能の集積の促進の考え方	1 0 5
〔2〕 都市計画手法の活用	1 0 7
〔3〕 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等	1 0 7
〔4〕 都市機能の集積のための事業等	1 1 1
11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項	
〔1〕 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	1 1 2
〔2〕 都市計画との調和等	1 1 2
12. 認定基準に適合していることの説明	1 1 4

- 基本計画の名称：山口市中心市街地活性化基本計画
- 作成主体：山口県山口市
- 計画期間：平成19年5月から平成25年3月まで（5年11月）

1 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

(1) 山口市の概況

本市は、人口約19万人、市域面積は約730km²、山口県のほぼ中央部に位置しており、瀬戸内海から島根県境まで内陸部に広がる豊富な緑や清澄な水を有する自然と多様な文化や伝統などの魅力に満ちた都市となっています。



旧石器、縄文、弥生、古墳時代の遺跡が多く見られ、早くから人々が生活を営んでいたことがうかがえます。平安時代以降中世になると守護大名大内氏は、本市を含む

周防・長門を拠点に石見や筑前など七か国を支配する西国一の勢力を誇っていました。大内氏24代大内弘世は1360年頃、山口盆地に居館を移し、京都に似た地形から都を模したまちづくりを行い、「西の京」と呼ばれるようになりました。中でも大内氏31代大内義隆は京文化を移入することに熱心で、山口は政治、経済、文化の中心地としてにぎわいを誇りましたが、その後、大内氏から毛利氏へ支配が移り地方都市へと衰退していきました。激動の幕末、藩主毛利敬親が山口政治堂（現在の県庁）で政務を行い、山口は再び防長の中心となり、幕末維新の震源地として時代を動かしていきました。明治4年廃藩置県により山口に県庁が置かれ、周辺町村と合併を重ねて現在に至っています。

山口市には、歴史上の人物たちの足跡が多く残っています。

○大内義隆

栄華の頂点を極めた大内氏31代義隆は、雪舟をはじめとした多くの文人などを迎え、都の文化や学問、芸術などを取り入れた絢爛豪華な大内文化が開花しました。

○雪舟

大内氏の招きにより雪舟が40歳の頃山口に来訪し、瑠璃光寺五重塔を眺めることができる雲谷庵で創作活動を行い、山口で没したといわれています。

雪舟が築庭したといわれる常栄寺の庭園は国指定の史跡名勝となっています。

○大村益次郎

明治維新で活躍した近代軍政の創始者。

○種田山頭火

放浪俳人として、全国を回る傍ら、小郡の其中庵、湯田温泉の風来居を住処として数々の作品を発表しました。

○中原中也

山口ゆかりの詩人で、フランスの詩人に例えられ日本のランボーとも呼ばれ、代表的抒情詩人の宮沢賢治と肩を並べて評されています。

① 中心市街地の概況

本市の中心市街地の発展は、1360年頃、守護大名大内弘世がその居館を山口盆地に移し、一の坂川を加茂川に見立て京都に模したまちづくりを行ったことに始まっており、山口市発祥の地といえます。昭和4年に市制が敷かれるまで、大殿、白石、湯田の3地区が旧山口町を構成していました。中世から明治、現在に渡って山口の政治は、ほぼ中心市街地が舞台となっています。戦災をまぬがれ、昔のたたずまいが残る町並みや御局小路、銭湯小路など町名にも残っている名称から大内氏によるまちづくりを現在も伺うことができます。萩と山陽道を結ぶ参勤交代の道として整備された萩往還と石州街道が中心市街地で交差しており、門前町、宿場町として発展してきました。



中心市街地は、明治維新以降、中心商店街を中心に商店や飲食店、金融機関、中央郵便局などをはじめとした事業所、周辺に都市公園である亀山公園、中央公園、市役所、県立美術館、県立図書館、山口情報芸術センターなどが立地し、現在まで様々な都市機能が集積しています。

② 歴史的、文化的資源

—本市特有の歴史文化、芸術文化資源があります—

中心市街地と周辺には、明治維新関連の史跡、大内文化を偲ばせる大内時代由来の瑠璃光寺五重塔、龍福寺、雪舟が創作活動を行った雲谷庵跡などの文化財、寺社仏閣が集中しており、山口七夕ちょうちん祭り、山口祇園祭り、山口天神祭り、などの伝統的なお祭りが今に伝えられています。特に8月6、7日にかけて中心市街地で行われる「山口七夕ちょうちん祭り」は約16万人の観光客を迎え、山口の夏の風物詩になっています。

大内氏の時代から育まれた歴史資源が多く残り、市内への波及効果が期待できる地域を大内文化特定地域として設定し歴史資源の保全活用や街並み景観の保全、中心市街地との連携を促進していくこととしています。瑠璃光寺五重塔、龍福寺、中心市街地などにおいて、通常は見ることができないお宝を一斉公開する「山口お宝展」などが開催されており、中心商店街も協賛し各店舗のお宝を展示するイベントを開催しています。



瑠璃光寺五重塔



山口七夕ちょうちん祭り



中心商店街でのお宝の展示

平成18年には国民文化祭が山口県で開催され、本市の中心市街地や周辺では、雪舟没後500年を記念したシンポジウム、文化庁メディア芸術祭、中心商店街ではデニムを素材としたまちじゅうデニムなどのファッションフェスティバルに関連したイベントが行われました。中心市街地においては、今後もこれらを継承したイベントの開催などを行っていくこととしています。



文化庁メディア芸術祭



まちじゅうデニム

平成18年にカナダ人振付家・ダンサーのポール＝アンドレ・フォルティエさんが中心市街地の橋の上で、毎日同じ時間に30日間30分間踊り続けるダンスプロジェクト「30×30（サーティ×サーティ）」が6月19日から7月18日にかけて行われ、多くの観客でにぎわいました。平成19年1月19日から2月26日にかけて、山口情報芸術センターでこの30日間の記録映像・写真展『A MAN ON THE BRIDGE』が開催されています。



中心市街地でのダンスパフォーマンス

山口情報芸術センターは、旧中心市街地活性化基本計画に基づいて整備しており、市立図書館も併設された芸術と情報の新たな創造的価値を追求する新しいタイプの文化施設であり、年間30万人以上の方が県内外から訪れています。今後も中心市街地と山口情報芸術センターを連携した取組みを行っていくこととしています。



中心市街地でのダンスパフォーマンス



山口情報芸術センター

中心市街地の北側の亀山には、わが国に初めてキリスト教を伝えたフランシスコ・サビエルの記念聖堂が建てられています。サビエルの故郷であるスペインのパンブローナ市と本市は姉妹都市であり山口スペイン祭りが中心商店街一帯で開催され毎年にごわいを見せています。



サビエル記念聖堂



スペイン祭り

山口ゆかりの詩人中原中也は湯田温泉で生まれ育ちました。中原中也はその生涯で「山羊の歌」「在りし日の歌」という詩集を残しました。現在、湯田温泉にある彼の生家跡には記念館が建てられ、草稿や彼の日記、詩集など、貴重な資料が数多く展示されています。平成19年は生誕百周年を迎え、故郷の地山口で文学、美術、音楽など様々な記念事業が展開される予定であり、中心市街地でもイベントを開催するなど連携した取組みを行っていくこととしています。



中原中也記念館

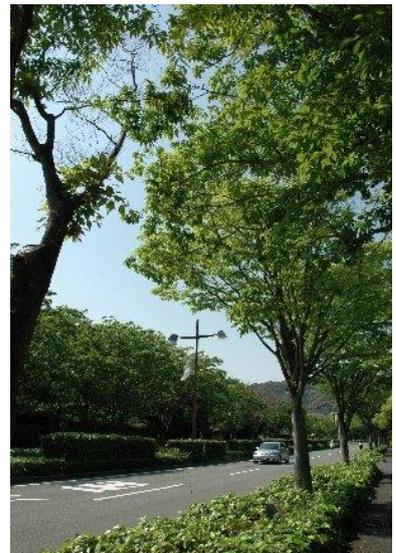
③自然、景観資源

—美しい都市景観とホタルが飛び交う自然があります—

中心市街地から県庁にかけての県道はケヤキ並木が美しく、パークロードの愛称で市民に親しまれています。このパークロードは、昭和61年に国土交通省（当時建設省）選定の日本の道100選にも選出されており、沿道の亀山公園、県立美術館、県立図書館、県立博物館などの建物と一体となって美しい街並みを創り出しており、山口のシンボルゾーンを形成しています。

隣接する一の坂川沿いは、春は桜並木、夏はほたる鑑賞の夕べ、秋はアートふる山口など多くのイベントが行われ市民や観光客に親しまれており、平成7年には都市景観形成地区の指定を行い美しい街並み形成に努めています。

この一帯はパークロード周辺地区として平成10年に国土交通省選定の都市景観百選に選出されており、山口市民の誇りとなっています。本市は平成18年5月1日に景観法に基づく景観行政団体となり、今後景観計画を策定し、更に美しい県都として良好な景観の形成を進めていくこととしています。



パークロード



一の坂川



都市景観形成地区「一の坂川周辺地区」

本市のゲンジボタルは、大内氏時代に京都より迎えた姫君をなぐさめようと宇治のホタルを取り寄せたものといわれており、昭和10年に国の天然記念物に指定されました。一の坂川では適度の水をダムから流し、ホタルの生息に配慮したホタル護岸を整備するなど行政住民一体となってホタルが住みやすい環境づくりに努めています。毎年6月上旬頃に大殿地区から中心市街地にかけての一の坂川沿い一帯では、ほたる鑑賞の夕べが開催され、多くの市民や観光客でにぎわいます。



一の坂川のホタル

湯田温泉は中心市街地からコミュニティバスなどで気軽に行き来することができ、山陽路随一の温泉地でその無色透明で滑らかな泉質が特徴であり、毎年80万人前後の観光客が訪れています。その由来は、昔、けがをした白狐が見つけた温泉と伝えられており、現在でも白狐は湯田温泉のシンボルとして湯田温泉白狐まつりが行われるなど親しまれています。俳人種田山頭火も一時期を湯田温泉で過ごし山口の街をよく歩いたことから、市内各地に句碑が建てられています。近年個性豊かな足湯を整備しており、地元の方や旅行者に気軽に湯田温泉を楽しんでいただいています。この足湯を活用するなど中心市街地との連携を検討していきたいと考えています。



湯田温泉白狐まつり



湯田温泉の足湯

④地域のまちづくり活動

—地域が積極的にまちづくりに取り組んでいます—

平成8年からボランティア、地元住民が中心となり、地域の人とふれあいながら気軽に西の京山口の街並みを楽しんでもらおうと、民家やお店などを手作りの小さな美術館に見立て、懐かしいものなど様々な展示品の公開や催しを行う「アートふる山口」というイベントが毎年秋に大殿地区から中心市街地にかけての地域で開催されています。平成17年からは小規模ながらいつでも展示が楽しめるように約15軒のお店が常設展示場として小さな美術館を構成する「いつでもアートふる山口」を開催して



アートふる山口の坂川沿いでの作品展示



アートふる山口中心商店街での作品展示

おり、散策する人が増えつつあります。「アートふる」とは、「天から降る」、アートが「full = いっぱい」、つまりアートで山口の街並みが一杯になる、埋め尽くされるという意味から生まれた造語です。

一の坂川のホタルも地域のまちづくりによって支えられています。大殿ホタルを守る会は、ゲンジボタルの養殖・放流、地域住民によるホタル発生状況調査、住民・大殿小学校の児童らと協働した河川清掃、ほたる鑑賞の夕べ、アートふる山口などにも参加されるなど活発に活動されており、平成11年度にはこれらの取り組みが評価され日本水環境学会から水環境文化賞を受賞されています。

湯田温泉では、住民と観光客がふれあうことができ、人と車の共生した温泉情緒と回遊性のあるまちづくりを進めるため、湯田温泉まちづくり協議会が市、商工会議所と協働し地元で活発に活動されています。



湯田温泉まちづくり協議会

中心市街地では、山口中心市街地まちづくり推進協議会が市、TMO と一体となって安全安心快適なまちづくりに向けた様々な検討、広報活動など活発に活動されています。

また、中心商店街では、学生ボランティアによるお年寄りや障がいのある方の買物を手助けする活動「てごのてほっとエスコーター」が毎週日曜日に行われ、タウンモビリティ事業なども行われています。



山口中心市街地まちづくり推進協議会

これらのほかにも地域住民、事業者によるまちづくり活動が活発に行われています。



てごのてほっとエスコーター

恵まれた自然、歴史や芸術文化に彩られた美しいまち

このように、中心市街地と周辺には歴史文化、芸術文化、自然、都市景観などの地域資源が豊富にあり、地域住民、事業者などがまちに誇りを持ち、様々な活動されてきたことによって、山口ならではの個性あるまちがつくられてきました。これらまちの財産を活かした中心市街地の活性化を推進していくことが大切です。(P. 104 地域の取組み図を参照)

(2) 策定の背景

本市は、平成 17 年 10 月 1 日に県央部に位置する山口市、小郡町、秋穂町、阿知須町及び徳地町の 1 市 4 町が合併し、新たな「山口市」として発足しました。

旧山口市では、平成 11 年 3 月に旧法（中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律）に基づく「山口市中心市街地活性化基本計画」を策定・公表したところでした。計画策定後、様々な取組みを進めてきており、山口情報芸術センターを整備するなどにより交流人口が増加するとともにまちづくり活動が活発に行われ県内では比較的元気な商店街となりつつあります。しかし、中長期的にみると、衰退傾向に歯止めがかかるには至っておらず、新たな対策が求められています。

合併後の本市における産業構造を概観すると、商業はサービス業に次ぐ基幹産業となっていることから、より一層の振興策を講じていくことが求められます。

一方、我が国の人口は、平成 17 年をピークに減少するという未だかつて経験したことのない人口減少社会へ突入することが予測されています。本市の人口は、県人口が大幅に減少する中で増加傾向を示している数少ない地域の一つとなっています。しかし、その増加率も次第に低下傾向を示しており、長期的にみると、全国や県と同様な状況となることが予測されます。

また、平成 17 年時点における高齢化率も 21.0%（国勢調査）で、すでに 5 人に 1 人は 65 歳以上となっています。さらに、平成 26 年には 26.0%（※）になることも予想されています。

このように社会経済情勢が大きく変化する中で、新たな視点に立ったまちづくりの対応が求められています。

※ 平成 26 年の高齢化率の推計値は「第四次山口市高齢者保健福祉計画、第三次山口市介護保険事業計画」によるもので住民基本台帳ベースで算出している。

(3) 策定の意義

本市をとりまく社会経済情勢は、人口動向、高齢社会の到来などにより大きく変化してきています。地理的に山口県の中央部に位置し、県庁所在都市であることなどから、県の中核都市として高次の都市機能を集積することが市内外から求められています。加えて1市4町の合併に伴い約730km²という広大な市域を有することとなり、今後、適切な土地利用を進めていく必要があります。

また、本市の中心市街地は、長い歴史の中で地域の文化、伝統を育み、商業機能だけではなく、地域における人、モノ、文化などの交流拠点として各種機能を有する山口市の顔となる地区ですが、近年、モータリゼーションの進展、郊外大型店の出店、地区内の人口流出、商業の魅力低下など様々な要因により中心市街地の吸引力が低下しており、中心市街地の活性化が必要となっています。

中心市街地活性化基本計画策定の意義は、こうした社会経済情勢の変化を踏まえ、商業機能等の高次都市機能を集積し、持続可能なコンパクトなまちづくりを進めることにより、誰もが暮らしやすい交流の場として魅力に満ちあふれた中心市街地に再生していくことにあります。

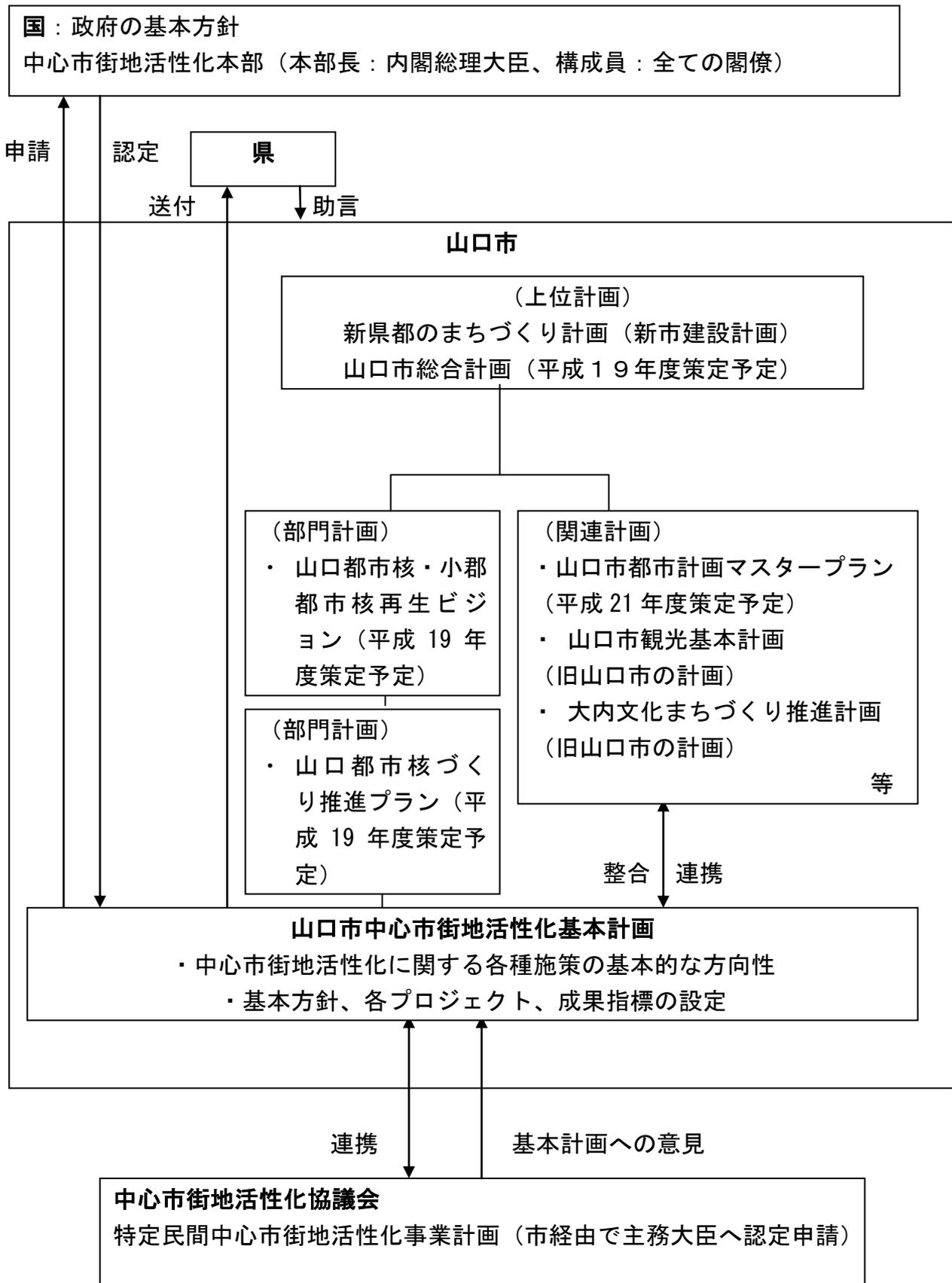
(4) 位置づけ

①計画の位置づけ

現在、策定中である地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項に基づく基本構想及び今後策定する都市計画法第18条の2に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針である「山口市都市計画マスタープラン」との整合性については、十分に配慮するものとします。

本計画は、平成16年12月に「山口県中部1市4町合併協議会」において策定した「新県都のまちづくり計画（新市建設計画）」の目的を達成する部門計画としての性格をもち、併せて、「中心市街地の活性化に関する法律」第9条に基づき作成する中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画です。

なお、現在策定中の「山口市総合計画」及び部門計画としての「山口都市核・小郡都市核再生ビジョン」、「山口都市核づくり推進プラン」においては中心市街地と周辺を「山口都市核」と位置づけ、住み良さと創造が織りなす文化交流拠点の形成するため様々な事業を展開することとしていることから、整合性について配慮することとします。



②市町村の合併の特例に関する法律第5条に基づく市町村建設計画での位置付け

山口県中部1市4町合併協議会が、平成16年12月に策定した「新県都のまちづくり計画（新市建設計画）」において、中心市街地は、文化交流拠点づくりプロジェクトに位置付けており、「山口都市核（価値創造コア）について、教育、文化、情報等の高次都市機能の一層の集積と高度化を図るとともに、中心商店街や湯田温泉といった都市活力を支えるにぎわい空間の活性化を進めることによって、市内外から多くの人や情報等を呼び込み、知的・文化的な付加価値が創造される交流拠点づくりを進めます。」としています。

- ・ 付加価値を生み出す知的創造・研究活動拠点の形成
- ・ 文化的な都市空間の創造
- ・ 創造的な文化活動の支援
- ・ 中心商店街の活性化
- ・ 湯田温泉の魅力創出
- ・ 歴史資源の保存と活用
- ・ 歴史と文化の薫る都市景観の形成
- ・ 伝統工芸等を活用した観光産業の活性化

などのプロジェクトを位置づけています。

(5) 現状について

①市の概況

新市域は、南北約 44 km、東西約 43 km、面積約 730 km²と、県内では岩国市に次いで広い面積を有しています。また、形状は南北に長く、山地が 68.1%に当たる約 498 km²、丘陵、台地は 14.1%に当たる約 103 km²となっています。

また、本市は、県庁所在地であることなどから、行政、商業、教育、文化、医療及び福祉などの機能が集積しています。近年では、県下で最高の人口の伸び率を示し、第 3 次産業の集積も進み、中核都市として高次の都市機能の集積が進みつつあります。

表1 平成17年国勢調査県内市別人口 (単位:人、%)

区分	平成17年	平成12年	増減数	増減率	順位
県計	1,492,606	1,527,964	△ 35,358	△ 2.3	
市計	1,360,576	1,389,007	△ 28,431	△ 2.0	
下関市	290,693	301,097	△ 10,404	△ 3.5	13
宇部市	178,955	182,031	△ 3,076	△ 1.7	7
山口市	191,677	188,693	2,984	1.6	1
萩市	57,990	61,745	△ 3,755	△ 6.1	20
防府市	116,818	117,724	△ 906	△ 0.8	4
下松市	53,509	53,101	408	0.8	2
岩国市	103,507	105,762	△ 2,255	△ 2.1	9
光市	53,971	54,680	△ 709	△ 1.3	6
長門市	41,127	43,473	△ 2,346	△ 5.4	19
柳井市	35,927	37,251	△ 1,324	△ 3.6	15
美祢市	17,754	18,638	△ 884	△ 4.7	17
周南市	152,387	157,383	△ 4,996	△ 3.2	12
山陽小野田市	66,261	67,429	△ 1,168	△ 1.7	8

資料:国勢調査

②人口及び世帯の状況

平成 17 年国勢調査による中心市街地の人口は 3,768 人、世帯数は 1,719 世帯となっており、市全体に対するシェアは、それぞれ 2.0%、2.2%となっています。平成 18 年の住民基本台帳では人口、世帯数の市全体に対するシェアは 2.1%、2.4%となっています。

人口、世帯数を時系列的に見ると、市全体では、人口、世帯数ともに増加傾向にあるのに対して、それぞれ平成 2 年から平成 17 年の 15 年間で人口は減少、世帯数はほぼ横ばいとなっています。特に、人口は 542 人の減少、総人口に対するシェアは 0.4 ポイントの減少となっています。

1 世帯当たりの人員は、平成 17 年で、市全体が 2.49 人に対して、中心市街地では 2.19 人となっており、核家族化、単独世帯化が進んでおり、世帯状況は市全体と同様に核家族世帯の割合が半数以上を占めています。

また、平成 7 年から平成 18 年にかけての人口と世帯数の年毎の推移を把握するために、住民基本台帳の数値によると、人口は、平成 7 年から平成 18 年にかけて 150 人減少しています。平成 7 年から平成 12 年まで減少を続け、平成 13 年以降はマンションの立地などにより若干増加し、その後同程度の人口を保っています。世帯数は平成 7 年から平成 18 年にかけて 79 世帯増加しています。

表 2 中心市街地人口の推移 (単位:人、%)

区分	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
中心市街地 A	4,310	4,209	3,770	3,768
山口市 B	177,852	184,039	188,693	191,677
A/B×100	2.4	2.3	2.0	2.0

資料:国勢調査

※ 国勢調査の調査区と中心市街地区域とが完全には一致しないため多少の誤差がある

表 3 中心市街地世帯数の推移 (単位:世帯、%)

区分	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
中心市街地 A	1,702	1,798	1,643	1,719
山口市 B	62,228	68,215	73,206	76,974
A/B×100	2.7	2.6	2.2	2.2

資料:国勢調査

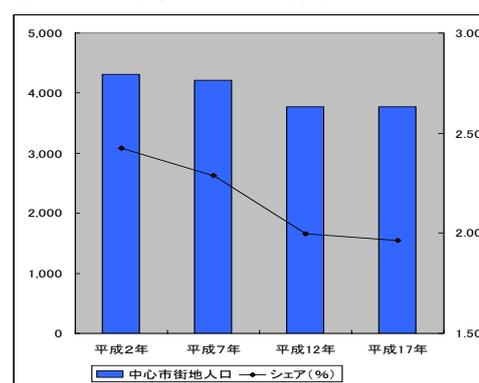
※ 国勢調査の調査区と中心市街地区域とが完全には一致しないため多少の誤差がある

表 4 1 世帯当たりの人員 (単位:人)

区分	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
中心市街地	2.53	2.34	2.29	2.19
山口市	2.85	2.70	2.58	2.49
山口県	2.92	2.76	2.62	2.52

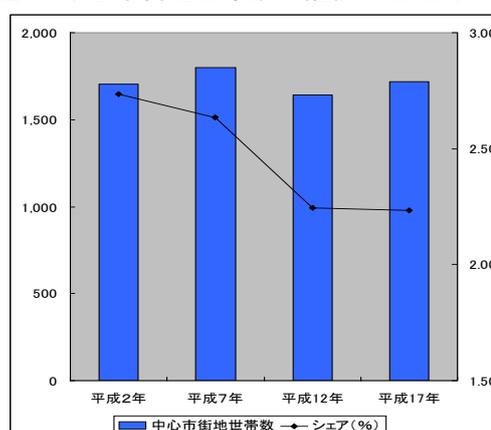
資料:国勢調査

図 1 中心市街地人口の推移(単位:人、%)



資料:国勢調査

図 2 中心市街地世帯数の推移(単位:世帯、%)



資料:国勢調査

表5 中心市街地の人口の推移

(単位：人、%)

区分	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
中心市街地人口	4,118	4,074	3,984	3,947	3,877	3,796	3,978	3,921	3,946	3,865	3,935	3,968
山口市人口	180,606	181,803	183,136	184,384	184,942	185,571	186,086	186,386	187,151	187,872	188,176	188,505
シェア (%)	2.3	2.2	2.2	2.1	2.1	2.0	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1

資料：住民基本台帳（各年9月30日現在）

※ データ抽出範囲と中心市街地とが完全に一致しないため、多少の誤差がある。

表6 中心市街地の世帯の推移

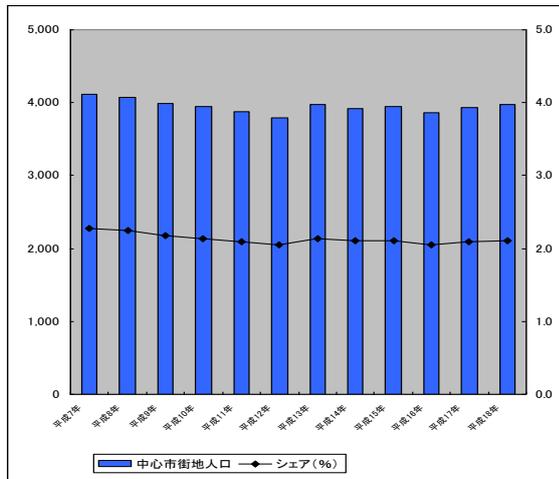
(単位：世帯、%)

区分	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
中心市街地世帯	1,769	1,768	1,750	1,740	1,713	1,679	1,777	1,753	1,777	1,775	1,806	1,848
山口市世帯	67,111	68,358	69,639	71,039	71,798	72,610	73,349	74,123	74,949	75,972	76,828	78,055
シェア (%)	2.6	2.6	2.5	2.4	2.4	2.3	2.4	2.4	2.4	2.3	2.4	2.4

資料：住民基本台帳（各年9月30日現在）

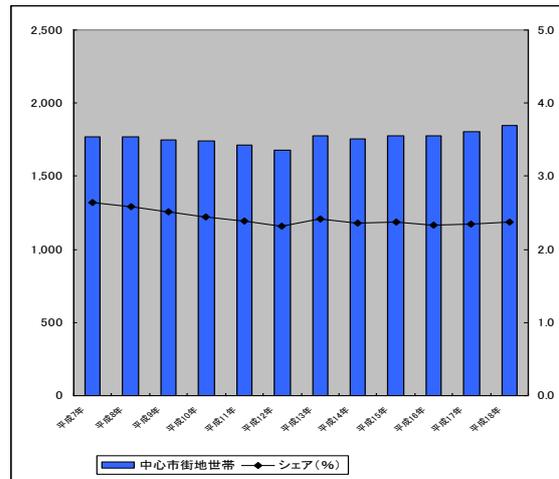
※ データ抽出範囲と中心市街地とが完全に一致しないため、多少の誤差がある。

図3 中心市街地の人口の推移(単位：人、%)



資料：住民基本台帳（各年9月30日現在）

図4 中心市街地の世帯の推移(単位：人、%)



資料：住民基本台帳（各年9月30日現在）

表7 中心市街地内のマンション立地状況

(単位：戸、人、㎡、階)

入居年度	戸数	入居者数	延面積	敷地面積	階数
H13	45	112	5,871.54	1,475.34	13
H13	45	112	4,970.12	1,330.08	10
H15	68	169	6,923.65	1,570.10	15
H18	52	129	6,027.50	1,236.51	14

※入居者数については、平成17年国勢調査総人口を総世帯数で除し、1世帯当たり人員2.49人を戸数に乗じた値としている。

③年齢別人口の状況

平成 12 年国勢調査による中心市街地の人口は、3,770 人となっています。老年人口は 1,018 人、生産年齢人口は 2,291 人、年少人口は 461 人となっており、構成比はそれぞれ、27.0%、60.8%、12.2%となっています。

市全体では、平成 7 年に老年人口数が年少人口を上回っていますが、中心市街地では、平成 2 年時点ですでに老年人口が年少人口を約 270 人上回っており、老年人口比率も 20.3% となっています。さらに、平成 2 年から平成 12 年の 10 年間で、老年人口比率は約 27% に達し、市全体の 19.2% を約 7 ポイント上回る数値を示しています。

一方で、年少人口は年々減少しており、10 年間で約 140 人の減少となっています。年少人口の比率を市全体と比較してみると、中心市街地が約 2.9 ポイント低い数値となっています。中心市街地では市全体よりも早いペースで少子高齢化が進んでいます。

表 8 中心市街地の年齢別人口の推移 (単位: 人、%)

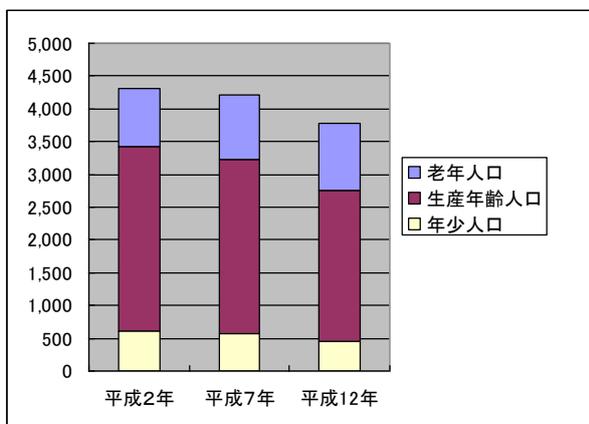
区分	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年
中心市街地内人口	4,310	4,209	3,770
老年人口	875	972	1,018
老年人口比率	20.3	23.1	27.0
生産年齢人口	2,828	2,675	2,291
生産年齢人口の比率	65.6	63.6	60.8
年少人口	601	562	461
年少人口の比率	13.9	13.4	12.2

資料: 国勢調査

※年少人口(0~14 歳)、生産年齢人口(15~64 歳)、老年人口(65 歳以上)

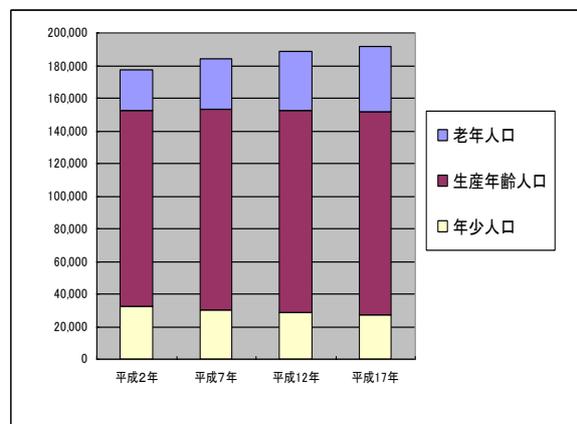
※年齢不詳を除く

図 5 中心市街地の年齢別人口の推移 (単位: 人)



資料: 国勢調査

図 6 山口市の年齢別人口の推移 (単位: 人)



資料: 国勢調査

表9 山口市の年齢別人口の推移 (単位:人、%)

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
総人口	177,852	184,039	188,693	191,677
老年人口	25,523	31,032	36,144	40,166
老年人口比率	14.4	16.9	19.2	21.0
生産年齢人口	119,938	122,700	123,978	123,991
生産年齢人口の比率	67.4	66.7	65.7	64.7
年少人口	32,210	30,209	28,568	27,507
年少人口の比率	18.1	16.4	15.1	14.4

資料：国勢調査

※年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）

※年齢不詳を除く

市全体の 65 歳以上親族のいる一般世帯数の推移をみると、昭和 60 年から平成 12 年の 15 年間で 1.5 倍の伸びを示し、高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯も増加傾向が見られます。平成 12 年時点の中心市街地と比べてみると、高齢者同居世帯が市全体よりも約 12 ポイント低く、高齢者単身世帯の割合が約 12 ポイント高くなっています。

表 10 65 歳以上親族のいる一般世帯の推移(山口市)

(単位:世帯、%)

区分	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年
一般世帯総数	57,434	61,953	68,056	73,037
65 歳以上親族のいる一般世帯	15,909	17,998	21,062	23,780
一般世帯に占める割合	27.7	29.1	30.9	32.6
高齢者単身世帯	2,186	3,004	3,961	5,110
構成比	13.7	16.7	18.8	21.5
高齢者夫婦世帯	3,131	4,254	5,911	7,228
構成比	19.7	23.6	28.1	30.4
高齢者同居世帯	10,592	10,740	11,190	11,442
構成比	66.6	59.7	53.1	48.1

資料:国勢調査

表 11 65 歳以上親族のいる一般世帯(中心市街地)

(単位:世帯、%)

区分	平成12年
一般世帯総数	3,972
65 歳以上親族のいる一般世帯	1,572
一般世帯に占める割合	39.6
高齢者単身世帯	532
構成比	33.8
高齢者夫婦世帯	477
構成比	30.3
高齢者同居世帯	563
構成比	35.8

資料:国勢調査

※中心市街地の数値は国勢調査の集計単位により、白石地区の数値としている。

白石地区は統計上の区分で中心市街地を含んでいる。

④事業所数、従業者数の状況

市全体では、事業所数は増加しており、従業者数も増加しているが近年その伸び率は小さくなっています。中心市街地では、共に減少傾向を見せています。こうしたことから中心市街地の市全体に対するシェアは、平成3年から13年の10年間で減少傾向を示しています。中心市街地から事業所、従業者の流出が進み、中心市街地の全体での相対的地位が低下してきています。

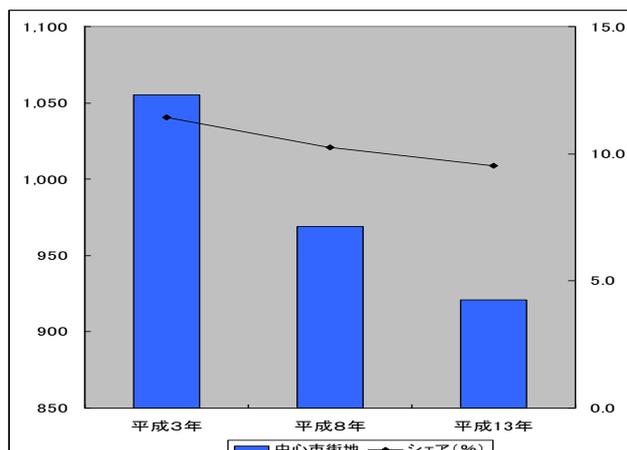
表 12 中心市街地内事業所数の推移(単位:所、%)

区分	平成3年	平成8年	平成13年
中心市街地 A	1,055	969	921
山口市 B	9,217	9,443	9,665
A/B×100	11.4	10.3	9.5

資料:事業所・企業統計調査

※ 事業所・企業統計調査の調査区と中心市街地とが完全には一致しないため、多少の誤差を含んでいる。

図 7 中心市街地内事業所数の推移 (単位:所、%)



資料:事業所・企業統計調査

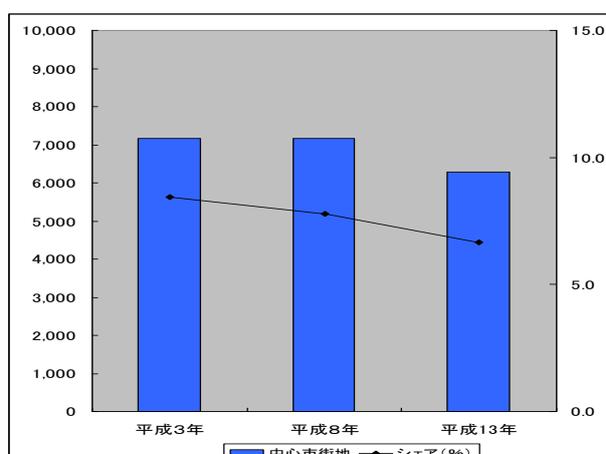
表 13 中心市街地内従業者数の推移(単位:人、%)

区分	平成3年	平成8年	平成13年
中心市街地 A	7,173	7,174	6,292
山口市 B	84,989	92,198	94,462
A/B×100	8.4	7.8	6.7

資料:事業所・企業統計調査

※ 事業所・企業統計調査の調査区と中心市街地とが完全には一致しないため、多少の誤差を含んでいる。

図 8 中心市街地内従業者数の推移 (単位:人、%)



資料:事業所・企業統計調査

表13-1 産業別事業所数、従業者数の市全体に対する割合

(単位:所、人、%)

区分	事業所数			従業者数		
	中心市街地	山口市	シェア	中心市街地	山口市	シェア
産業計	921	9,665	9.5	6,292	94,462	6.7
農林漁業	1	36	2.8	6	482	1.2
(第1次産業)	1	36	2.8	6	482	1.2
鉱業	0	15	0.0	0	177	0.0
建設業	31	1,058	2.9	187	8,715	2.1
製造業	15	356	4.2	185	7,575	2.4
(第2次産業)	46	1,429	3.2	372	16,467	2.3
電気・ガス・水道	1	17	5.9	135	669	20.2
運輸・通信業	20	276	7.2	607	6,114	9.9
卸売・小売業・飲食店	516	4,029	12.8	2,891	29,106	9.9
金融業・保険業	44	213	20.7	510	2,583	19.7
不動産業	20	412	4.9	44	1,082	4.1
サービス業	265	3,126	8.5	1,392	31,138	4.5
公務	8	127	6.3	335	6,821	4.9
(第3次産業)	874	8,200	10.7	5,914	77,513	7.6

資料:平成13年事業所・企業統計調査

各種事業所では、事業所数のうち約10%、従業者数のうち約7%が集積しています。業種別では特に、金融・保険業については市内の事業所数の約21%が集積しています。また、卸売・小売業・飲食店業については、市内の事業所数の約13%が集積しています。

⑤商業の動向

中心市街地の小売業の概況を平成16年商業統計調査で見ると、商店数は414店舗、従業者数は2,088人、年間商品販売額は29,300百万円、売場面積は53,492㎡となっており、売場面積以外は減少傾向にある状況です。売場面積の市全体に対するシェアは、郊外への大型店舗の立地等により、平成3年から16年にかけて14.9ポイントの減少となっています。

市全体では、商店数は減少し、従業者数、年間販売額及び売場面積は増加しています。小売業の年間商品販売額は、近年の郊外への大型店舗の進出などにより伸びを示しているものの、平成9年をピークに一旦減少し、その後ほぼ横ばいとなっています。

表14 中心市街地の小売業の商店数 (単位:店、%)

区分	平成3年	平成6年	平成9年	平成14年	平成16年
中心市街地A	550	504	466	425	414
山口市B	2,497	2,293	2,227	2,111	2,100
A/B×100	22.0	22.0	20.9	20.1	19.7

資料:商業統計調査

※ 中心市街地の数値は商業統計調査の集計単位により白石地区の数値としている。白石地区は統計上の区分で中心市街地を含んでいる。

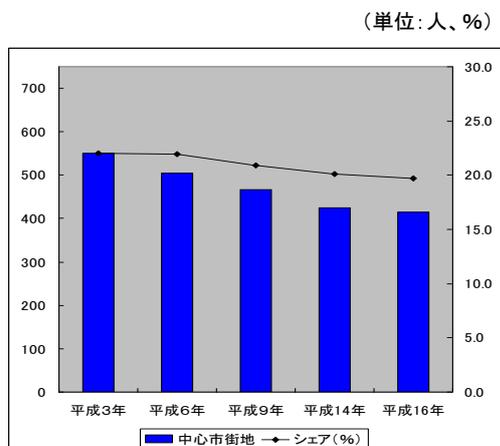
表15 中心市街地の小売業の従業者数 (単位:人、%)

区分	平成3年	平成6年	平成9年	平成14年	平成16年
中心市街地A	2,562	2,393	2,320	2,143	2,088
山口市B	10,879	11,336	12,279	13,166	13,478
A/B×100	23.5	21.1	18.9	16.3	15.5

資料:商業統計調査

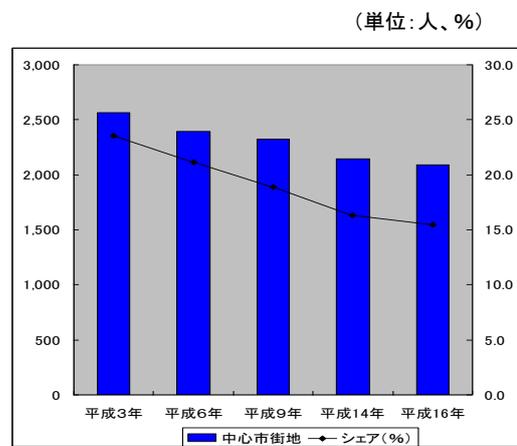
※ 中心市街地の数値は商業統計調査の集計単位により白石地区の数値としている。白石地区は統計上の区分で中心市街地を含んでいる。

図9 中心市街地の小売業の商店数



資料:商業統計調査

図10 中心市街地の小売業の従業者数



資料:商業統計調査

表 16 中心市街地の小売業の年間商品販売額 (単位:百万円、%)

区分	平成3年	平成6年	平成9年	平成14年	平成16年
中心市街地 A	51,607	49,837	46,736	33,040	29,300
山口市 B	197,383	204,909	232,572	217,056	223,972
A/B×100	26.1	24.3	20.1	15.2	13.1

資料:商業統計調査

※ 中心市街地の数値は商業統計調査の集計単位により白石地区の数値としている。白石地区は統計上の区分で中心市街地を含んでいる。

表 17 中心市街地の小売業の売場面積 (単位:m²、%)

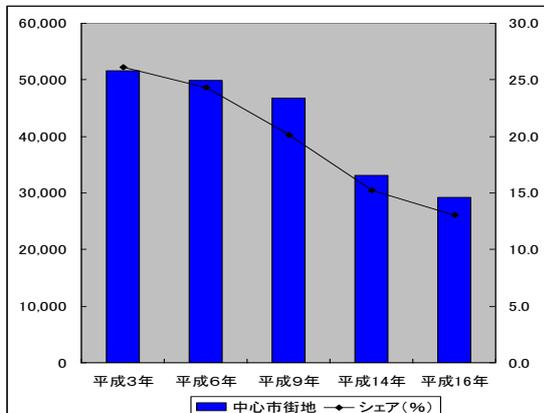
区分	平成3年	平成6年	平成9年	平成14年	平成16年
中心市街地 A	56,889	59,929	58,275	53,176	53,492
山口市 B	171,572	194,940	243,098	274,376	292,118
A/B×100	33.2	30.7	24.0	19.4	18.3

資料:商業統計調査

※ 中心市街地の数値は商業統計調査の集計単位により白石地区の数値としている。白石地区は統計上の区分で中心市街地を含んでいる。

図 11 中心市街地の小売業の年間商品販売額

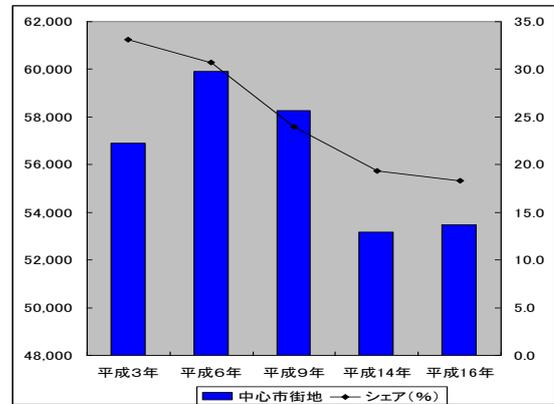
(単位:百万円、%)



資料:商業統計調査

図 12 中心市街地の小売業の売場面積

(単位:m²、%)



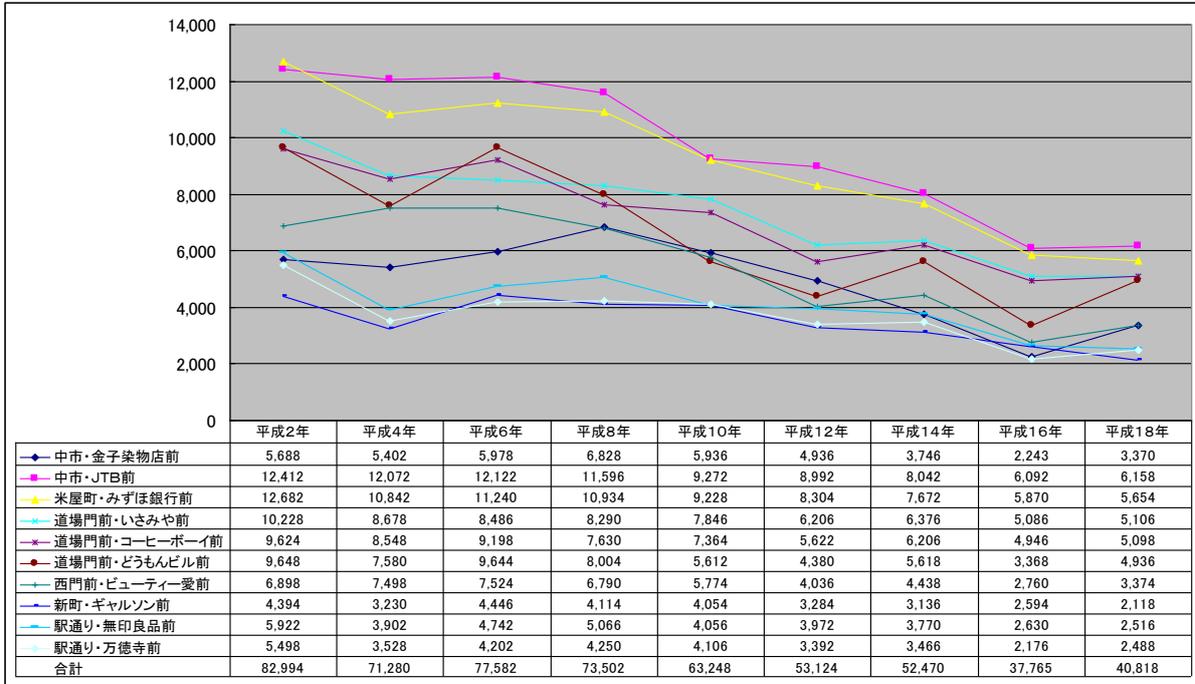
資料:商業統計調査

⑥中心商店街の通行量

中心商店街の通行量の動向について、平成18年の主要調査地点の通行量の合計は、平日が40,818人、休日が54,252人となっています。平成2年から平成18年までの約15年間の推移をみると、全体的には減少傾向となっており、中心商店街の求心力は衰退傾向にあります。

図13 山口中心商店街主要地点通行量の推移(平日)

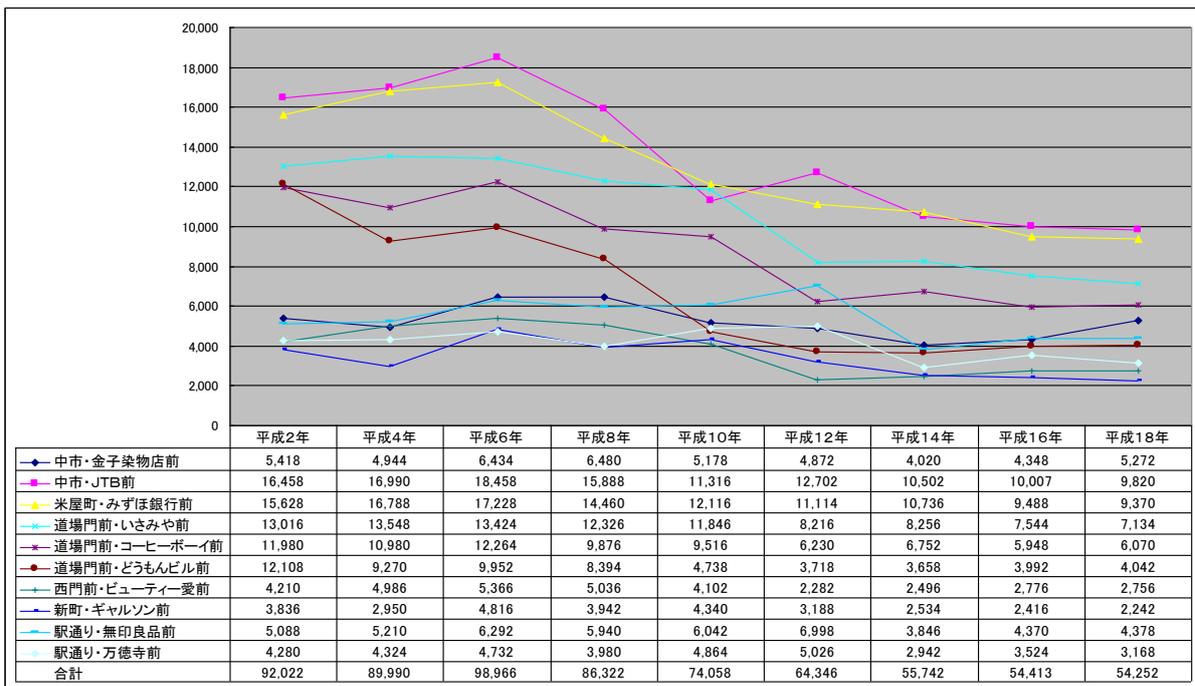
(単位:人)



資料:平成18年度山口市商店街通行量調査報告書(山口商工会議所)

図14 山口中心商店街主要地点通行量の推移(休日)

(単位:人)



資料:平成18年度山口市商店街通行量調査報告書(山口商工会議所)

⑦就業構造

平成 12 年国勢調査による本市の就業構造をみると、就業者総数は、総人口の約 50%に当たる 94,671 人となっています。平成 2 年から時系列的な推移をみると、総数で約 6 千人の伸び幅を示しているものの、ここ 5 年間では低迷しています。

産業別にみると、約 73%にあたる 68,635 人が第 3 次産業の就業者であり、県と比較すると、約 10 ポイント高く、第 3 次産業に特化した構造となっています。

卸売・小売業・飲食店は、市全体の概ね 1 / 4 を占めており、その割合は平成 2 年から 7 年にかけても同様です。

表 18 就業構造

(単位:人、%)

区分	山口市			構成比			山口県	
	H2	H7	H12	H2	H7	H12	H12	H12(構成比)
農林漁業	8,839	7,971	6,517	10.0	8.4	6.9	53,894	7.2
(第 1 次産業)	8,839	7,971	6,517	10.0	8.4	6.9	53,894	7.2
鉱業	118	159	156	0.1	0.2	0.2	927	0.1
建設業	8,021	9,325	9,377	9.1	9.8	9.9	88,430	11.8
製造業	10,240	10,427	9,464	11.6	11.0	10.0	132,677	17.8
(第 2 次産業)	18,379	19,911	18,997	20.7	21.0	20.1	222,034	29.7
電気・ガス・水道	693	749	726	0.8	0.8	0.8	5,270	0.7
運輸・通信業	5,556	5,613	5,707	6.3	5.9	6.0	48,977	6.6
卸売・小売業・飲食店	20,752	22,185	21,962	23.4	23.4	23.2	159,375	21.3
金融業・保険業	2,562	2,537	2,476	2.9	2.7	2.6	17,595	2.4
不動産業	489	511	615	0.6	0.5	0.6	4,034	0.5
サービス業	24,282	27,887	29,659	27.4	29.4	31.3	199,156	26.7
公務	6,898	7,361	7,490	7.8	7.8	7.9	32,903	4.4
(第 3 次産業)	61,232	66,843	68,635	69.1	70.4	72.5	467,310	62.6
合計	88,619	94,980	94,671	100.0	100.0	100.0	746,704	100.0

資料:国勢調査

※合計には分類不能の産業を含む

⑨運転免許保有状況

本市における運転免許保有者数は、年々増加しています。本市の免許取得者は県平均よりも3ポイント高い状況となっています。

表 19 山口市の運転免許保有者数の推移

(単位：人、%)

区分	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
免許保有者	105,924	108,484	111,129	112,916	114,355	115,522	117,051	118,579	120,182
総人口	179,469	181,218	182,406	183,520	184,134	184,759	184,902	185,851	186,603
総人口に対するシェア	59.0	59.9	60.9	61.5	62.1	62.5	63.3	63.8	64.4

資料：山口県警察本部交通部運転免許課

※山口市の人口は住民基本台帳、各年3月末現在

表 20 山口県の運転免許保有者数の推移

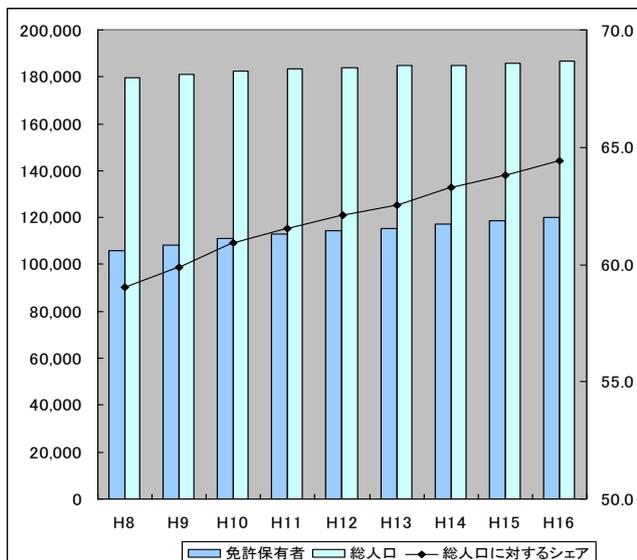
(単位：人、%)

区分	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
免許保有者	860,729	874,080	888,347	897,301	903,387	909,338	917,828	924,923	930,894
総人口	1,550,419	1,547,630	1,543,727	1,540,354	1,534,435	1,528,944	1,522,696	1,517,954	1,512,333
総人口に対するシェア	55.5	56.5	57.5	58.3	58.9	59.5	60.3	60.9	61.6

資料：山口県警察本部交通部運転免許課

※山口県の人口は住民基本台帳、各年3月末現在

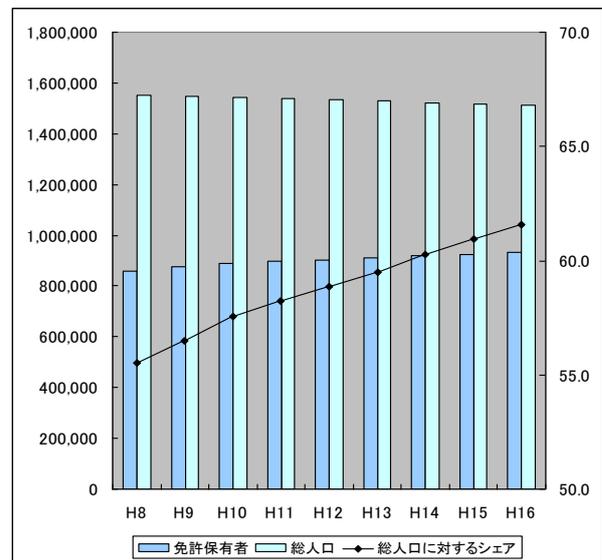
図 16 山口市の運転免許保有者数 (単位：人、%)



資料：山口県警察本部交通部運転免許課

※：山口市の人口は住民基本台帳、各年3月末現在

図 17 山口県の運転免許保有者数 (単位：人、%)



資料：山口県警察本部交通部運転免許課

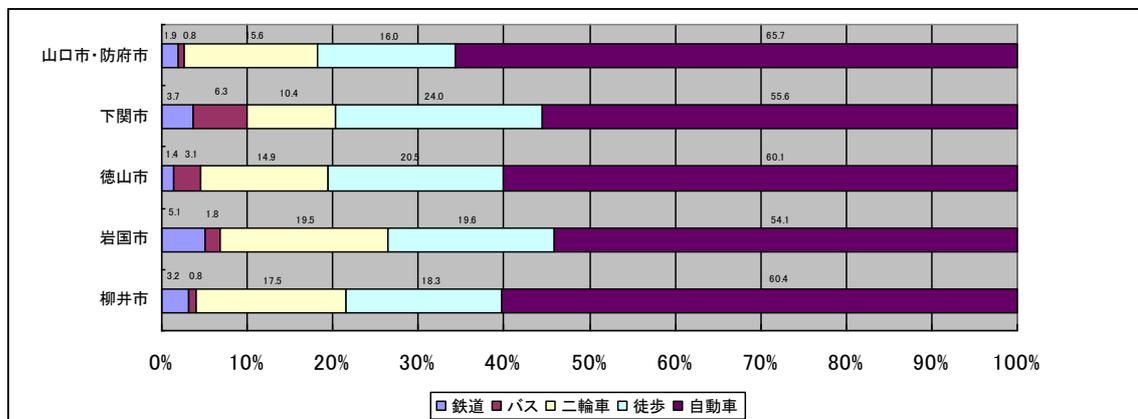
※山口県の人口は住民基本台帳、各年3月末現在

⑩代表交通手段からみた人の動き

山口市では他都市と比べて自動車利用の割合が高く、鉄道・バスといった公共交通の利用割合が低くなっています。

図 18 代表交通手段構成比

(単位:%)



資料:平成16年度山口・防府都市圏総合交通体系調査

⑪中心商店街に対する意向調査

山口の中心商店街の満足度に関するアンケート

(ア) 目的

山口の中心商店街の活性化に向け、市民の視点から中心商店街の満足度・重要度を把握すること。

(イ) 調査方法

平成18年6月1日現在の住民基本台帳から18歳以上80歳未満の市民を対象に無作為に抽出した約5,000人を対象。

(ウ) 実施時期

平成18年6月から7月。

(エ) 調査方法

郵便法。無記名による自記方式。

(オ) 回収率等

回答数は約1,700件で、回収率は約34%。

(カ) 結果概要

・商店街に足りないと思われる施設・設備について

男女別に見た場合、「トイレ」が男性22.3%、女性が20.5%と高くなっています。また、「休憩所・ベンチ」も男性18.4%、女性21.2%と高くなっています。この「トイレ」「休憩所・ベンチ」などが、商店街に不足しているとされる施設として挙げられています。

また、年齢別に見た場合、男女別のときと同じく「トイレ」「休憩所・ベンチ」の割合が高くなっています。年齢別の特徴が現れているのは「休憩所・ベンチ」であり、年齢層が高くなるほど、「休憩所・ベンチ」が不足していると感じる人が多くなる傾向にあります。

子育て世代では「託児所」や「公園」など子供に関連する施設・整備が不足していると感じている人が多くなっています。

・商店街で今後あって欲しい、更に充実して欲しい仕組み・サービスについて

男女別に見てみると、「豊富な品揃え」を求める声が男性 13.7%、女性 12.5%と高く、続いて「多種多様な店の業種」「入店しやすい雰囲気」「商品等の低価格化」「営業時間の延長」を望む声が高くなっています。

また、年齢別に見てみると、29歳以下から40歳代までは「豊富な品揃え」「多種多様な店の業種」と、「営業時間の延長」を望む声の比率が高く、50歳代から70歳以上までは「入店しやすい雰囲気」を求める声の比率が高くなっています。

・商店街にあって欲しい物販店舗について

男女別に見てみると、「都市型百貨店」が男性 16.8%、女性 17.7%と高く、続いて「スーパー」が男性 13.2%、女性 11.2%、「ディスカウントショップ」男性 10.3%、女性 9.4%と高くなっています。

また、年齢別に見てみると、29歳以下から50歳代までは「都市型百貨店」が最も高く、60歳から70歳以上は「スーパー」を望む声が高くなっています。

・商店街にあって欲しい飲食店舗について

男女別に見てみると、女性では「喫茶店・カフェ」を望む声が 17.8%と高く、男性では「ファミリーレストラン」を望む声が 16.5%と高くなっています。そのほかにも「専門飲食店（和・洋・中）」や「食堂・定食屋」を望む声が高くなっています。

また、年齢別に見てみると、29歳以下から30歳代までは「喫茶店・カフェ」を望む声が高く、40歳代から50歳代までは「ファミリーレストラン」を望む声が高くなっています。また、60歳代では「専門飲食店（和・洋・中）」が高く、70歳以上では「食堂・定食屋」と「ファミリーレストラン」が高くなっています。

・商店街がショッピング街であると同時に今後どうなって欲しいかについて

男女別に見てみると、「それぞれの店が個性を出し活気のある街であって欲しい」が男性 30.0%、女性 30.2%と最も高く、続いて「市民が憩える街であって欲しい」が男性 21.7%、女性 20.4%と高くなっています。

また、年齢別に見てみると、29歳以下から60歳代までが「それぞれの店が個性を出し活気のある街であって欲しい」が高く、70歳以上では「市民が憩える街であって欲しい」が高くなっています。また、29歳以下から40歳代までは「イベント等でもっと賑わいのある街になって欲しい」が高く、50歳代から70歳以上では「歴史や文化の香りがする観光客が訪れる街であって欲しい」を望む傾向もあります。若者ほど「住みやすい街であって欲しい」と望む傾向があります。

(6) これまでの中心市街地活性化基本計画の取組み

旧山口市では、平成11年3月に旧法に基づき中心市街地活性化基本計画を策定、公表し、中心市街地の活性化に努めてきました。

平成10年に商店街から撤退した大規模店舗について、基本計画において西の核として位置づけ、地元関係者からの要望なども考慮したうえで平成12年10月に市が取得し、その後、食料品スーパーマーケット、起業家支援施設などを誘致し、中心市街地の活性化に寄与してきました。

中心市街地の駐車場不足に対して駐車場整備地区を拡大するとともに助成条例を整備し民間事業者の支援を行ってきました。

中園町においては土地区画整理事業を施行（平成15年度完了）し、中央公園（平成16年度供用開始）、市営住宅（平成13年度供用開始）、山口情報芸術センター（平成15年11月開館）を整備しました。中でも山口情報芸術センターには平成17年度には約30万人が市内外から訪れています。

また、地元のまちづくり活動も活発であり、中心商店街を含む商業活性化地区において、基本計画に基づくまちづくりを円滑に推進するための研究及び協議を行い、活性化並びに良好な環境の確保を目的とした「山口中心市街地まちづくり推進協議会」が平成11年10月に設立されており、広報誌、中心市街地の歴史を紹介するパンフレット「やまぐち歴史街道」を作成するなど活動されています。さらに、この協議会の下部組織として7つのブロック協議会が設立されており、一の坂川という河川の特性を活かしたまちづくりへの取組みや中心市街地の歴史的な場所を紹介するサインの設置、アートふる山口への参加、クリスマスイルミネーションの実施、清掃活動など地域に根ざした活動を続けています。

湯田温泉を含む観光コンベンション活性化地区では、基本計画に基づくまちづくりを円滑に推進するための研究及び協議を行い、活性化並びに良好な環境の確保を目的として「湯田温泉まちづくり協議会」が平成16年11月に設立されており、部会を設けて活動を続けています。駐車禁止取締重点地区に指定されたことに伴って、タクシーが待機できるスペースを設けるため、地元住民、タクシー協会、部会で調整を重ね、タクシーベイを設置しています。また、湯田温泉のシンボルロードなどの計画についても検討を重ねており、湯田温泉という資源を活かした活動を続けています。

これら諸施策を実現した反面、不十分であった部分や、今後の課題として残っているものもあります。

旧基本計画では中心市街地の活性化に必要な事業を網羅して記載しており、地元の合意形成など条件が整った段階で着手していくという形をとっていました。

事業について、財源や地元の合意など、現実的な課題をクリアして実施可能なものかどうかという検証が、不十分な部分があったと考えられます。計画中に記載した事業数の実施率は約3割でした。

また、事業成果の検証について、明確な目標数値を設定していなかったため、事後評価が困難でした。事業実施した結果どのような効果が期待されるかということや、その事業が成功であったかどうかを検証するための目標とする数値を設定していなかったため、フォローアップが十分にできませんでした。明確な目標を設定し、その目標に対して十分な

成果を挙げているのかということを検証することで、問題点の把握や、その後の対策、どのような事業が有効であるかというデータ収集に繋がると考えられるので、今後、実施すべき事業については、中心市街地の活性化に対して、真に有効なものを精査し、その効果の予測や成果指標の設定、実現可能性を十分に検討していかなければなりません。

中心市街地の対象エリアについては、163haと広大であり、エリア内を「商業活性化地区」、「情報文化業務活性化地区」、「観光コンベンション活性化地区」の3つの地区に分けて事業を実施していくこととしていましたが、事業が地区単位で完結しており、地区間の波及効果が低かったと考えられます。事業や投資効率の観点から区域についてはより絞り込む必要があります。

また、個々の事業を切り離して考えるのではなく、それぞれが中心市街地の活性化に対して、有機的に連動して寄与していくような、面的な発想で、ハード・ソフト両方の事業をバランス良く展開していくことも重要です。

旧法に基づく基本計画の反省すべき点と継承すべき点を踏まえ、新たに作成する基本計画策定に活かしていかなければならないと考えています。

(7) 中心市街地の課題

これまでの中心市街地活性化の取り組みや中心商店街の満足度に関するアンケート、パブリックコメントなどを踏まえ、以下の各項目について課題を整理しました。

・近年、本市の郊外地域に大規模小売店が相次いで立地したことに伴い、中心市街地における小売業店舗数、従業者数、小売業の年間販売額及び小売業の売場面積が共に減少傾向を示しており、商業の空洞化が進んでいます。都市基盤の整った中心市街地の大きな核である商業空間を魅力あるものとしてにぎわいを取り戻すことが課題となっています。

・約 600 年前、時の権力者である大内氏が京都の鴨川に見立てた一の坂川が中心市街地を貫流しています。中心市街地の上流は河川整備により、春は桜、夏はゲンジボタルなどを楽しめる場となっていますが、中心市街地における一帯は河川整備がされていないため、魅力に欠けるものとなっています。今後、こうした河川を活かした取り組みを進めるとともに中心商店街との回遊性を高めることが課題となっています。

・本市の人口は当面増加することが予測されるものの、長期的には全国的な傾向と同様、逡減していくものと思われます。こうした中、地方自治体を取り巻く環境はますます厳しさを増すものと予測され、コンパクトなまちづくりが課題となっています。また、本市の中心市街地及び周辺には様々な都市福利施設のストックがあることから、市民にとってより利用しやすい環境づくりが必要です。今後、中心市街地において多様化する市民ニーズが満足できるよう、都市機能の向上、アクセス利便性の向上、様々な媒体を活用した情報の提供が課題となっています。

・本市中心市街地の人口は、近年、マンション等の立地により、急激な減少に歯止めがかかりつつあるものの、依然として減少傾向が続いています。効率的な都市経営の観点から都市基盤や都市的なサービスの整った中心市街地への人口集積が課題となっています。

・本市の中心市街地の老年人口は、すでに 27% を占めており、今後も老年人口の増加傾向が続くものと予測されます。また、障がい者が様々な活動に参加する機会を確保することが求められています。このため高齢者、障がい者などあらゆる人が訪れやすく、過ごしやすいまちづくりが課題となっています。

・中心市街地は、単に買物の場や様々な都市的サービスを楽しむのみでなく、休憩所やベンチを設置し市民が憩えるコミュニティ空間、居住者や来街者が楽しめる空間を創出することが課題となっています。

・中心市街地と一体として栄えた大内文化の歴史資源が色濃く残る大内文化特定地域や文化施設の集積したパークロード周辺や中園町の山口情報芸術センターなど、隣接する地域の文化的資源の活用やそれらとの連携を図り、文化に彩られたまちの風格をよりいっそう高めていくことが課題となっています。

(8) 基本的な方針

次の3つの視点から中心市街地の活性化を図ることとします。

にぎわいのあるまち

商業、文化をはじめとした都市機能の充実と連携を図り、多様な目的を持って訪れる人々に満足感を与え、交流の活発なまちの創出を目指します。

まちのにぎわいの大きな要素である中心商店街のにぎわいを取り戻していくこと、歴史と文化に彩られたまちの資源を活用していくこと、新しい文化や情報発信などの機能向上を図っていくことなどにより、区域内だけでなく周辺との連携を促進し、にぎわいのあるまちの創出を目指します。

暮らしやすいまち

暮らしに必要なサービスや公共交通の利便性をさらに向上させることにより、気楽にでかけられ、誰もが住んでみたくなるような、安全で利便性の高い環境を提供するまちの創出を目指します。

少子高齢社会が進む中でコンパクトなまちづくりを進めるとともに、誰もが住みやすい環境の整備を図り便利で暮らしやすいまちの機能を向上させることにより、魅力を持ったまちの創出を目指します。

自然と文化の薫るまち

本市の中心市街地には、約600年前、時の権力者である大内氏が京都の鴨川に見立てた一の坂川が貫流しています。こうした既存の河川を美しく再生し、自然と融合した個性的なまちづくりを目指します。

また、本市は、中世から近代の歴史文化、現代の生活文化や芸術文化といった中世—近代—現代という3つの特徴ある時代性を持ったまちであることから、受け継がれてきた本市特有の歴史や文化を次世代に継承するとともに、新しい文化の創造性や個性を未来へ伝えていくため、これらを感じられるまちの創出を目指します。

このように、中心市街地は周囲に自然があふれ、歴史と伝統に育まれた大殿地区と新たに整備した山口情報芸術センターの立地する地区に隣接している優位性、特徴を活かし、「自然と文化」をキーワードとしたまちづくりを進めます。

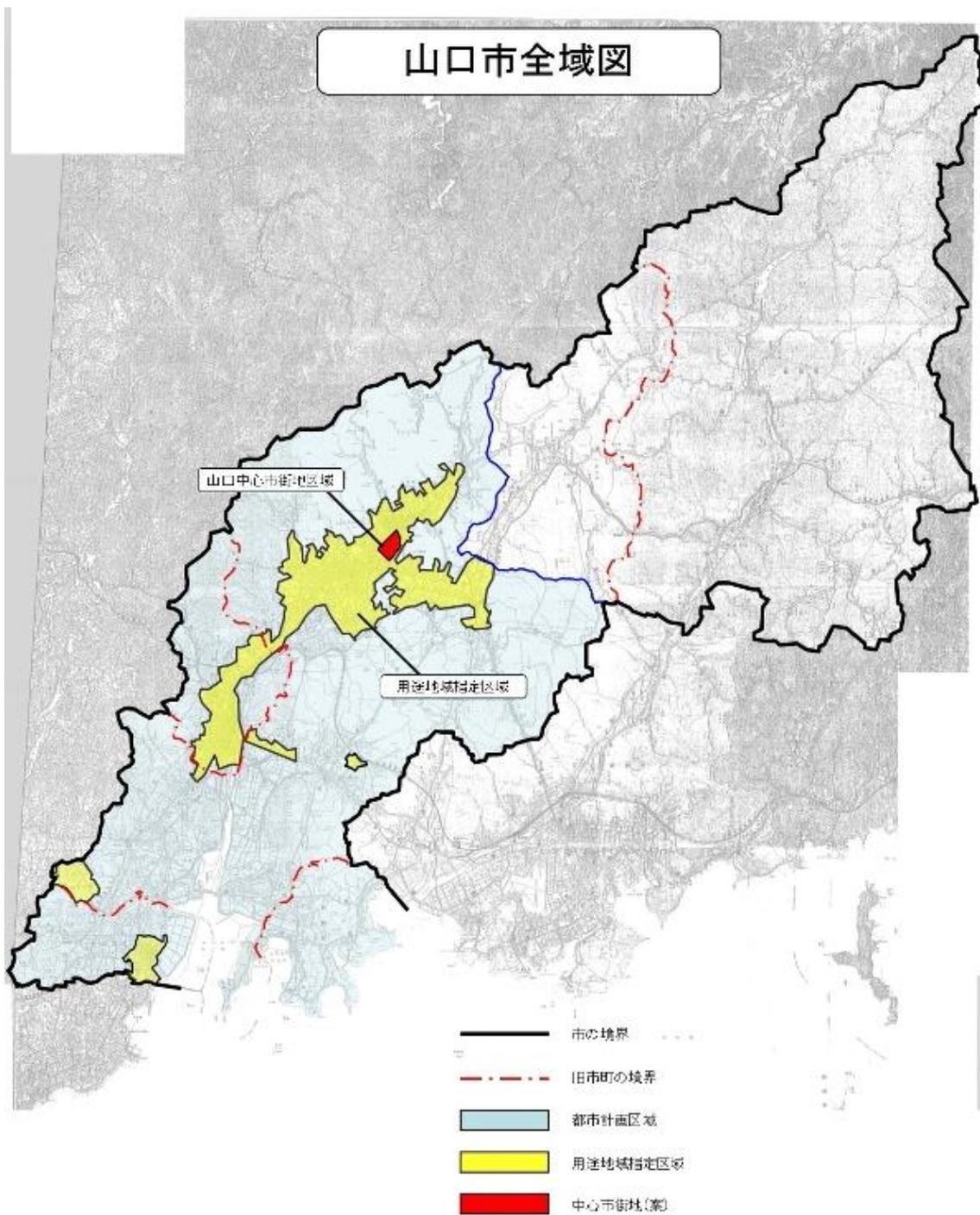
2. 中心市街地の位置及び区域

[1] 位置

位置設定の考え方

本市の中心市街地は、市域のほぼ中央部で、山口駅から商店街を含み小売商業の店舗、事業所などが集積する区域を設定します。

(位置図)



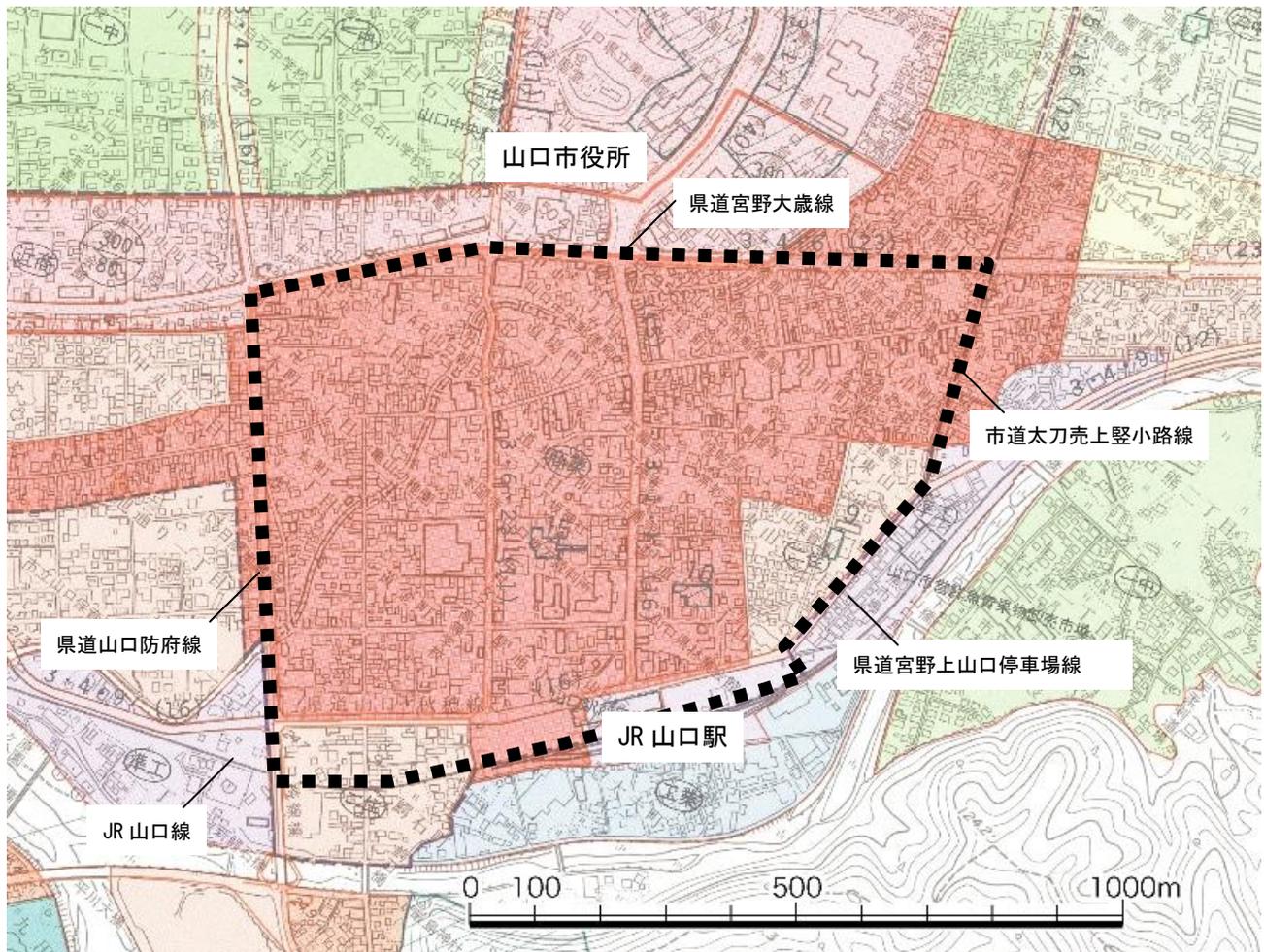
[2] 区域

区域設定の考え方

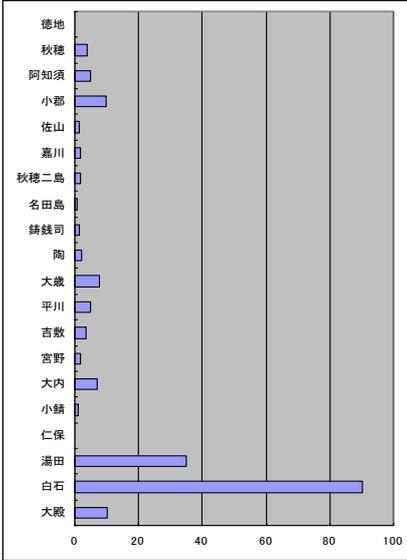
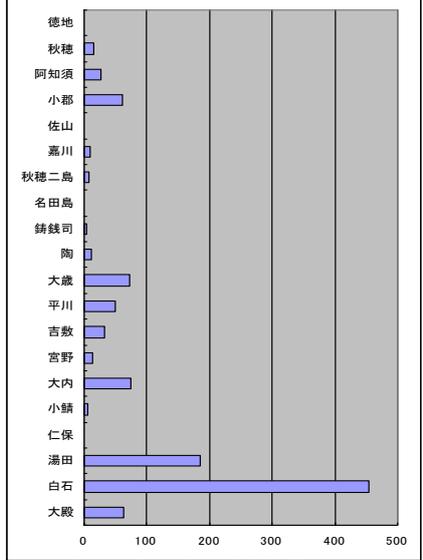
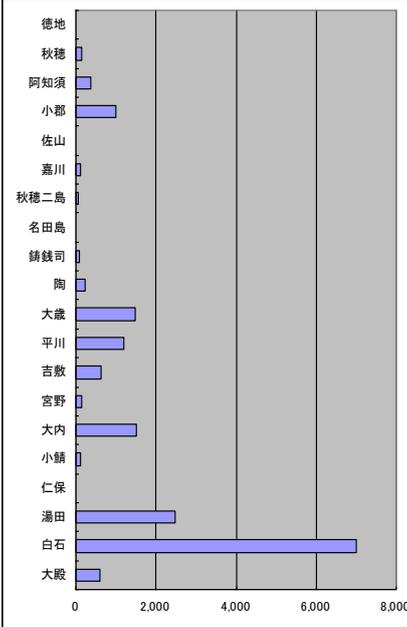
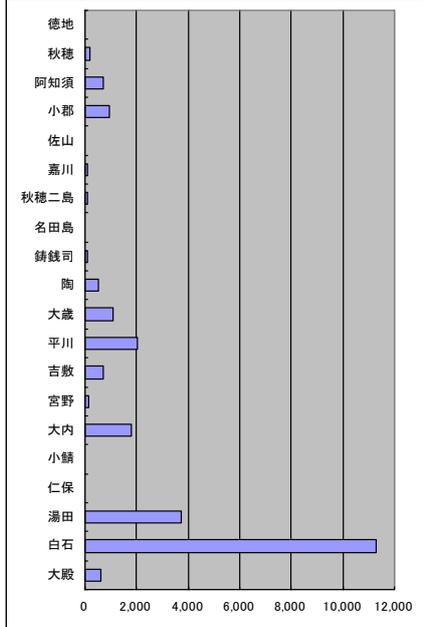
本区域については、「駅通り1丁目、駅通り2丁目、大市町、黄金町、米屋町、中央1丁目、中央3丁目、道場門前1丁目、道場門前2丁目、中市町、東山1丁目、本町1丁目、本町2丁目並びに惣太夫町及び鰐石町のうちJR山口線北側の部分、東山2丁目のうち県道宮野上山口停車場線西側の部分」とします。

区域の設定については、商業地域及び近隣商業地域を中心に、相当数の小売商業、各種事業所が集積しており、最近の動向として衰退が進み機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じるおそれがある区域であり、当区域における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することにより、本市及び周辺地域の発展に有効な区域とします。また、土地利用、事業実施範囲などから集中的、効果的な取組みが可能な約75haの面積の区域とします。なお、区域の境界は、道路、鉄道などの地形、地物等区域の範囲を明示するのに適切なものとします。

(区域図)



[3] 中心市街地要件に適合していることの説明

要件	説明
<p>第1号要件</p> <p>当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること</p>	<p>中心市街地は、面積は市域面積に対して約1%ですが、次のとおりの集積があり、市内で最も高い集積となっています。</p> <p>(1) 小売業の集積</p> <p>本市の小売業の集積を地区別に比べてみると、中心市街地を含む白石地区は商店数、従業者数、年間商品販売額、売り場面積のいずれにおいても最も集積しています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="502 600 901 627"> <p>k²当たり小売商店数 (単位: 店/k²)</p>  <p>資料: 平成14年商業統計調査</p> </div> <div data-bbox="997 600 1396 627"> <p>k²当たり従業者数 (単位: 人/k²)</p>  <p>資料: 平成14年商業統計調査</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div data-bbox="502 1272 901 1299"> <p>k²当たり年間商品販売額 (単位: 百万円/k²)</p>  <p>資料: 平成14年商業統計調査</p> </div> <div data-bbox="997 1272 1396 1299"> <p>k²当たり売り場面積 (単位: m²/k²)</p>  <p>資料: 平成14年商業統計調査</p> </div> </div>

小売業では、店舗数のうち約20%、従業者数のうち約16%、年間商品販売額のうち約13%が中心市街地に集積しています。

小売業の状況

(店、人、百万円、%)

区分	中心市街地	山口市	対市シェア
店舗数	414	2,100	19.7
従業者数	2,088	13,478	15.5
年間商品販売額	29,300	223,972	13.1

資料：平成16年商業統計調査

※ 中心市街地の数値は商業統計調査の集計単位により白石地区の数値としている。白石地区は統計上の区分で中心市街地を含んでいる。

(2) 各種事業所の集積

各種事業所では、事業所数のうち約10%、従業者数のうち約7%が集積しています。業種別では特に、金融・保険業については市内の事業所数の約21%が集積しています。また、卸売・小売業・飲食店業については、市内の事業所数の約13%が集積しています。

各種事業所の状況

(所、人、%)

区分	中心市街地	山口市	対市シェア
事業所数	921	9,665	9.5
従業者数	6,292	94,462	6.7
事業所数 (金融・保険業)	44	213	20.7
従業者数 (金融・保険業)	510	2,583	19.7
事業所数(卸売・ 小売・飲食業)	516	4,026	12.8
従業者数(卸売・ 小売・飲食業)	2,891	29,106	9.9

資料：平成13年事業所・企業統計調査

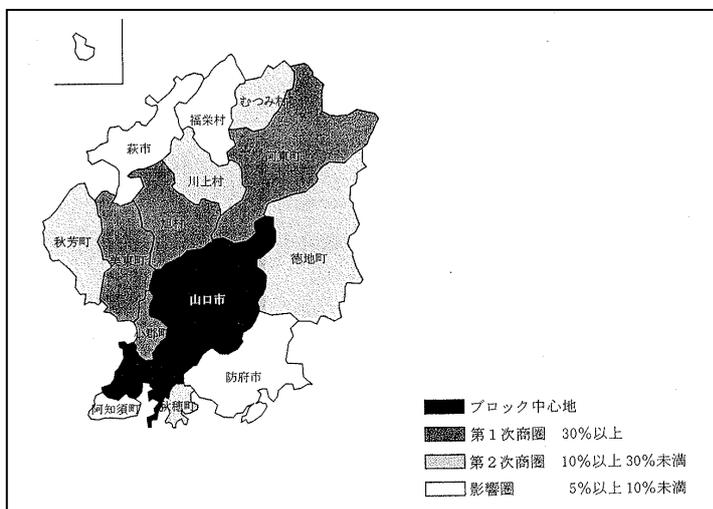
(3) 都市福利施設の集積

中心市街地は商店街を含み、高等学校、公民館などの教育文化施設、病院などの医療施設、子育て支援施設、市民活動支援施設、高齢者交流施設などの社会福祉施設、郵便局、銀行、新聞社、テレビ局など多数の施設が集積しています。更に近接周辺部においても、国の出先機関、県庁、県警本部、市役所といった行政機関、幼稚園、小・中・高等学校、県立美術館、県立博物館、県立図書館などの教育文化施設、病院などの医療施設、社会福祉施設など多数の都市福利施設が立地しています。

(4) 商圏について

旧山口市の商勢力圏は、合併前の平成14年山口県買物動向調査によると、第1次商圏が小郡町、美東町、阿東町、旭村。第2次商圏が徳地町、秋穂町、秋芳町、川上村、むつみ村。影響圏が萩市、防府市、阿知須町、福栄村と13市町村に及んでいます。

旧山口市の商圏



資料：平成14年山口県買物動向調査

(5) 昼夜間人口について

旧山口市の昼夜間人口をみると平成7年から昼間人口が夜間人口を上回っており、都市としての求心力の高まりを見せています。その流入先をみると西は下関市、東は旧徳山市と広い範囲から流入しています。

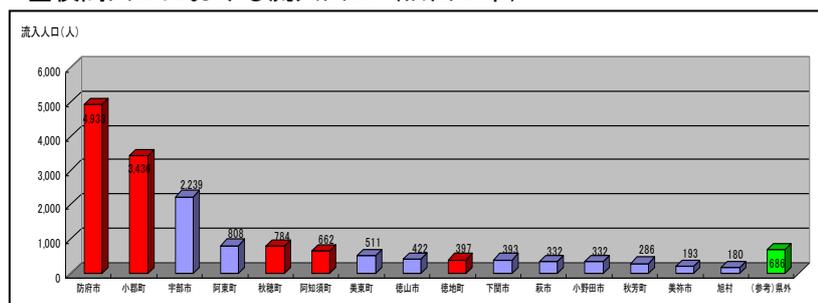
昼夜間人口における流出・流入人口の推移(旧山口市) (単位:人、%)

項目	夜間人口	昼間人口	流出人口	流入人口	昼夜間人口比率
平成2年	129,461	129,130	13,670	13,512	99.7
平成7年	135,579	135,797	15,578	15,797	100.2
平成12年	140,445	142,430	15,914	17,899	101.4

資料:国勢調査

※旧山口市での集計

昼夜間人口における流入人口(旧山口市)



資料:国勢調査(平成12年10月) ※旧山口市の数値

このように相当数の小売商業、事業所、都市福利施設が本地域を中心に集積しています。また、本市では、中心市街地を中心に商圈が形成されており、小売業の店舗数の約20%、各種事業所の約10%が集積しており、中心市街地は本市及び山口県において、中心的な役割を担っています。

第2号要件

当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること

中心市街地の様々な集積が低下し、市全体の都市活動と経済活力が停滞するおそれがあります。

(1) 中心市街地の事業所数、従業者数は減少し、集積が低下
市全体では、事業所数は増加しており、従業者数も増加しているが、近年その伸び率は小さくなっています。中心市街地では、事業所数、従業者数共に減少傾向を見せています。

中心市街地内事業所数の推移 (単位: 所、%)

区分	平成3年	平成8年	平成13年
中心市街地 A	1,055	969	921
山口市 B	9,217	9,443	9,665
A/B×100	11.4	10.3	9.5

資料: 事業所・企業統計調査

※ 事業所・企業統計調査の調査区と中心市街地地域とが完全には一致しないため、多少の誤差を含んでいる。

中心市街地内従業者数の推移 (単位: 人、%)

区分	平成3年	平成8年	平成13年
中心市街地 A	7,173	7,174	6,292
山口市 B	84,989	92,198	94,462
A/B×100	8.4	7.8	6.7

資料: 事業所・企業統計調査

※ 事業所・企業統計調査の調査区と中心市街地地域とが完全には一致しないため、多少の誤差を含んでいる。

(2) 小売業の店舗数、従業者数、年間商品販売額は減少

本市全域の小売業商店数も減少傾向にあり、平成16年には平成3年の約84%の商店数となっています。中心市街地では平成16年の商店数は平成3年の約75%となっています。

本市全域の小売業の従業者数は増加していますが、中心市街地では、平成16年の従業者数は平成3年の約82%となっています。

本市全域の小売業の年間商品販売額は平成9年をピークに一旦減少し、その後ほぼ横ばいとなっています。中心市街地では平成16年は平成3年の約57%の額となっており、大きく減少しています。

中心市街地の小売業の商店数

(単位:店、%)

区分	平成3年	平成6年	平成9年	平成14年	平成16年
中心市街地 A	550	504	466	425	414
山口市 B	2,497	2,293	2,227	2,111	2,100
A/B×100	22.0	22.0	20.9	20.1	19.7

資料:商業統計調査

※ 中心市街地の数値は商業統計調査の集計単位により白石地区の数値としている。白石地区は統計上の区分で中心市街地を含んでいる。

中心市街地の小売業の従業者数

(単位:人、%)

区分	平成3年	平成6年	平成9年	平成14年	平成16年
中心市街地 A	2,562	2,393	2,320	2,143	2,088
山口市 B	10,879	11,336	12,279	13,166	13,478
A/B×100	23.5	21.1	18.9	16.3	15.5

資料:商業統計調査

※ 中心市街地の数値は商業統計調査の集計単位により白石地区の数値としている。白石地区は統計上の区分で中心市街地を含んでいる。

中心市街地の小売業の年間商品販売額

(単位:百万円、%)

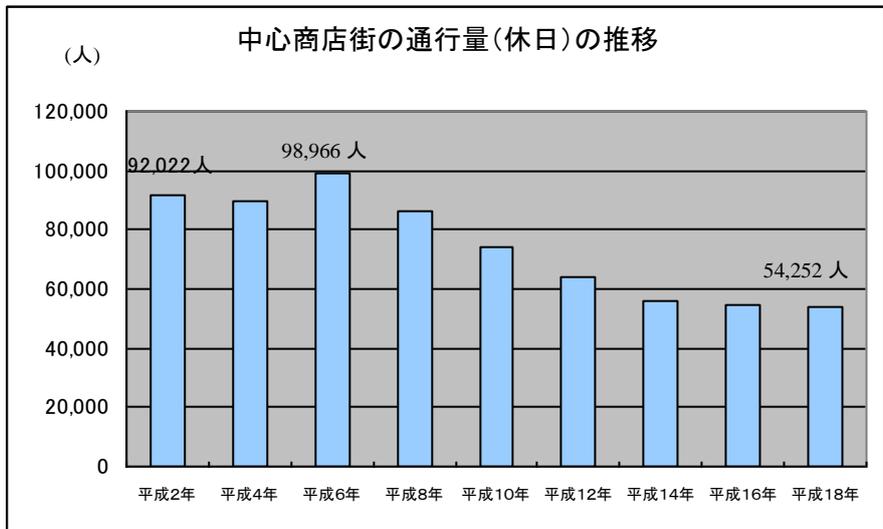
区分	平成3年	平成6年	平成9年	平成14年	平成16年
中心市街地 A	51,607	49,837	46,736	33,040	29,300
山口市 B	197,383	204,909	232,572	217,056	223,972
A/B×100	26.1	24.3	20.1	15.2	13.1

資料:商業統計調査

※ 中心市街地の数値は商業統計調査の集計単位により白石地区の数値としている。白石地区は統計上の区分で中心市街地を含んでいる。

(4) 中心商店街の歩行者通行量は減少

中心商店街の通行量（休日）は減少を続けており、平成18年の通行量は平成2年の約59%となっています。



資料：平成18年度山口市商店街通行量調査報告書(山口商工会議所)

以上のように本地域は事業所数、従業者数、小売業の商店数、販売額及び小売業従業者数が減少しています。市全体においても商店数が減少し、従業者数の伸び率が低下し、年間商品販売額は平成9年をピークにほぼ横ばい状況となっていることから、本市の機能的な都市活動の確保と経済活力の維持の中心的な役割を果たす地域としての集積が低下しつつあり、このままでは市全体の都市活動と経済活力が停滞するおそれがあります。

<p>第3号要件</p> <p>当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上と総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること</p>	<p>中心市街地の活性化は市町村の合併の特例に関する法律第5条に基づく市町村建設計画、山口都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等と整合を図り進めていくこととしており、中心市街地活性化の推進は、山口市全域の発展にとって有効かつ適切です。</p> <p>(1) 市町村の合併の特例に関する法律第5条に基づく市町村建設計画</p> <p>山口県央部1市4町合併協議会が、平成16年12月に策定した「新県都のまちづくり計画」(新市建設計画)において、本地域は新市の都市活力の創造エリアとして位置づけ、県都として集積した高次都市機能の一層の集積と高度化を図るとともに、近隣都市との積極的な連携・補完により、県全域に質の高い都市的サービスを提供することとしています。また、文化交流プロジェクトとして、中心商店街などの都市活力を支えるにぎわい空間の活性化を進めることにより、市内及び周辺地域から多くの人や情報等を呼び込み、知的・文化的な付加価値が創造される交流拠点づくりを進めることとしています。</p> <p>(2) 山口都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針</p> <p>山口県において、「山口都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」が決定されています。</p> <p>都市づくりの基本理念として「自然・歴史・文化と活気に彩られた県都にふさわしい中核都市づくり」が掲げられています。</p> <p>この中で、「特色ある歴史や身近な自然を活用した県都にふさわしい個性豊かな中心市街地の整備を図り、にぎわいのある美しい都市づくりを進める。」「中心市街地の再構築と活性化を図るとともに、既成市街地の魅力の向上と郊外部での市街地拡大を抑制し、魅力ある都市機能の集積したコンパクトな都市づくりを進める。」こととしています。</p> <p>(3) 山口市総合計画(平成19年度策定予定:平成19年3月中間案を公表)</p> <p>公共投資の財源的な制約が大きくなる中で都市整備にかかる投資についても効率性が求められます。また、土地利用に関する法律の趣旨にそった土地利用とコンパクトな都市構造の形成を進めていく必要があり、すでに整備された都市施設や都市基盤を有効に活用し、中心市街地をはじめまとまりがあり生活の拠点となっている地域については計画的な市街地形成を図ってくことを検討しています。</p>
---	---

(4) 山口都市核・小郡都市核再生ビジョン成 19 年度策定予定)

本市は県都として、一定程度の中枢管理機能や高次都市機能が備わり、山口県の中心都市としての発展が期待できることから、より一層の高次都市機能の集積や地域資源の活用により、市内はもとより県の発展を支え、けん引し、県全域に質の高いサービスなどを提供できる中核都市の形成を目指しています。中でも中心市街地を都市活力の拠点、いわゆる都市核と位置づけ、高次都市機能をさらに充実することにより、県都中核都市としての総合的な求心力、都市活力の向上を図っていくことを検討しています。

当該区域は、本ビジョンにおける山口都市核に位置しています。山口都市核においては、多様な地域資源を積極的に活用するとともに、都市機能の効果的、効率的な整備充実により、にぎわいや風格の創出と豊かな都市生活を支えるため、“住み良さと創造が織りなす文化交流拠点”の形成に向けた、活性化への取組みを進めることを検討しています。

(5) 山口都市核づくり推進プラン（平成 19 年度策定予定)

当該区域は、本プランにおいて中心地区に位置し、人々の暮らしや文化を支援するとともに美しい街なみを活かしたシンボリックな憩い空間づくりを進め、商店街の魅力向上や街なか居住の促進、交通アクセスと回遊性の向上などのプロジェクトを進めることを検討しています。

山口市は平成 17 年 10 月 1 日の合併により、県域の 11.9%、県人口の 12.8% を占める都市となりました。市の中心部は山口県の県庁所在地として発展し、一次商圈、昼夜間人口とともに山口県の中部地域において吸引力を有しており、重要な役割を担う地域です。このように中心市街地は山口市において経済的、社会的に中心的な役割を担っており、市民の経済活動、社会活動に欠かすことのできない地域です。

市全体では人口、事業所数、従業者数、年間商品販売額が増加傾向を示していますが、今後、少子高齢化が進み、地方自治体を取り巻く環境は厳しさを増すことが予測されていることから、道路、公園、教育、行政、交通機関などの多様な既存の都市基盤施設を活用し、コンパクトなまちづくりを進めていくことが必要です。特に中心市街地において効率的な投資を行うことは、山口市全体及び周辺地域の発展にとって有効かつ適切です。

3. 中心市街地活性化の目標

(1) 中心市街地活性化の目標設定の考え方

旧基本計画での反省点を踏まえ、目標を明確に設定するとともに、目標ごとに達成状況を把握するため数値目標を設定し、中心市街地の活性化を進めることとします。

本市の中心市街地は、中心商店街を中心に小売商業、事業所、都市福利施設が集積し、本市の中心としての役割を果たしてきました。

また、明治維新関連の史跡、大内時代由来の文化財やお祭などの歴史文化、県立美術館が隣接して立地するとともに山口情報芸術センターと連携したプロジェクトなどによる芸術文化があり、桜並木やゲンジボタルで親しまれている一の坂川やパークロード、亀山公園など自然と良好な都市景観に囲まれており、地域住民、事業者などのまちづくり活動が活発に行われている、恵まれた自然、歴史・芸術文化に彩られた美しいまちであることが特徴です。

しかしながら、近年では、人口、事業所数、従業者数、小売業の商店数、販売額及び小売業従業者数が減少傾向を示しており、本市の機能的な都市活動の確保と経済活力の維持の中心的な役割を果たす地域としての集積が低下しつつあります。

これらを踏まえ、中心市街地の活性化を進めるにあたっては、中心市街地に地域住民、事業者が誇りを持ち、地形的、歴史的な背景から、恵まれた自然、歴史文化、芸術文化に彩られた美しいまちであることに配慮し、これらの地域資源を活かしていくことが大切です。これらの地域資源を積極的に活用して活性化を進めることにより、山口らしい中心市街地の創出が実現できると考えます。

このようなことから、本市ならではの自然と文化を活かし、にぎわいがあり、暮らしやすいまちの創出を目指すこととし、次の目標から各事業に取り組みます。

自然と文化に彩られた人々を惹きつける魅力ある中心市街地の形成

多様な都市機能の一層の集積と公共交通の利便性の向上を図り、地域住民や様々な目的を持って訪れる人々によって社会的、経済的、文化的活動が活発に行われ、中心市街地内だけでなく周辺との連携を促進し、山口市全体が活力ある地域経済社会を確立する中心であるとともに、中心市街地内を流れる一の坂川、亀山公園、パークロードなどの自然を活かした美しく快適なまちづくりを進め、大内文化などの歴史文化や芸術文化資源を活かし、まち全体が自然と文化に彩られた本市ならではの個性を持った交流の活発な中心市街地の形成を目指します。

自然と文化に彩られた誰もが住みたくくなるような中心市街地の形成

人口減少社会の到来に対応したコンパクトなまちづくりを進めるとともに、公共交通の利便性の向上と暮らしに必要なサービスの集積などを進め、高齢者、障がい者など誰もが暮らしやすいまちであるとともに、中心市街地内を流れる一の坂川、亀山公園、パークロードなどの自然を活かした美しく快適なまちづくりを進め、歴史文化や芸術文化資源を活かし、生活しながら自然や文化に触れることができる本市ならではの個性と住み続ける魅力を持った中心市街地を形成します。

中心市街地活性化の目標達成状況を的確に把握できるよう、目標それぞれに、以下のよう
に指標を設定します。

自然と文化に彩られた人々を惹きつける魅力ある中心市街地の形成

- ・ 商店街通行量（休日）
- ・ 小売業年間商品販売額

自然と文化に彩られた誰もが住みたくくなるような中心市街地の形成

- ・ 居住人口

商店街通行量（休日）

中心市街地のにぎわいを測るための指標として、山口商工会議所において毎年定点観測
を行っていることから、定期的に来街者数の動向把握でき市民にも理解しやすい商店街通
行量を採用することとします。

集客施設の立地による来街者数の増加及び大内文化特定地域との結節点である一の坂川
周辺の整備による来街者数の増加に加え、まちの風格やイメージの向上による「行ってみ
たくなる」ようなまちの魅力向上のための取組みの成果として、来街者数の増加によるに
ぎわいの創出を定量的に表す指標として「商店街通行量（休日）」を設定します。

小売業年間商品販売額

中心市街地の活性化にとって商業機能の活性化、特に中心商店街の活性化は不可欠な要
素であり、このためには中心商店街全体の魅力向上を図る必要があります。中心商店街の
魅力を向上させる取組みが効果を発現しているかは、小売業年間商品販売額によって定量的
に示されます。

商業活性化の取組みを実施する時期と効果が発現する時期を考慮して、計画期間中の中
間成果の把握が可能であることから商業統計調査によって把握することとします。中心商
店街の魅力向上の取組みの成果として、中心市街地での経済活動を定量的に表す指標とし
て「小売業年間商品販売額」を設定します。

居住人口

暮らしやすいまちが形成されているかどうかは、居住する人口の増減によって示される
ものと考えています。居住人口は山口市が編成する住民基本台帳により定期的なフォロー
アップが可能であり、市民にも理解しやすい指標と考えています。

暮らしやすいまちに加えて自然を活かした新たな魅力と中心市街地及び周辺地域の文化
的資源を活用し連携を図ることにより文化に彩られたまちとしての魅力を創出する中心市

街地の形成は、中心市街地に居住する人を抜きにしては成り立たないものであることから「住んでみたくなる」ようなまちの魅力向上のための取組みの成果として、暮らしやすいまちの創出を定量的に表す指標として居住人口を設定します。

(2) 計画期間の考え方

本基本計画の計画期間は、平成19年5月から平成23年度実施のハード事業の効果が発現すると考えられる平成25年3月までの5年11月間とします。

①商店街通行量（休日）

（ア）中心商店街の主要調査地点の歩行者・自転車通行量（休日）

商店街通行量（休日）は中心商店街の主要調査地点の歩行者・自転車通行量（休日）を指標とします。目標値は56,000人/日とし、現況値の約1,750人増とします。

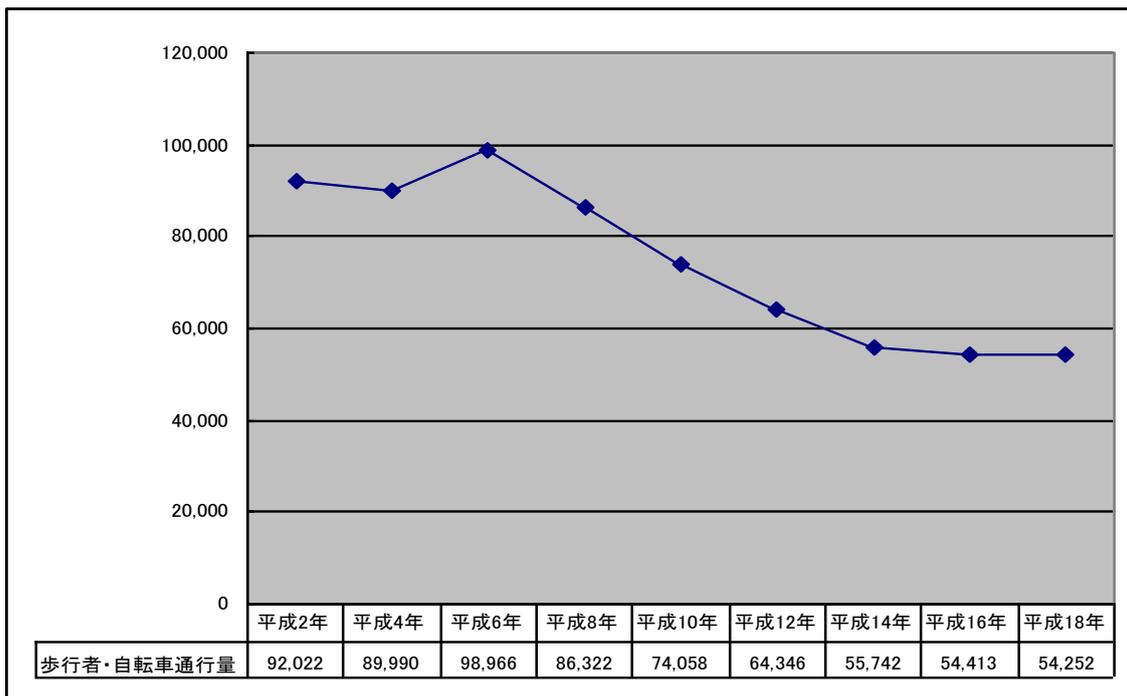
事業を実施することによって減少を続けている歩行者・自転車通行量（休日）に歯止めをかけるとともに、中心商店街ににぎわいが生まれ、人々を惹きつける魅力ある中心市街地の形成の第1歩となるものと考えています。

中心商店街の主要調査地点の歩行者・自転車通行量（休日）

（単位：人/日）

現況値 平成18年度（2006年度）	目標値 平成24年度（2012年度）
54,252	56,000

図3-1 山口中心商店街の主要地点の歩行者・自転車通行量の推移（休日）（単位：人）



資料：平成18年度山口市商店街通行量調査報告書（山口商工会議所）

(イ) 数値目標設定の考え方

中心商店街の主要調査地点の歩行者・自転車通行量（休日）は、各種取組みによる歩行者・自転車通行量の増加を主要事業実施箇所への交通手段別（歩行者・自転車及び自動車）に、最も近い調査地点及び中心市街地内の駐車場からの移動を考慮して推計しています。

また、本計画では中心市街地内外から街の魅力を求めてやってくる「来街者」の増加を目的としているため、遊びや買い物などに訪れる人の割合が平日に比較して多いと考えられる休日とします。

(ウ) 目標達成に必要な事業及び算定方法

中心商店街の主要調査地点の歩行者・自転車通行量（休日）は、平成8年の86,322人から平成18年の10年間で54,252人と約32,000人（約37%）減少しています。仮に主要事業をはじめ各種取組みを行わなかった場合、平成23年度は50,500人となり、現況値（平成18年）に比べ、3,752人（6.9%）減少となります。

表3-1 中心商店街の主要調査地点の歩行者・自転車通行量（休日）

（単位：人/日）

年 度	実績値	現況値	目標値
	H8(1996)	H18(2006)	H23(2011)
商店街通行量	86,332	54,252	56,000
仮に各種取組みを行わなかった場合の推計			50,500
各種取組みによる増加			5,500

資料：山口市商店街通行量調査報告書／山口商工会議所



平成24年度目標 56,000人

今後、どうもんパーク（仮称）事業、アルビ跡地事業、米屋町商店街北地区整備事業の主要事業をはじめ、「一の坂川周辺地区整備事業」、「一の坂川総合流域防災事業（再生）」、「まちと文化推進事業」等の各種取組みを一体的に実施し、平成24年度には56,000人の通行量を目標とします。

○仮に取組みを行わなかった場合の通行量推計

表 3-2 近似式による推計値

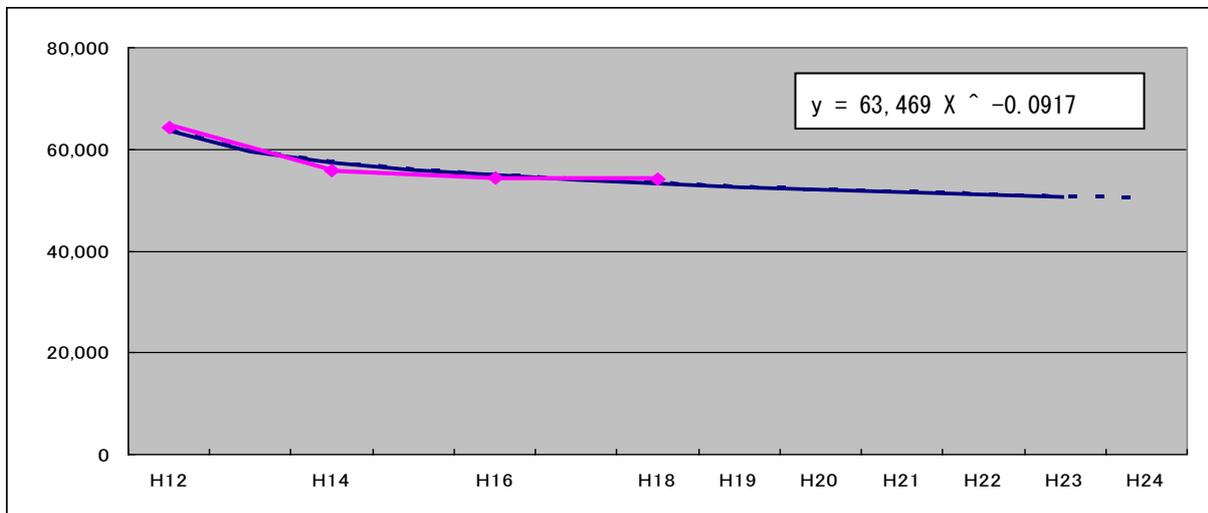
(単位：人)

実績値				⇒	推計値
平成 12 年	平成 14 年	平成 16 年	平成 18 年		平成 23 年
64,346	55,742	54,413	54,252	50,500	

※平成 10 年から平成 12 年にかけて中心商店街からダイエー山口店、ニチイ山口店、アルビ中市店などの大型店舗が撤退したため、その影響を除きより現状に近い平成 12 年度からのデータを用いて推計。

近似式： $y = 63,469 X^{-0.0917}$

図3-2 各種取組みを行わなかった場合の通行量(休日)の推計



なお、計画の終期は当初設定していた平成 24 年 3 月から平成 25 年 3 月へ変更されましたが、これに伴う推計値・事業効果の増減は考慮せず、目標値は据え置くものとします。

○各種取組みによる通行量増加の算定方法

- (i) 主要事業において整備する施設の来客者予測をもとに、来客者の交通手段を歩行者・自転車又は自動車の 2 種類に分類

※ 来客者の交通手段は、中心商店街の満足度に関する調査（平成 18 年）によると、中心商店街利用者のうち約 7 割が自動車、約 3 割が徒歩又は自転車等で来街しています。

- (ii) 歩行者・自転車による来客者は、来客（中心商店街内での移動）方法に関するデータがないため、主要事業実施箇所に最も近い中心商店街アーケード内の 1 調査地点のみを通過することとして直接計上

- (iii) 自動車利用者による来客者は、現在中心商店街周辺の時間貸し駐車場で買物毎に共通駐車サービス券を発行するサービスを行っており、各商店街で発行された共通駐車サービス券がどの駐車場で利用されているかを把握しているため、その利用割合をも

とに、主要事業実施箇所への移動方法を推定し、アーケード内の各調査地点に与える影響を予測し計上

(iv) その他、中心市街地の居住者増加や各事業の相乗効果による通行量増加を計上

図 3-3 通行量調査地点と主要事業及び共通駐車サービス券システム事業加盟駐車場配置図

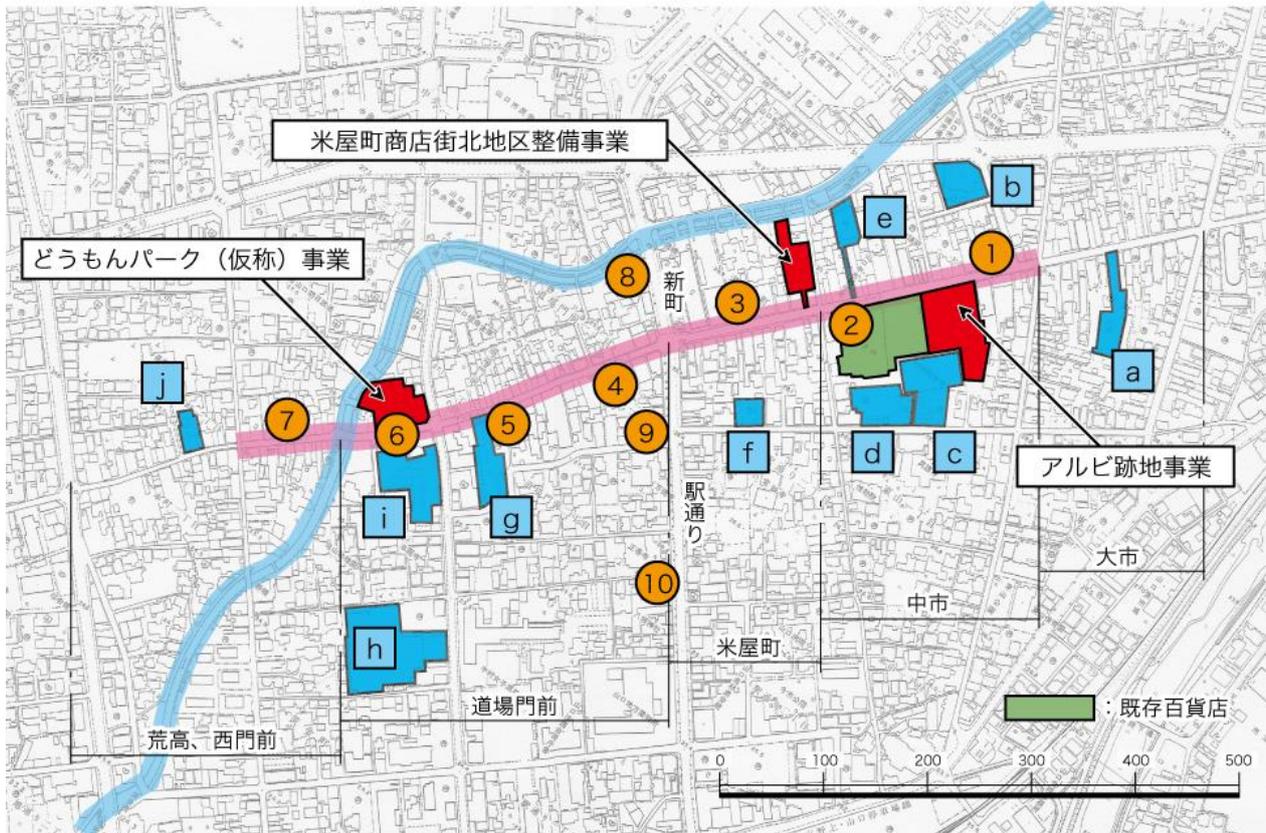


表 3-3 通行量調査地点一覧

	商店街名	調査地点名		商店街名	調査地点名
①	中市	金子染物店前	⑥	道場門前	どうもんビル前
②	〃	JTB前	⑦	西門前	ビューティー愛前
③	米屋町	みずほ銀行前	⑧	新町	ギャルソン前
④	道場門前	いさみや前	⑨	駅通り	無印良品山口店前
⑤	〃	コーヒーボーイ前	⑩	〃	万徳寺前

表 3-4 共通駐車サービス券システム事業加盟駐車場一覧 (単位: 台)

	名称	収容台数		名称	収容台数
a	大市駐車場	100	f	米屋町有料駐車場	32
b	中市第2駐車場	55	g	どうもん駐車場	175
c	中市駐車場	350	h	道場門前大駐車場	200
d	ちまきや駐車場	70	i	山口中央パーキング	103
e	西京橋パーキング	50	j	西門前パーキング	25

資料: 山口市駐車場整備計画調査資料
 : 山口市商店街マップ / (株) 街づくり山口

表 3-5 各事業の実施による通行量増加

(単位：人/日)

事業名	来客者数予測	H23 増加分		
		歩行者・自転車	自動車利用	計
A どうもんパーク（仮称）事業	480 （※1）	288 ⑥	950 ②③④⑤⑥	1,238
B アルビ跡地事業	1,203 （※1）	722 ②	705 ②③④⑤	1,427
C 米屋町商店街北地区整備事業	1,230 （※1）	738 ③	1,754 ③④⑤	2,492
小計	2,913	1,748	3,409	5,157
居住者による増加		—		182 （※2）
各事業の相乗効果		—		160
合計				5,499



各事業による通行量増加の目標を

5,500
人/日とします。

（※1）事業者の事業計画による推計をもとに、独立行政法人中小企業基盤整備機構による業種別スタートアップガイド及び「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成17年経済産業省告示第85号）」の店舗面積あたり日来客数原単位等を参考に算出。

（※2）借上型市営住宅整備事業及びマンション立地の影響により中心市街地の居住者が約240人増加すると見込まれ、このうち38.1%の住民が通行量に寄与するものとして推計。

○主要事業である集客施設の来客数予測

A：どうもんパーク（仮称）事業（480人/日）

B：アルビ跡地事業（1,203人/日）

C：米屋町商店街北地区整備事業（1,230人/日）

○自転車・歩行者による通行量増加

来客者の約3割が自転車・歩行者であるとして次のとおり推計します。

A：どうもんパーク（仮称）事業（最も近い調査地点 ⑥）

$$480 \text{ (人/日)} \times 0.3 \text{ (歩行者・自転車で来街される方の割合)} \times 2 \text{ (往復分)} \\ = 288 \text{ (人/日)}$$

B：アルビ跡地事業（最も近い調査地点 ②）

1, 203（人／日）×0.3（歩行者・自転車で来街される方の割合）×2（往復分）

=722（人／日）

C：米屋町商店街北地区整備事業（最も近い調査地点 ③）

1, 230（人／日）×0.3（歩行者・自転車で来街される方の割合）×2（往復分）

=738（人／日）

自転車・歩行者による通行量増加 A+B+C=1,748（人／日）

○自動車利用者による通行量増加

来客者の約7割が自動車であるとして次のとおり推計します。

主要事業実施箇所に該当する商店街発行の共通駐車サービス券の利用割合をもとに、各駐車場からアーケード内を通過して主要事業実施箇所まで移動することを前提に、途中通過する調査地点で通行量に計測される人数を算出し、各調査地点に計上します。

ただし、利用割合が5%未満の駐車場については影響が小さいので計上していません。

表3-6 駐車券発行元別利用駐車場一覧表

（単位：%）

区分	発行商店街等							
	大市	中市	ちまきや	米屋町	新町	駅通り	道場門前	西門前
a 大市駐車場	66.03	5.36	1.46	1.45	1.24	0.75	0.75	0.85
b 中市第2駐車場	19.88	57.67	58.09	38.88	31.04	25.35	13.71	7.80
c 中市駐車場								
d ちまきや駐車場	2.80	8.56	25.10	6.70	6.78	4.24	2.85	1.65
e 西京橋パーキング	2.20	9.21	5.90	17.68	3.33	1.73	1.48	1.00
F 米屋町有料駐車場	0.80	3.76	1.61	14.25	20.08	27.22	4.12	1.04
g どうもん駐車場	4.00	9.12	5.08	15.15	28.09	34.87	32.94	11.08
h 道場門前大駐車場								
I 山口中央パーキング	3.90	4.46	2.04	4.78	8.15	5.33	40.25	34.17
J 西門前パーキング	0.40	0.60	0.22	0.30	0.42	0.25	0.94	41.20
防長交通(バス運賃)	0.00	1.26	0.50	0.82	0.86	0.26	2.96	1.21
合計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

資料：(株)街づくり山口

※1 駐車場利用割合5%以上のうち、赤数字は通行量増加に算定、青数字は各駐車場から調査地点を通過することなく事業箇所に移動できるため算定していません。

※2 各駐車場及び商店街の位置についてはP.50図3-3参照

A : どうもんパーク (仮称) 事業 [算定例参照]

$$480 \text{ (人/日)} \times 0.7 \text{ (自動車で来街される方の割合)} = \underline{336 \text{ (人/日)}}$$

どうもんパーク (仮称) 事業は道場門前商店街に整備することから、同商店街発行の駐車券利用割合をもとに推計すると、

$$\begin{aligned} & \{336 \text{ (人/日)} \times 0.3294 \text{ (g, h の駐車場利用割合)} \times 1 \text{ (⑥調査地点)} \\ & \quad \times 2 \text{ (往復分)}\} \\ + & \{336 \text{ (人/日)} \times 0.4025 \text{ (i の駐車場量利用割合)} \times 1 \text{ (⑥調査地点)} \\ & \quad \times 2 \text{ (往復分)}\} \\ + & \{336 \text{ (人/日)} \times 0.1371 \text{ (b, c の駐車場利用割合)} \times 5 \text{ (②③④⑤⑥調査} \\ & \quad \text{地点)} \times 2 \text{ (往復分)}\} \\ \doteq & 220 + 270 + 460 \\ \doteq & \underline{950 \text{ (人/日)}} \end{aligned}$$

以下、主要事業を同様に計算すると、

B : アルビ跡地事業

$$1,203 \text{ (人/日)} \times 0.7 \text{ (自動車で来街される方の割合)} = \underline{842 \text{ (人/日)}}$$

b, c, d, e の各駐車場からは調査地点を通過することなく事業箇所に移動出来るため除外しています。

$$\begin{aligned} & \{842 \text{ (人/日)} \times 0.0536 \text{ (a の駐車場利用割合)} \times 1 \text{ (①調査地点)} \\ & \quad \times 2 \text{ (往復分)}\} \\ + & \{210 \text{ (人/日)} \times 0.0912 \text{ (g, h の駐車場利用割合)} \times 4 \text{ (②③④⑤調査地} \\ & \quad \text{点)} \times 2 \text{ (往復分)}\} \\ \doteq & 91 + 614 \\ \doteq & \underline{705 \text{ (人/日)}} \end{aligned}$$

C : 米屋町商店街北地区整備事業

$$1,230 \text{ (人/日)} \times 0.7 \text{ (自動車で来街される方の割合)} = \underline{861 \text{ 人/日}}$$

d, f の各駐車場からは調査地点を通過することなく事業箇所に移動出来るため除外しています。

$$\begin{aligned} & \{861 \text{ (人/日)} \times 0.3888 \text{ (b, c の駐車場利用割合)} \times 1 \text{ (②調査地点)} \\ & \quad \times 2 \text{ (往復分)}\} \\ + & \{861 \text{ (人/日)} \times 0.1768 \text{ (e の駐車場利用割合)} \times 1 \text{ (②調査地点)} \\ & \quad \times 2 \text{ (往復分)}\} \\ + & \{861 \text{ (人/日)} \times 0.1515 \text{ (g, h の駐車場利用割合)} \times 3 \text{ (③④⑤調査地点)} \\ & \quad \times 2 \text{ (往復分)}\} \\ \doteq & 668 + 304 + 782 \\ \doteq & \underline{1,754 \text{ (人/日)}} \end{aligned}$$

$$\underline{\text{自動車利用者による通行量増加 } A+B+C \doteq 3,409 \text{ (人/日)}}$$

○中心市街地の居住者増加による通行量増加

借上型市営住宅整備事業及びマンション立地の影響により中心市街地の居住者が約240人増加すると見込まれ、このうち38.1%の住民が通行量に寄与するものとして推計します。

$$\begin{aligned} & 240 \text{ (人)} \times 0.381 \text{ (中心商店街を毎日利用又は週2～3日利用する割合)} \\ & \times 2 \text{ (往復分)} \\ \hline \approx & \underline{182 \text{ (人/日)}} \end{aligned}$$

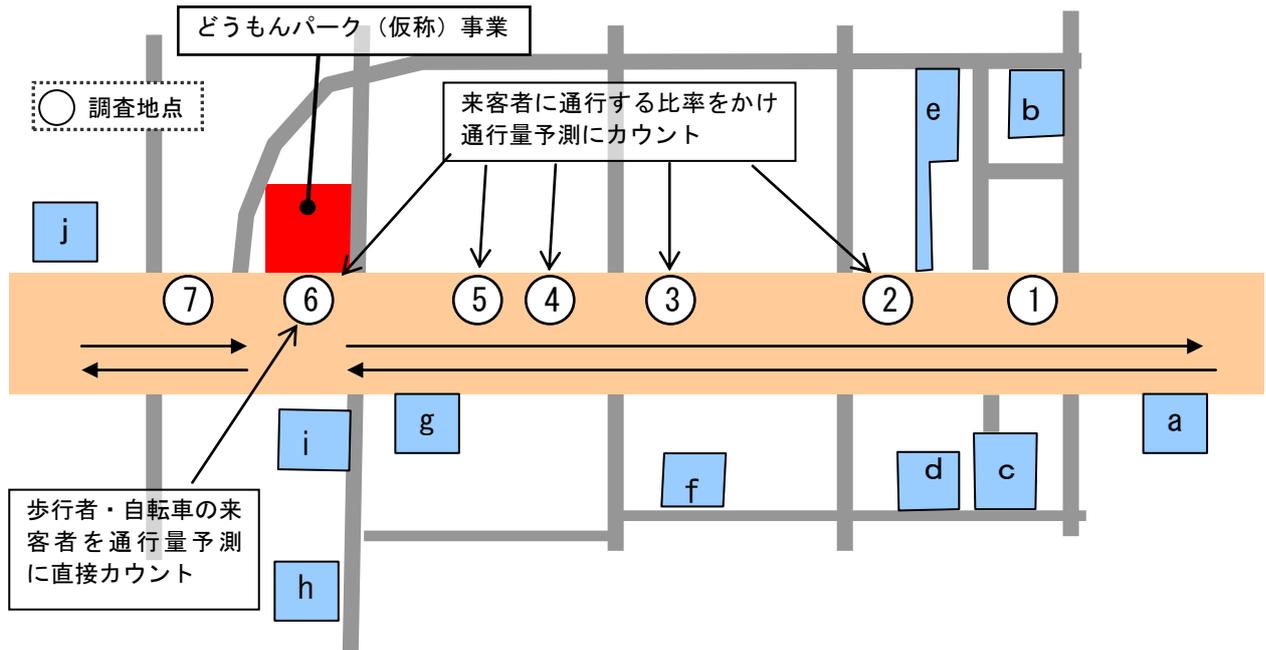
※ 山口の中心商店街の満足度に関する調査（平成18年度／山口市商工振興課調査）によると、中心市街地の大半を含む白石地区の住民が中心商店街を毎日利用又は週2～3日利用する割合は38.1%。

○各事業の相乗効果による通行量増加

主要事業である集客施設による事業と「一の坂川周辺地区整備事業」、「一の坂川総合流域防災事業（再生）」、「まちと文化推進事業」等の実施によってまちの魅力を増進させ、相乗効果による回遊性の向上を図り、約160（人/日）の通行量増加を目指します。

〔算定例〕 A どうもんパーク（仮称）事業

どうもんパーク（仮称）事業の場合、歩行者・自転車による来客者は調査地点⑥に直接計上します。自動車での来客者については、事業実施箇所該当する道場門前商店街が発行する駐車券利用割合をもとに試算すると、利用割合が5%を超えるのは周辺の3駐車場（g, h, i）と商店街アーケード反対側にある2駐車場（b, c）となります。このうち、g, h, iの各駐車場からは調査地点⑥のみ通過し、b, cの駐車場からは調査地点②③④⑤⑥を通過して来場すると考えられます。なお、利用割合が5%未満の5駐車場（a, d, e, f, j）については影響が小さいので除外しています。



（エ）フォローアップの考え方

毎年1回、山口商工会議所が行っている通行量調査により効果を検証するとともに、状況に応じて必要な措置を講じます。なお、天候やイベント開催等の変動要因、事業の完成による一時的な増加などの変動要因に注意し、必要に応じて年複数回の調査を行うこととします。

②小売業年間商品販売額

(ア) 中心市街地の小売業年間商品販売額

小売業年間商品販売額の目標値は、現況値の10,731百万円から約270百万円(2.5%)増加の11,000百万円とします。

小売業年間商品販売額 (単位：百万円)

現況値 平成15年度(2003年度)	目標値 平成24年度(2012年度)
10,731	11,000

- ※1 本目標における小売業年間商品販売額は商業統計調査の産業中分類のうち「織物・衣服・身の回り品小売業」、「飲食料品小売業」の2分類の合計値とします。
- ※2 商業統計調査や経済センサスの小売業年間商品販売額は調査年の前年度の実績額であるため、本目標における年は実績年度で表記します。このため、平成16年調査は平成15年度実績、平成23年調査は平成22年度実績となります。

(イ) 数値目標設定の考え方

・本市の中心市街地の特長

表3-7に平成15年度の小売業年間商品販売額について、中心市街地と旧山口市との比較を示しています。

これによると中心市街地のシェアは13.8%であるのに対し、各種商品小売業(百貨店を含む)では31.6%、織物・衣服・身の回り品小売業では49.9%と高いシェアを保持しており、アパレル系に強い本市の中心市街地の特長が出ています。

また、食料品スーパーマーケットや生鮮3品店などの飲食料品小売業では、7.5%と低いシェアとなっており、日常生活に必要な食料品店が不足していると考えられます。

本計画においては、商業活性化を推進するため、中心市街地の強みであるアパレル関係業種を強化し市内全域及び周辺からの来客を誘うとともに、近隣居住者の生活の利便を増進するための業種である食料品スーパーマーケットの強化を行います。

これらのことから、商業統計調査の産業中分類のうち「織物・衣服・身の回り品小売業」、「飲食料品小売業」の2分類の小売業年間商品販売額の合計値を目標の指標とします。

表3-7 平成15年度小売業年間商品販売額比較

(単位：百万円、%)

区分	中心市街地	旧山口市	市全体に対するシェア
小売業計	23,146	168,264	13.8
各種商品小売業	7,144	22,574	31.6
織物・衣服・身の回り品小売業	7,413	14,865	49.9
飲食料品小売業	3,318	43,965	7.5
自動車・自転車小売業	—	25,134	0.0
家具・じゅう器小売業	864	19,753	4.4
その他の小売業	4,394	41,973	10.6

資料：平成16年商業統計調査

※1 中心市街地区域内のみを集計。

※2 —については、個店が特定されるため計上しません。

・小売業年間商品販売額の動向

中心市街地の小売業年間商品販売額については、平成8年度から平成15年度の間に約378億円から約231億円と約39%減少しています。

表3-8 中心市街地の小売業年間商品販売額の動向

(単位：百万円)

区分	H8	H10	H13	H15
各種商品小売業	12,404	9,555	8,053	7,144
織物・衣服・身の回り品小売業	10,901	9,647	7,657	7,413
飲食料品小売業	3,248	3,551	3,700	3,318
自動車・自転車小売業	62	62	40	—
家具・じゅう器・機械器具小売業	3,796	2,561	1,411	864
その他の小売業	7,338	7,184	5,520	4,394
小売業計	37,752	32,563	26,384	23,146

資料：商業統計調査

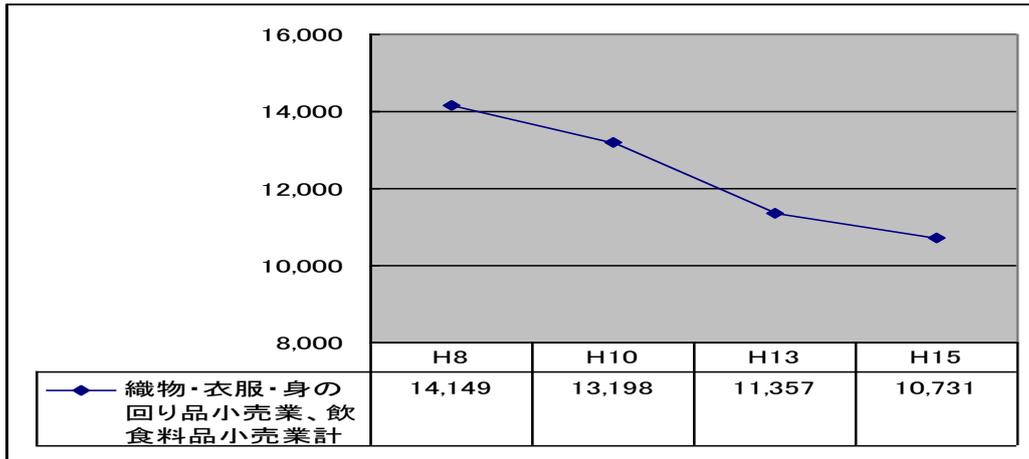
※1 —については、個店が特定されるため計上しません。

※2 年は実績年度で表記。

・「織物・衣服・身の回り品小売業」及び「飲食料品小売業」の動向

本市の中心市街地の特長である「織物・衣服・身の回り品小売業」及び「飲食料品小売業」の動向をみると、その合計額は平成8年度から平成15年度の間に約141億円から約107億円と約24%減少しています。

図 3-4 「織物・衣類・身の回り品小売業」及び「飲食料品小売業」販売額の推移（単位：百万円）



資料：商業統計調査 ※年は実績年度で表記。

(ウ) 目標達成に必要な事業及び推計方法

どうもんパーク（仮称）事業、アルビ跡地事業、米屋町商店街北地区整備事業をはじめ、空き店舗対策事業、共通駐車サービス券システム事業、その他事業を一体的に実施することにより、目標の達成を目指します。

また、計画期間中、平成23年に経済センサス調査が実施され、平成22年度の実績値が集計されることから、平成22年度の目標値も設定します。

表 3-9 各事業における年間商品販売額の増加予測推計

（単位：百万円）

事業名等	現況値				目標	目標
	平成15年度 (2003)	平成19年度 (2007)	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)
仮に各種事業等の取組を行 わなかった場合の推計額	10,731 (実績)	—	—	—	9,817	9,738
どうもんパーク（仮称）事業 アルビ跡地事業 米屋町北地区整備事業	—	—	142	142	142	1,103
その他事業の一体的実施に よる相乗効果	—	—	—	—	—	150
年間商品販売額（「織物・衣 服・身の回り品小売業」、「飲 食料品小売業」の合計推計 額）	10,731 (実績)	—	—	—	10,600	10,991

※平成15年度の現況値は平成16年商業統計調査による。



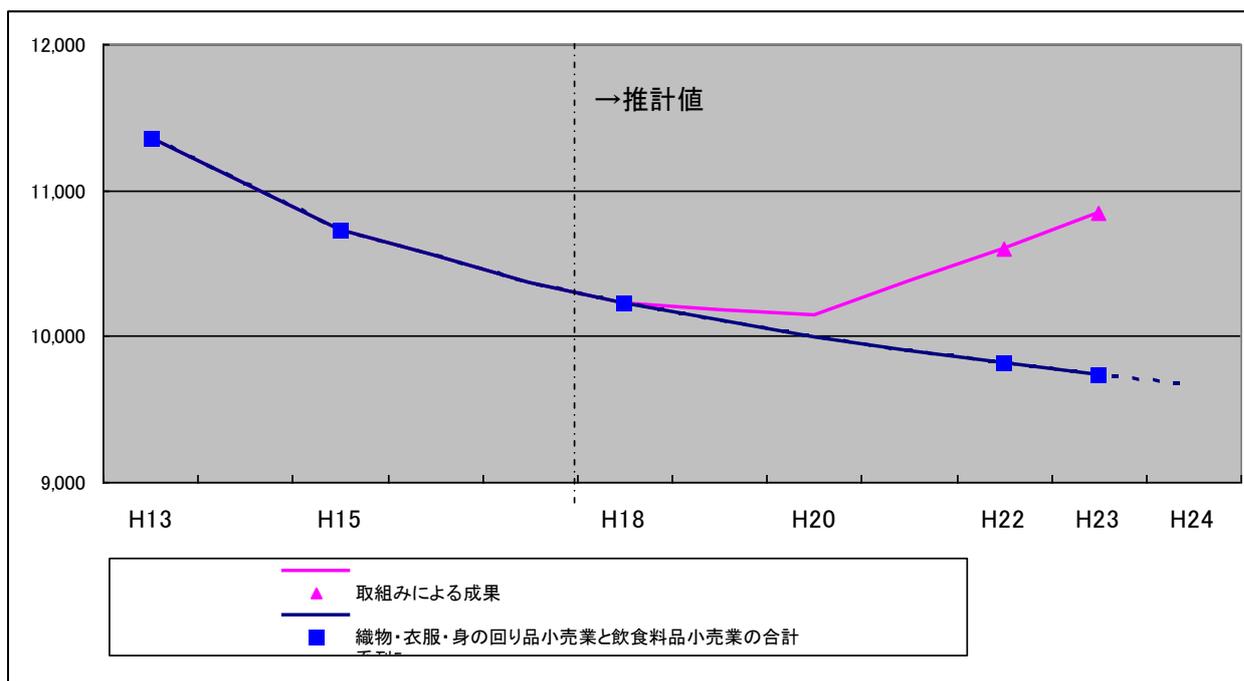
平成24年度目標
11,000百万円

その他事業の一体的実施による相乗効果を含め、小売業年間商品販売額の目標を11,000百万円とします。

今後仮に各種事業等の取組を行わなかった場合の推計については、平成13年から平成15年にかけて下げ止まりつつある現状のデータを用いて推計した結果、平成15年度の10,731百万円に比べ、平成20年度は9,998百万円(6.8%減)、平成23年度は9,738百万円(9.3%減)となり、各種事業による効果やその他事業の一体的実施による相乗効果から、平成24年度の目標を11,000百万円とします。なお、平成10年から平成12年にかけて中心商店街からダイエー山口店、ニチイ山口店、アルビ中市店などの大型店舗が撤退し商品販売額が大幅に減少しており、その影響を除くため、平成13年以降のデータを用いて推計しています。

また、各事業の実施による販売額増加は事業者からのヒアリング等に基づく推計と、独立行政法人中小企業基盤整備機構による業種別スタートアップガイド及び「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針(平成17年経済産業省告示第85号)」の店舗面積あたり日來客数原単位等を参考に算出しています。なお、一部個別企業の販売見込額が直接計上されるため、事業ごとの販売見込額は表記していません。

図3-5 各事業における年間商品販売額の増加予測推計 (単位: 百万円)



資料: 商業統計調査

※年は実績年度で表記。

なお、計画の終期は当初設定していた平成24年3月から平成25年3月へ変更されましたが、これに伴う推計値・事業効果の増減は考慮せず、目標値は据え置くものとします。

(エ) フォローアップの考え方

商業統計調査は平成19年に実施され、経済センサスが平成23年に実施される予定です。

これら調査では計画期間内において中間の事業効果を測定できないため、本計画に記載している主要事業については独自に調査するとともに、中間年次（平成21年度）にアンケート調査を実施し、次年度以降についても状況に応じて必要な措置を講じます。

また、平成23年に実施予定の経済センサスでは、調査年の前年度の実績値が計上されるされると見込まれることから、平成22年の事業効果が測定される見込みです。したがって、計画期間の最終年度（平成24年度）の数値は、平成19年及び平成23年調査の数値を用いて推計を行い、最終年度の事業効果を測ることとします。

③居住人口

(ア) 中心市街地の居住人口

目標値は、4,200人、現況値の240人（約6%）増とします。これは、平成7年当時の人口を上回る値であり、都心回帰の傾向を確実なものとしします。

居住人口 (単位：人)	
現況値 平成18年度（2006年度）	目標値 平成24年度（2012年度）
3,968	4,200

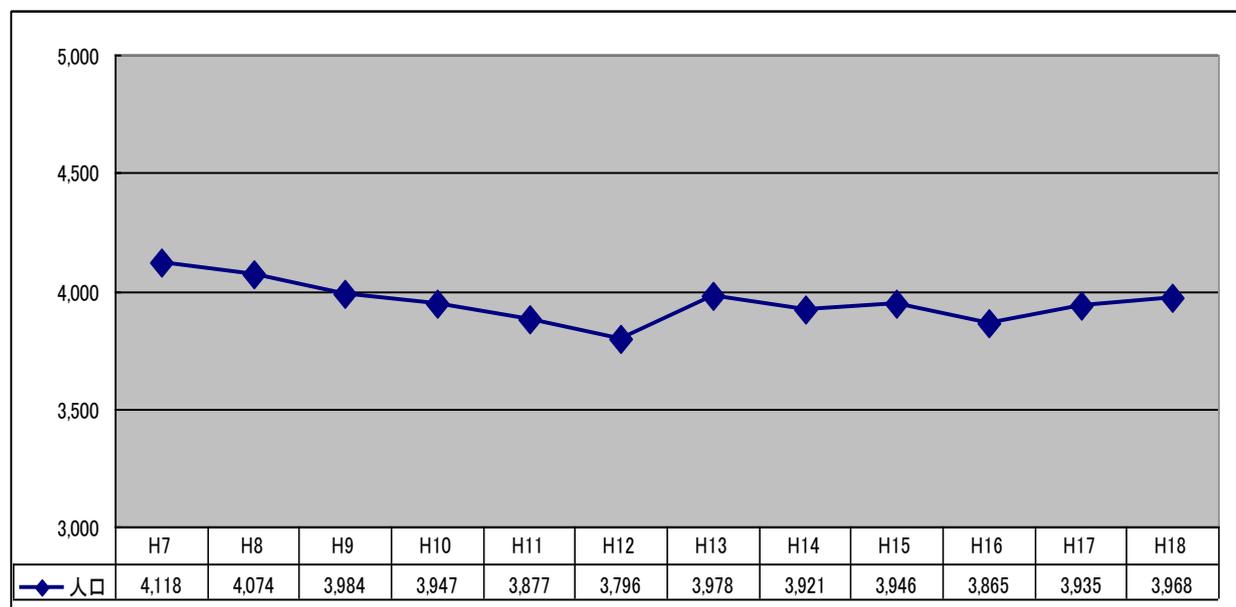
(イ) 数値目標設定の考え方

中心市街地における居住人口は、平成12年まで減少傾向にありましたが、平成13年以降分譲マンションが立地をはじめたことなどにより、人口減少が下げ止まりつつあります。しかしながら、人口減少社会の到来に対応して、コンパクトなまちづくりを進める上でも、居住人口を増加させる必要があります。

目標設定にあたっては、定期的なフォローアップが可能である住民基本台帳（国勢調査との比較を考慮し、各年9月30日現在）により人口の推移を把握し、これを元に今後5年間の予測を行います。

図3-6 中心市街地の人口推移

(単位：人)



資料：住民基本台帳

住民基本台帳による中心市街地の居住人口は、平成7年から平成12年までほぼ一定のペース（年平均約60人、約1.5%減）で減少していますが、平成13年に急激に（約200人）増加しています。これは、この年にマンションが2棟（90戸）立地し、約260人の入居が行われたため、このように、マンション立地は中心市街地の人口推移に大きなインパクトを与えることになることがわかります。

また、それ以降は定期的なマンション立地により、中心市街地内の人口はほぼ横ばいとなっています。

表3-10 中心市街地内のマンション立地状況 (単位：戸、人)

入居年度	戸数	入居者数	備考
H13	45	113	
H13	45	142	
H15	68	134	
H18	52	129	
H13～H18の平均	35	87	
入居年度(見込み)	戸数	入居者数	備考
H19	52	129	
H20	39	97	

※1 入居年度については、住民基本台帳の調査を行う、各年9月30日に反映される年度を記載。

※2 平成17年以前の入居者数は平成17年国勢調査による実数。平成18年度以降の入居者数については、平成17年国勢調査総人口を総世帯数で割った1世帯あたり人員2.49人を建築確認時の戸数に乗じたもの。(平成13年以降に建設された中心市街地に立地するマンション3棟の平成17年国勢調査による居住者数を世帯数で割ると約2.65人となるため、より実態に近い市全体の数値2.49を採用した。)

※3 平成19年度、平成20年度のものは、それぞれ平成17年、平成18年に建築確認済みのもので、他事例の工期から入居年度を推定したもの。

(ウ) 目標達成に必要な事業及び居住人口の推計

①住宅整備事業による直接増加分

「借上型市営住宅整備事業」によって、直接的に居住人口の増加を図ります。各事業で整備する戸数と平成17年国勢調査による山口市の総人口を総世帯数で割った1世帯あたり平均人員から増加分を算出します。

・借上型市営住宅整備事業

$$60戸 \times 2.49 (人/世帯) \div 150人$$

住宅整備事業により 150人の居住人口の増加を見込みます。

②生活利便性の向上等による居住促進

これら直接的に居住人口の増加を図る事業と、「高齢者街なか居住支援事業」、「総合・循環型福祉サービス推進モデル事業」、「ほっとさろん中市まちなかのえき事業」、「子育て支援拠点施設運営事業」、「市民活動支援センターさぼらんて事業」、「どうもんパーク（仮称）事業」、「コミュニティ交通等運行事業」などによって生活の利便性を向上させ、また、「一の坂川周辺地区整備事業」、「中心市街地情報提供事業」、「まちと文化推進事業」等によって『住んでみたくなる』まちの魅力を増進させ、居住人口の増加を維持していきます。

③居住人口の推計

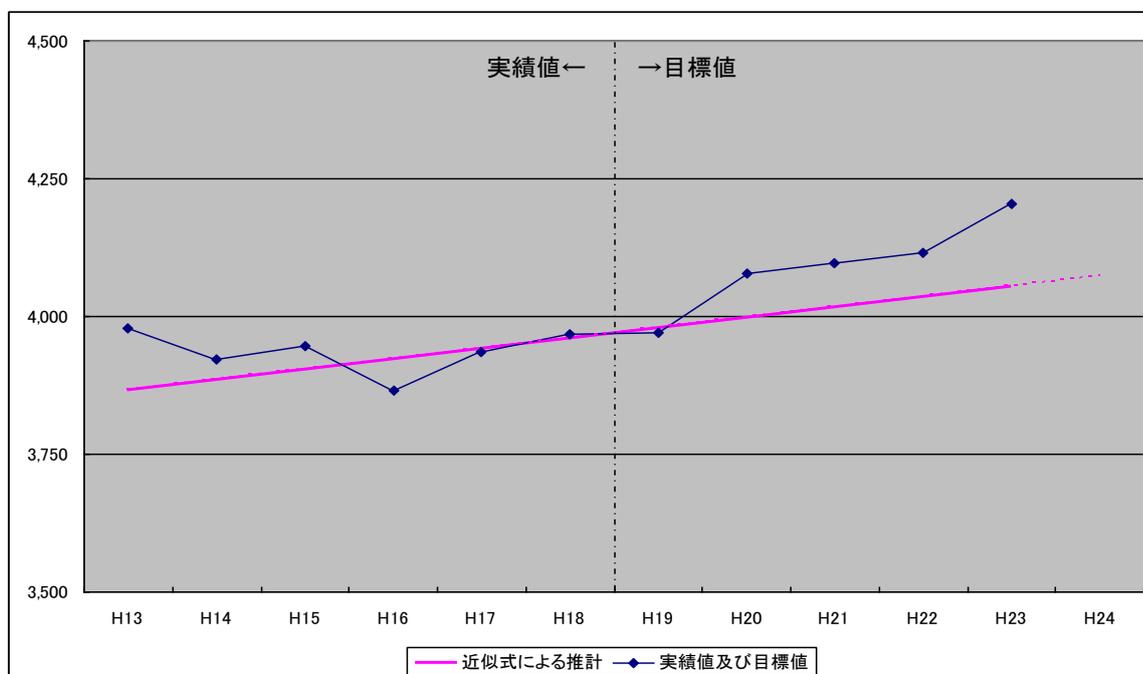
中心市街地の居住人口の推移は、平成13年から始まったマンションの立地によって下げ止まり傾向となっています。

平成7年から平成18年までの人口推移及び平成13年から平成18年のマンションの立地動向を踏まえて予測式を算出し、平成23年の居住人口の推計を行いました。

$$(y = -68.101x + 3,908) + 87x$$

※ただし、平成19・20年度については、既にマンション建設が予定されているため、確認申請上の実戸数と平成17年国勢調査による山口市の総人口を総世帯数で割った1世帯あたり平均人員から算出される入居者数を計上しています。

図3-7 中心市街地人口の推計と目標値



資料：住民基本台帳

表 3-11 事業における居住人口の増加予測

(単位：人)

区分	平成18年	平成23年
推計値	3,968 (実績)	4,055
住宅整備事業による直接増加分	—	150
合計	3,968	4,205



平成24年度目標 4,200人

以上より、平成24年度の居住人口の目標を4,200人とします。

なお、計画の終期は当初設定していた平成24年3月から平成25年3月へ変更されましたが、これに伴う推計値・事業効果の増減は考慮せず、目標値は据え置くものとします。

(エ) フォローアップの考え方

毎年1回、9月30日現在の住民基本台帳人口により効果を検証するとともに、状況に応じて必要な措置を講じます。

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

中心市街地に隣接して北側に瑠璃光寺五重塔をはじめとした歴史的遺産及びホテル護岸と桜並木を有する2級河川一の坂川等、集客力に優れた資源を有した大殿地区があります。

中心市街地内を流れる一の坂川は、かつては上流と同じように自然な風情が楽しめてやすらぎを感じられる河川でしたが、水害等に対処するため、河川改修を行った結果、三面張の機能を優先した河川となっており、中心商店街からも裏通りとしての扱いを受け魅力に欠ける空間となっています。

中心商店街そのものも通行量の減少に伴い、商店数、売上が減少を続けています。

このような中、平成11年に地域住民による「山口中心市街地まちづくり推進協議会」が設立され、協議会の活動エリアに属している一の坂川については失われた河川の風情を取り戻し、河川を活かしたまちの再生に向けて、取り組みが行われています。

中心市街地へ来街者、居住者を呼び戻すには、中心市街地が魅力的である必要があります。そのため、中心市街地内の貴重な自然資源である一の坂川を有効に活用し、人が訪れる空間へと再生するとともに、商店街と河川をつなぐ道路を整備し、商店街と河川を歩いて行き交う回遊性を生み出す必要があります。さらに、上流の後河原との一体感を醸成する整備を行い、大殿地区との回遊性を向上させる必要があります。

また、中心商店街の満足度に関する調査では、ショッピング街であると同時に市民が憩えるまちであることも求められています。

これらのことから、にぎわいのあるまち、暮らしやすいまち、自然と文化の薫るまちの3つの視点から中心市街地の活性化を図る上で必要性が高く、目標を達成するために、中心市街地での市街地の整備改善のための事業として、次の事業を基本計画に位置づけます。

フォローアップについては、毎年度末に基本計画に位置づけた取り組みの進捗状況の調査を行い、状況に応じて事業の促進などの改善を図ります。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名 一の坂川周辺地区整備事業</p> <p>○内容 道路整備と河川周辺の高質空間を形成する事業</p> <p>○実施時期 平成17年度～</p>	<p>山口市</p>	<p>河川沿いの市道を美装化及び電線類の地中化を行うとともに、河川沿いに植栽、ベンチなどの設置を行うこととします。また、一の坂川と商店街を結ぶ市道の美装化を行い、楽しんで歩けるような都市基盤の整備を進めます。更に景観に配慮した高質空間を形成することにより、商店街を含めた回遊性を創出し、市民が憩える空間の創出を図ります。加えて、新設市道を整備し、接道不良となっている敷地の解消、住環境の改善を図り、安心安全なまちづくりを進めます。</p> <p>これらのことから、にぎわいのあるまち、暮らしやすいまち、自然と文化が薫るまちの創出を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業です。</p>	<p>○支援措置の内容 まちづくり交付金</p> <p>○実施時期 平成17年～21年</p>	
<p>○事業名 中心市街地情報提供事業</p> <p>○内容 中心市街地に関する情報を市民に提供する事業</p> <p>○実施時期 平成19年度～</p>	<p>山口市</p>	<p>中心市街地に関する情報をホームページやパンフレット等で市民に広く提供する事業です。にぎわいのあるまち、暮らしやすいまち、自然と文化が薫るまちの創出を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業です。</p>	<p>○支援措置の内容 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>○実施時期 平成19年度～23年度</p>	
<p>○事業名 米屋町南地区市街地再開発事業</p>	<p>市街地再開発組合</p>	<p>米屋町商店街南地区において、店舗及び住居を複合的に整備する事業です。</p> <p>中心商店街の中央に位置する当該地区において、来街者のニーズに適合し</p>	<p>○支援措置の内容 社会資本整備総合交付金（市街地</p>	

<p>○内容 店舗及び住居の整備</p> <p>○実施時期 平成22年～</p>		<p>た商業施設やまちの豊かさを享受できる利便性の高い住宅を供給することにより中心商店街の魅力を向上しにぎわいの創出とまちなか居住の推進を図ります。</p>	<p>再開発事業等)</p> <p>○実施時期 平成23年度～</p>	
--	--	--	---	--

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名 一の坂川総合流域防災事業(再生)</p> <p>○河川名 一の坂川</p> <p>○内容 自然の状態に近い河川へ再整備を図る事業</p> <p>○実施時期 平成17年度～</p>	<p>山口県</p>	<p>一の坂川を自然の状態に近い親水性のある河川として再整備することにより、上流の後河原との一体感を醸成する事業であり、にぎわいのあるまち、自然と文化が薫るまちの創出を目標とした、中心市街地の活性化に必要な事業です。</p>	<p>○支援措置の内容 社会資本整備総合交付金(総合流域防災事業)</p> <p>○区間 西京橋～千歳橋</p> <p>○延長 L=約230m</p> <p>○実施時期 平成17年度～</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

該当なし

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

中心市街地は商店街を含み、高等学校、公民館などの教育文化施設、病院などの医療施設、子育て支援施設、市民活動支援施設、高齢者交流施設などの社会福祉施設、郵便局、銀行、新聞社、テレビ局など多数の施設が集積しています。

さらに周辺においても、国の出先機関、県庁、県警本部、市役所といった行政機関、幼稚園、小・中・高等学校、県立美術館、県立博物館、県立図書館などの教育文化施設、病院などの医療施設、社会福祉施設など多数の都市福利施設が立地しており、国宝瑠璃光寺五重塔をはじめとした歴史的遺産及びホテル護岸と桜並木を有する2級河川一の坂川等の地域資源も有しています。

このように中心市街地及び周辺には、県庁所在都市であることから様々な都市福利施設が既に集積しており、これら既存のストックを活かしつつ、更に集積を促し、機能やサービスの充実を図っていくことで、居住者や来街者の利便性を向上させていく必要があります。

また、中心市街地の65歳以上の高齢者の割合は年々高くなっており、平成12年には27.0%に達し、山口市全域の21.0%と比べて高くなっています。

今後も老年人口の増加傾向が続くものと予測されます。また、障がい者が様々な活動に参加する機会を確保することが求められています。このため高齢者、障がい者などあらゆる人が訪れやすく、すごしやすいまちづくりが必要となっています。

また、中心商店街の満足度に関する調査では、休憩所を求める声が多く、住みやすいまちであることも求められています。

これらのことから、にぎわいのあるまち、暮らしやすいまち、自然と文化の薫るまちの3つの視点から中心市街地の活性化を図る上で必要性が高く、目標を達成するために、中心市街地での都市福利施設を整備する事業として、次の事業を基本計画に位置づけます。

フォローアップについては、毎年度末に基本計画に位置づけた取組みの進捗状況の調査を行い、状況に応じて事業の促進などの改善を図ります。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 アルビ跡地事業	中市商店街振興組合	旧アルビの跡地及び隣接する伝統的町家を活用し、旧アルビ跡地については、市場を中心とするテナントミッ	○支援措置の内容及び実施時期	※暮らし・にぎわい再生

<p>○内容 市場を中心とするテナントミックス店舗、飲食を中心としたコミュニティ拠点を整備する事業及び食文化創出、テナントミックス促進等に向けたソフト事業の実施</p> <p>○実施時期 平成20～23年度</p>	<p>(株)街づくり山口</p>	<p>クス店舗の整備及び当該事業効果をより高め、商店街全体にも効果を波及させるための食文化創出やテナントミックス促進等に向けたソフト事業を行う。また、伝統的町屋については商店街に不足している飲食を中心としたコミュニティ拠点を整備する。</p> <p>商業施設等を集積させるとともに、市民が憩えるような広場や地域交流施設を一体的に整備することで、にぎわいの再生を図ります。</p> <p>中心商店街の東の核としての整備を図る事業であることから、にぎわいのあるまち、暮らしやすいまち、自然と文化が薫るまちの創出を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業です。</p>	<p>・社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）（平成20年度～平成22年度）</p> <p>・戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金（平成22年度～）</p>	<p>事業は、施設整備についての支援措置</p> <p>※戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金は、施設取得、改修及び活性化支援事業についての支援措置</p>
---	------------------	--	--	--

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名 総合・循環型福祉サービス推進モデル事業</p> <p>○内容 デイサービス事業やサロンを設置する事</p>	<p>福祉生活協同組合さんコープ</p>	<p>中心市街地内の空き家となった民家を活用し、高齢者のデイサービス事業や、サロン等交流の場の設置により、身近な地域で、高齢者等がふれあいながら多様なサービスを受けることが可能となります。</p> <p>これらのことから、暮らしやすいまちの創出を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業です。</p>	<p>○支援措置の内容 山口県総合・循環型福祉サービス推進モデル事業</p> <p>山口市総</p>	

業			合・循環型 福祉サービ ス推進モデ ル事業
○実施時期 平成 19 年度～			
○事業名 ほっとさろん 中市「まちのえ き」事業	NPO 法 人山口 せわや きネッ トワー ク	空き店舗を活用し、交流サロン事 業、電動カートや車椅子、ベビーカー などの貸出しを行うタウンモビリティ 事業、まちの保健室事業、地元大学 生ボランティアによる挨拶、清掃、高 齢者・障がい者の買物サポートやまち の案内を行う「てごのて ほっとエス コート事業」などを行い、高齢者、障 がい者福祉の増進を図る事業である ことから暮らしやすいまちの創出を 目標とする、中心市街地の活性化に必 要な事業です。	○支援措置 の内容 市単独費
○内容 高齢者、障がい 者福祉の増進 を図る事業			
○実施時期 平成 15 年度～			
○事業名 子育て支援者 のための支援 拠点施設運営 事業	NPO 法 人あつ と	子育て支援活動に関わる人材の発 掘・育成や支援者のネットワーク化な ど、子育て支援者の支援拠点としての 事業を展開するとともに、子育て中の 親子が気軽に集える「つどいの広場」 を併設する事業であることから、暮ら ししやすいまちの創出を目標とする、中 心市街地の活性化に必要な事業です。	○支援措置 の内容 市単独費
○内容 子育て支援者 と子育て中の 親子を支援す る事業			
○実施時期 平成 15 年度～			
○事業名 市民活動支援 センター「さぼ らんて」事業	NPO 法 人山口 せわや きネッ トワー ク	空き店舗を活用し、市民活動の参加 へのきっかけづくりと活動支援を行 い、市民と行政が協働して地域社会の 発展を目指すため、協働体制の構築を 図る事業であることから、にぎわいの あるまち、暮らしやすいまちの創出を 目標とする、中心市街地の活性化に必 要な事業です。	○支援措置 の内容 市単独費
○内容 市民活動の参 加促進と活動 を支援する事 業			

○実施時期 平成 13 年度～				
--------------------	--	--	--	--

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性

本市中心市街地の人口は、近年、マンション等の立地により、急激な減少に歯止めがかかりつつあるものの、依然として減少傾向が続いています。平成17年には平成2年の約87%の人口となっています。

効率的な都市経営の観点から都市基盤や都市的なサービスの整った中心市街地への人口集積が必要であり、様々な年齢層や家族形態などの多様なニーズに対応した住宅の供給と住み続けるための環境整備を図っていく必要があります。

また、中心商店街の満足度に関する調査では、住みやすいまちであることも求められています。

これらのことから、にぎわいのあるまち、暮らしやすいまち、自然と文化の薫るまちの3つの視点から中心市街地の活性化を図る上で必要性が高く、目標を達成するために、中心市街地での住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業として、次の事業を基本計画に位置づけます。

フォローアップについては、毎年度末に基本計画に位置づけた取組みの進捗状況の調査を行い、状況に応じて事業の促進などの改善を図ります。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 借上型市営住宅整備事業 ○内容 山口市借上型市営住宅制度を活用した住宅整備事業	個人事業者	民間による公営住宅建設を促進し、定住人口の定着を図る必要があるため、借上型市営住宅制度により、市営住宅を整備する事業であることから、居住人口の増加を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業です。	○支援措置の内容 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業） ○実施時期	

○実施時期 平成 18 年度～ 平成 22 年度			平成 18 年 度～平成 22 年度	
○事業名 高齢者街なか 居住支援事業	NPO 法 人山口 まちづ くりセ ンター	中心市街地の利便性を活かして、高齢者が自立して生活しやすい居住環境を整備する必要があるため、高齢者街なか居住支援事業を促進します。高齢者の街なかでの居住を支援する事業であることから、居住人口の増加を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業です。	○支援措置 の内容 地域住宅交 付金	
○内容 街なかでの居 住を希望する 高齢者へ物件 の情報提供な どの支援を図 る事業			○実施時期 平成 18 年 度～平成 19 年度	
○実施時期 平成 18 年度～				

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

(4) 国の支援のないその他の事業
該当なし

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

[1] 商業の活性化の必要性

まちのにぎわいの重要な要素の一つは、商店街のにぎわいです。本市の中心商店街は、比較的元気になりつつありますが、通行量の減少、年間商品販売額の減少など、衰退傾向にあります。商業を活性化することで、まちのにぎわいを取り戻していく必要があります。

中心商店街及びアーケードは、様々な人々が集まり活動する場として、市民のための重要な公共空間の一つであり、市民共有の財産です。

また、そこが魅力のある場所であり続けるための重要な要素の一つが「魅力のある商業空間」であり、そのためには、魅力的な生活スタイルの提案や生活の中での要求を実現できる商業空間づくりが必要であると考えます。

商業の活性化に当たっては、平成16年度にTMO（株）街づくり山口が作成した商業タウンマネジメント計画の考え方を踏襲し、商店街をひとつのショッピングモールと見立て、西門前地区、道場門前地区を西の核、中市地区を東の核と位置づけるとともに、JR山口駅への通りをシンボル軸と位置づけ、東西核、東西に伸びるアーケード、シンボル軸による「2核十字型モール構想」を基本として整備を進めます。

アーケードについては、人通りの減少が見られますが、シンボル軸である駅通りについては、近年、若者を対象とした店舗の出店が進み、にぎわいを見せはじめています。東の核については、大型店や買い周り品を中心とした店舗構成となっていることから、大型店を補完する機能の集積を図り、魅力的な生活スタイルを提案していく商店街の拠点として整備を進め、西の核については、大型店の撤退、建物の老朽化により来街者のニーズに十分応えられない状況となっているため、食料品などの最寄品を中心とした生活に密着した店舗の集積を図り、暮らしを応援する商店街の拠点として整備を進めます。

東西の核を再整備することにより集客力の向上を図り、商業機能及びこれに付帯する施設の一層の集積を進めます。また、地区内を貫流する自然資源である一の坂川については、河川再生整備により豊かで潤いのある都市景観と快適な歩行空間を創出し、河川を活かした再整備により商店街と一の坂川周辺の回遊性の向上を図ります。

また、中心市街地と一体として栄えた大内文化の歴史資源が色濃く残る大内文化特定地域や文化施設の集積したパークロード周辺や中園町の山口情報芸術センターなど、隣接する地域の文化的資源の活用やそれらとの連携を図り、文化に彩られたまちの風格をよりいっそう高めていく必要があります。

中心商店街の満足度に関する調査では、スーパーマーケットを望む声が多く、個性と活気あるまちであることが求められており、ショッピング街であると同時に歴史や文化の香りがするまちであることも求められています。

これらのことから、にぎわいのあるまち、暮らしやすいまち、自然と文化の薫るまちの3つの視点から中心市街地の活性化を図る上で必要性が高く、目標を達成するために、中心市街地での商業の活性化のための事業として、次の事業を基本計画に位置づけ

ます。

フォローアップについては、毎年度末に基本計画に位置づけた取組みの進捗状況の調査を行い、状況に応じて事業の促進などの改善を図ります。

[2] 具体的事業等の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

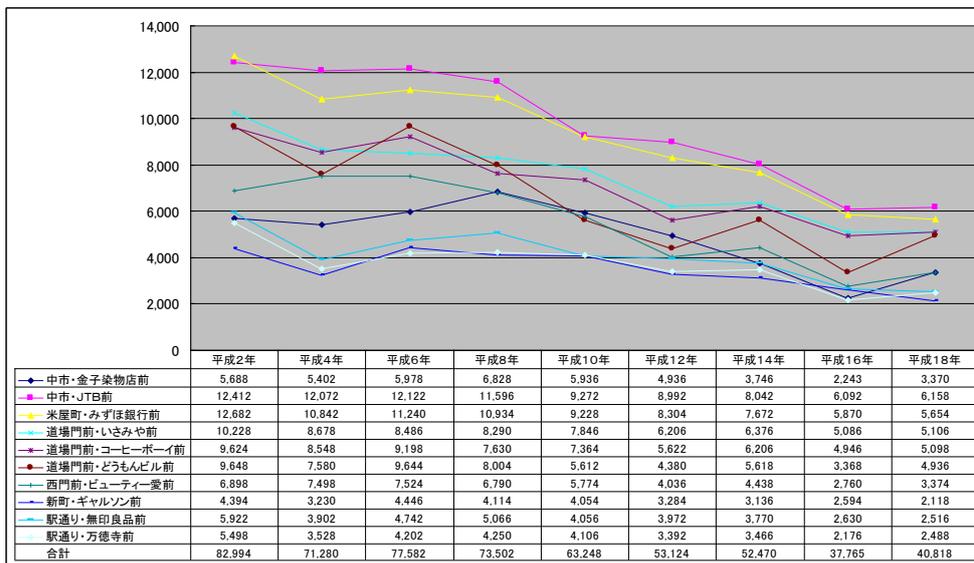
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名 大規模小売店舗立地法の特例区域の設定</p> <p>○内容 大規模小売店舗立地法の手続きの簡素化の措置</p> <p>○実施時期 平成19年度～</p>	山口市	<p>中心市街地をにぎわいのあるまちとするためには、空き店舗や空き地に新たに多くの集客が見込まれる大規模小売店舗の迅速な出店を促進する必要があることから、大規模小売店舗立地法の手続きを簡素化できる第一種大規模小売店舗立地法特例区域の設定について山口県に要請します。</p>	<p>○措置の内容 大規模小売店舗立地法の特例</p> <p>○実施時期 平成19年度～平成23年度</p>	
<p>○事業名 アルビ跡地事業</p> <p>○内容 市場を中心とするテナントミックス店舗、飲食を中心としたコミュニティ拠点を整備する事業及び食文化創出、テナントミックス促進等に向けたソフト事業の実施</p> <p>○実施時期</p>	<p>中市商店街振興組合</p> <p>(株)街づくり山口市</p>	<p>旧アルビの跡地及び隣接する伝統的町家を活用し、旧アルビ跡地については、市場を中心とするテナントミックス店舗の整備及び当該事業効果をより高め、商店街全体にも効果を波及させるための食文化創出やテナントミックス促進等に向けたソフト事業を行う。また、伝統的町屋については商店街に不足している飲食を中心としたコミュニティ拠点を整備する。</p> <p>商業施設等を集積させるとともに、市民が憩えるような広場や地域交流施設を一体的に整備することで、にぎわいの再生を図ります。</p> <p>中心商店街の東の核としての整備を図る事業であることから、にぎわいのあるまち、暮らしやすいまち、自然と文化が薫るまちの創出を目標とす</p>	<p>○措置の内容 中小小売商業高度化事業にかかる特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定</p> <p>○実施時期 (措置を受ける時期) 平成22年度～23年度に実施</p>	<p>戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金を活用</p>

平成20～23年度	る、中心市街地の活性化に必要な事業です。
-----------	----------------------

○当該中小小売商業高度化事業が、当該中心市街地内における他の商店街等への商業活性化に係る取組にもたらず影響（当該商店街等及び当該中心市街地内における他の商店街等の来街者数の現況等）

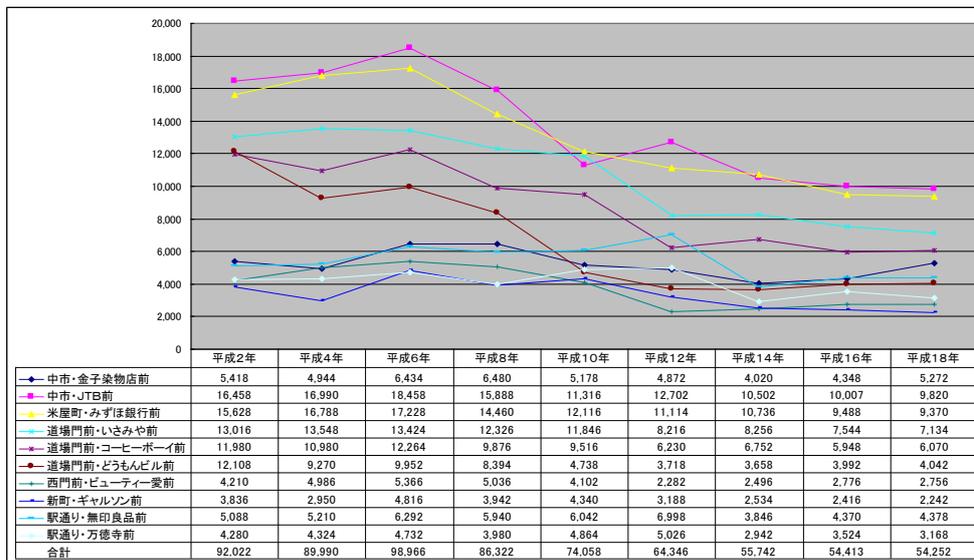
- ・当該商店街の通行量地点（米屋町みずほ銀行前）における通行量は休日、平日とも毎年減少しています。
- ・当該商店街に隣接する調査地点（中市JTB前、道場門前いさみや前、道場門前コーヒーボーイ前）における通行量も減少傾向にあります。
- ・当該事業の実施により、隣接する調査地点エリアを含む中心市街地の回遊性が高まり、商業活性化に寄与します。

山口中心商店街主要地点通行量の推移（平日）（単位：人）



資料：平成18年度山口市商店街通行量調査報告書（山口商工会議所）

山口中心商店街主要地点通行量の推移（休日）（単位：人）



資料：平成18年度山口市商店街通行量調査報告書（山口商工会議所）

○当該中小小売商業高度化事業の「個々の取組」と「共同的な取組」との連動内容

・当該事業は、中心商店街の東の核として、隣接する大型店と連携し、魅力的な生活スタイルを提案していく商店街の拠点として整備を進めます。西の拠点、東の拠点それぞれが整備されることにより、集客力の向上を図り、商業施設等の一層の集積を進めるとともに、商店街全体の回遊性を高めていきます。

○当該中小小売商業高度化事業に影響を与える空き店舗数・率の現況

・当該商店街の空き店舗数・率は、平成17年度から18年度にかけて増加しており、周辺商店街を含めて中心商店街全体では若干増加傾向にあります。

・当該事業の実施により、周辺商店街を含む中心商店街の空き店舗数・率が減少し、商業の活性化に寄与することが期待されます。

商店街別空き店舗数・率の推移 (単位：店、%)

区分	平成11年		平成12年		平成17年		平成18年	
	空き店舗数	空き店舗率	空き店舗数	空き店舗率	空き店舗数	空き店舗率	空き店舗数	空き店舗率
大市商店街	3	11.1	3	10.3	2	8.3	3	13
中市商店街	1	2	5	10	0	0	2	4.2
米屋町商店街	4	9.1	1	2.3	1	2.4	3	7.3
駅通り商店街	2	2.4	1	1.2	6	7	7	8.1
新町商店街	0	0	1	3.7	3	10.7	1	3.4
道場門前商店街	4	5.8	7	10.4	4	5.7	8	11.4
本町商店街	4	17.4	1	4	3	14.3	2	9.1
荒高商店街	2	11.8	2	9.5	0	0	0	0
計	20	6.1	21	6.1	19	5.7	26	7.8

資料：山口商工会議所

○まちの諸事業と連動した中小小売商業高度化事業であること

・商店街へのアクセス性の向上を図るため、中市地区アクセス道路整備事業と連動して事業を進めます。

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名 どうもんパーク（仮称）事業</p> <p>○内容 教養文化施設、食料品店などの機能を持った中心商店街の西の拠点を整備する事業</p> <p>○実施時期 平成 19 年度</p>	<p>道場門前商店街振興組合</p>	<p>老朽化により建替えが必至となっている旧ダイエー（どうもんビル）について、複数の地権者の協力のもと、民間主体による再生を図ります。食料品スーパーマーケット、教養文化施設などを配置する施設整備する。施設整備に併せてイベントの開催や一の坂川を活かした親水性の創出、生ごみリサイクルによる循環活用など環境に配慮したソフト事業も展開し、商業の活性化及び福祉の増進に寄与する中心商店街の西の核としての整備を図る事業であることから、にぎわいのあるまち、暮らしやすいまち、自然と文化が薫るまちの創出を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業です。</p>	<p>○支援措置の内容 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金</p> <p>○実施時期 平成 19 年度</p>	
<p>○事業名 きぎょうサポート・センター事業</p> <p>○内容 中心市街地での起業と既存店舗の経営を支援する拠点を整備する事業</p> <p>○実施時期 平成 20 年度～</p>	<p>(株)街づくり山口</p>	<p>中心市街地での起業家の育成・支援を行うとともに、既存店舗の経営革新や第二創業を含んだ経営活動を一元的に支援する拠点を整備します。当センター内に実験店舗を設け、再チャレンジによる起業も積極的に支援します。既存店舗についてもマーケティング調査、販売促進などにより支援します。</p> <p>起業家及び既存店舗の経営支援を行うことにより、消費者にとって魅力的な店舗を増やし、商業の活性化に寄与する事業であることから、にぎわいのあるまちの創出を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業です。</p>	<p>○支援措置の内容 戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金</p> <p>○実施時期 平成 20 年度～平成 23 年度</p>	

<p>○事業名 まちと文化推進事業</p> <p>○内容 中心市街地と周辺の様々な文化資源を活用した新たな魅力創出を図る事業</p> <p>○実施時期 平成19年度～</p>	<p>山口市</p>	<p>本市の特徴である文化をキーワードにまちのにぎわいを創出する事業であり、中心市街地及びその周辺には、歴史文化、生活文化、芸術文化の様々な資源が豊富に存在していますが、中心市街地内では、それらの活用をより進める必要があります。これまでも様々な取り組みを行ってききましたが、周辺の大内文化特定地域の歴史文化、博物館、図書館、市民団体などの生活文化、美術館、山口情報芸術センターなどの芸術文化など、様々な文化を中心市街地というステージで結びつけ、個性ある中心市街地の創出を図るイベント等のソフト事業を実施する事業であることから、にぎわいのあるまち、暮らしやすいまち、自然と文化が薫るまちの創出を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業です。</p>	<p>○支援措置の内容 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>○実施時期 平成20年度～23年度</p>	
<p>○事業名 (仮称)やまぐち秋のフェスティバル事業</p> <p>○内容 中心市街地が一体となって「魅力ある商業空間」を創造し、それを体感できるようなイベントを新たに実施し、まちのイメージアップに向けて、新たな魅力と賑わいを創出する事業</p> <p>○実施時期 平成20年度～</p>	<p>(仮称)やまぐち秋のフェスティバル実行委員会</p>	<p>「魅力ある商業空間」づくりは、中心市街地が賑わいを保ち続ける重要な要素の1つです。</p> <p>平成20年10月、老舗百貨店に替わり、新たに山口井筒屋がオープンすることを契機として、地元商店街と百貨店が連携し、中心市街地が一体となって「魅力ある商業空間」を創造し、それを体感できるような集客イベントを新たに実施します。また、このイベントを毎年の定例イベントとしていくことで、にぎわいのあるまち、自然と文化が薫るまちのイメージの定着を図ります。</p> <p>街のイメージアップに向けて、地元商店街と百貨店等が連携し、新たな魅力と賑わいを創出していくというこの事業は、にぎわいのあるまち、暮らしやすいまち、自然と文化が薫るまちの創出を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業です。</p>	<p>○支援措置の内容 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金</p> <p>○実施時期 平成20年度～22年度</p>	<p>【補助交付申請者】 山口商工会議所等</p>

<p>○事業名 アルビ跡地事業（再掲）</p> <p>○内容 市場を中心とするテナントミックス店舗、飲食を中心としたコミュニティ拠点を整備する事業及び食文化創出、テナントミックス促進等に向けたソフト事業の実施</p> <p>○実施時期 平成20～23年度</p>	<p>中市商店街振興組合</p> <p>(株)街づくり山口</p>	<p>旧アルビの跡地及び隣接する伝統的町家を活用し、旧アルビ跡地については、市場を中心とするテナントミックス店舗の整備及び当該事業効果をより高め、商店街全体にも効果を波及させるための食文化創出やテナントミックス促進等に向けたソフト事業を行う。また、伝統的町屋については商店街に不足している飲食を中心としたコミュニティ拠点を整備する。</p> <p>商業施設等を集積させるとともに、市民が憩えるような広場や地域交流施設を一体的に整備することで、にぎわいの再生を図ります。</p> <p>中心商店街の東の核としての整備を図る事業であることから、にぎわいのあるまち、暮らしやすいまち、自然と文化が薫るまちの創出を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業です。</p>	<p>○支援措置の内容、実施時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）（平成20年度～平成22年度） ・戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金（平成22年度～） 	<p>※暮らし・にぎわい再生事業は、施設整備についての支援措置</p> <p>※戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金は、施設取得、改修及び活性化支援事業についての支援措置</p>
<p>○事業名 米屋町南地区市街地再開発事業（再掲）</p> <p>○内容 店舗及び住居の整備</p> <p>○実施時期 平成22年～</p>	<p>市街地再開発組合</p>	<p>米屋町商店街南地区において、店舗及び住居を複合的に整備する事業です。</p> <p>中心商店街の中央に位置する当該地区において、来街者のニーズに適合した商業施設やまちの豊かさを享受できる利便性の高い住宅を供給することにより中心商店街の魅力を向上しにぎわいの創出とまちなか居住の推進を図ります。</p>	<p>○支援措置の内容</p> <p>社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等）</p> <p>○実施時期 平成23年度～</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名 空き店舗対策事業</p> <p>○内容 空き店舗への入店促進とイベントを実施する事業</p> <p>○実施時期 平成11年度～</p>	(株)街づくり山口	空き店舗への入店促進と空き店舗を利用したイベント等、ソフト事業を行い、中心市街地のにぎわいの再生を図る事業であることから、にぎわいのあるまち、暮らしやすいまち、自然と文化が薫るまちの創出を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業です。	○支援措置の内容 市単独費	
<p>○事業名 個性ある商店街創造イベント等事業</p> <p>○内容 新たなイベントや商店街の人材育成を図る事業</p> <p>○実施時期 平成15年度～</p>	CP研究会	商店街の若手店主で構成された「CP研究会(Cross Power、Challenge Power、Community Produceの意味)」により、商店街にふさわしく、新しいニーズにあったイベントや新たな取組みの研究、実施について支援を行います。この活動を通じて次世代を担う若い店主の人材育成も図り将来の商店街活性化につなげていく事業であることから、にぎわいのあるまち、暮らしやすいまち、自然と文化が薫るまちの創出を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業です。	○支援措置の内容 市単独費	
<p>○事業名 ジャパン・ファッションデザインコンテスト関連事業</p>	ファッションデザインコンテスト実行委	ジャパン・ファッションデザインコンテストとの関連及び平成18年開催の国民文化祭の継承事業として、市内地場産業の特徴でもあるデニムを用いたイベントを中心商店街で行います。ファッション文化の振	○支援措置の内容 市単独費	

<p>○内容 ファッション文化の振興を図る事業</p> <p>○実施時期 平成15年度～</p>	<p>員会 中心商店街の商店街団体</p>	<p>興により、本市の地域文化の担い手の育成と地域振興への波及効果を図る事業であることから、にぎわいのあるまち、暮らしやすいまち、自然と文化が薫るまちの創出を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業です。</p>																
<p>○事業名 共通駐車サービス券システム事業</p> <p>○内容 中心商店街での買い物に応じて駐車料金を割り引く事業</p> <p>○実施時期 平成12年度～</p>	<p>(株)街づくり山口</p>	<p>中心商店街での買い物に応じて共通駐車サービス券を発行(2,000円以上の買い物で1時間無料券を1枚発行)し駐車料金を割り引く事業であり、平成12年度の事業開始から共通駐車サービス券の取り扱い枚数は伸びており多くの方に利用されていることから引き続き取り組んでいくこととします。</p> <p>また、平成15年3月から山口市コミュニティバス乗車券としても利用できるようになっています。</p> <p>中心商店街へ車やコミュニティバスで来街される方への利便性及びサービスの向上を図る事業であり、商業の活性化に寄与し、にぎわいのあるまち、暮らしやすいまち、自然と文化が薫るまちの創出を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業です。</p> <p>○共通駐車サービス券取り扱い枚数</p> <table border="1" data-bbox="550 1496 1021 1843"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>枚数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成12年</td> <td>499,659</td> </tr> <tr> <td>平成13年</td> <td>665,895</td> </tr> <tr> <td>平成14年</td> <td>619,517</td> </tr> <tr> <td>平成15年</td> <td>632,664</td> </tr> <tr> <td>平成16年</td> <td>735,480</td> </tr> <tr> <td>平成17年</td> <td>785,437</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料:(株)街づくり山口</p>	区分	枚数	平成12年	499,659	平成13年	665,895	平成14年	619,517	平成15年	632,664	平成16年	735,480	平成17年	785,437		
区分	枚数																	
平成12年	499,659																	
平成13年	665,895																	
平成14年	619,517																	
平成15年	632,664																	
平成16年	735,480																	
平成17年	785,437																	

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

山口市全域の人口は増加傾向を続けていますが、中心市街地の人口は平成2年から平成17年の15年間で542人が減少、市全体に対するシェアも0.4ポイントの減少となっています。中心市街地の65歳以上の老年人口の割合は年々高くなっており、平成12年には27.0%に達し、山口市全域の21.0%と比べて高くなっています。

今後も老年人口及び割合も高まることが予測されます。このため高齢者、障がい者をはじめとするあらゆる人の立場に立ったまちづくりが不可欠であり、高齢者や子供連れなどの交通弱者も行きたい場所へ行きやすく、そこに住まう人や訪れる人などに対し、様々な移動手段が用意されている必要があります。また、誰もが利用しやすい施設を充実させる必要があります

また、本市の人口は当面増加することは予測されるものの、長期的には全国的な傾向と同様、逡減していくものと思われます。こうした中、地方自治体を取り巻く環境はますます厳しさを増すものと予測され、コンパクトなまちづくりが必要となっています。

これらのことから、にぎわいのあるまち、暮らしやすいまち、自然と文化の薫るまちの3つの視点から中心市街地の活性化を図る上で必要性が高く、目標を達成するために、中心市街地での市街地の整備改善のための事業、都市福利施設を整備する事業、住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業、商業の活性化のための事業と一体的に推進する事業として、次の事業を基本計画に位置づけます。

フォローアップについては、毎年度末に基本計画に位置づけた取組みの進捗状況の調査を行い、状況に応じて事業の促進などの改善を図ります。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

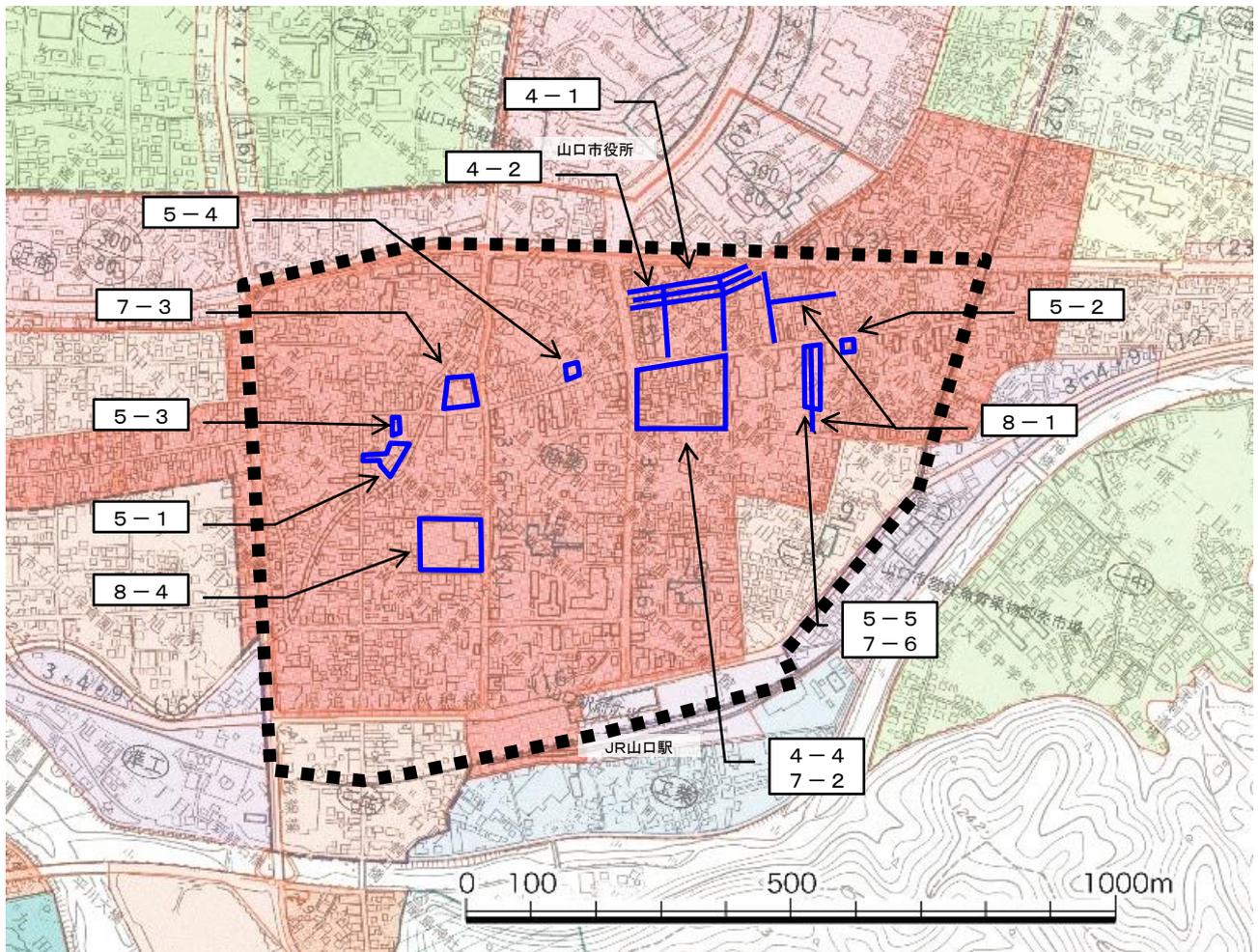
(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名 中市地区アクセス道路整備事業</p> <p>○内容 旧山口銀行山口支店跡地周辺とアルビ跡地への道路整備事業</p> <p>○実施時期 平成20年度～</p>	<p>山口市</p>	<p>市道道祖町旭通り一丁目線（商店街）と東山二丁目道場門前二丁目線（天神通り）を結ぶ（仮称）市道中市町3号線を新設整備し、アルビ跡地へのアクセス性の向上と土地利用の増進を図ることとします。</p> <p>市道中市町2号線と市道中市町中河原線を結ぶ（仮称）市道中市町4号線を新設整備することにより、旧山口銀行山口支店跡地周辺の来街者のアクセス性、回遊性の向上、安全対策の推進、さらに土地利用の増進を図る事業であることから、にぎわいのあるまち、暮らしやすいまち、自然と文化が薫るまちの創出を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業です。</p>		
<p>○事業名 コミュニティ交通等運行事業</p> <p>○内容 コミュニティ交通の整備を図る事業</p> <p>○実施時期 平成13年度～</p>	<p>山口市</p>	<p>基幹交通を補完し、中心市街地へ容易にアクセスできる交通システムの拡充に努める事業であることから、中心市街地の活性化に必要な事業です。</p>		
<p>○事業名 市民交通計画策定事業</p> <p>○内容 市民交通計画の策定</p>	<p>山口市</p>	<p>中心市街地の活性化や多核連携型の交流を基軸とした都市発展に資するため、中心市街地へのアクセス利便性を高めるとともに、歩行者や自転車、公共交通を重視した回遊性の高い街なかの交通環境を整えていくこととしており、今後、具体的施策を段階</p>		

<p>○実施時期 平成 18 年度～</p>		<p>的に進めていくこととします。 中心市街地へのアクセス利便性と回遊性の向上を図る計画であることから、中心市街地の活性化に必要です。</p>		
<p>○事業名 バリアフリー 対応昇降施設 設置事業</p> <p>○内容 バリアフリー 対応の昇降施設 を設置する 事業</p> <p>○実施時期 平成 19 年度</p>	<p>道 場 門 前 商 店 街 振 興 組 合</p>	<p>高齢者や障がい者などの駐車場利用者の利便の増進を図るため、既存駐車場にバリアフリーに対応した昇降施設（エレベーター）を設置することから、にぎわいのあるまち、暮らしやすいまち、自然と文化が薫るまちの創出を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業です。</p>		
<p>○事業名 移動等円滑化 基本構想策定 事業</p> <p>○内容 移動等円滑化 基本構想の策 定</p> <p>○実施時期 平成 21 年度～</p>	<p>山口市</p>	<p>高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく、移動等円滑化基本構想を策定し、高齢者、障がい者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図ることとします。 このことから、にぎわいのあるまち、暮らしやすいまち、自然と文化が薫るまちの創出を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業です。</p>		

◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所

山口中心市街地域図



4から8までに掲げる事業及び措置は下記のとおりです。

なお、□で囲まれた事業及び措置については上の図に実施箇所を示し、それ以外は中心市街地全域を対象に行われる事業及び措置であるため実施箇所を示していません。

- ・ 4-1 : 4. [2] (2) ① 一の坂川周辺地区整備事業
- ・ 4-2 : 4. [2] (2) ② 一の坂川総合流域防災事業(再生)
- ・ 4-3 : 4. [2] (2) ① 中心市街地情報提供事業
- ・ 4-4 : 4. [2] (2) ① 米屋町南地区市街地再開発事業
- ・ 5-1 : 5. [2] (4) 総合・循環型福祉サービス推進モデル事業
- ・ 5-2 : 5. [2] (4) ほっとさろん中市「まちのえき」事業
- ・ 5-3 : 5. [2] (4) 子育て支援者のための支援拠点施設運営事業
- ・ 5-4 : 5. [2] (4) 市民活動支援センター「さぼらんて」事業
- ・ 5-5 : 5. [2] (2) ① アルビ跡地事業
- ・ 6-1 : 6. [2] (2) ② 借上型市営住宅整備事業
- ・ 6-2 : 6. [2] (2) ② 高齢者街なか居住支援事業

- ・ 7-1 : 7. [2] (1) 大規模小売店舗立地法の特例区域の設定
- ・ 7-2 : 7. [2] (2) ① 米屋町南地区市街地再開発事業
- ・ 7-3 : 7. [2] (2) ① どうもんパーク (仮称) 事業
- ・ 7-4 : 7. [2] (2) ① きぎょうサポート・センター事業
- ・ 7-6 : 7. [2] (2) ① アルビ跡地事業
- ・ 7-7 : 7. [2] (4) 空店舗対策事業
- ・ 7-8 : 7. [2] (4) 個性ある商店街創造イベント等事業
- ・ 7-9 : 7. [2] (4) ファッションデザインコンテスト支援事業
- ・ 7-10 : 7. [2] (2) ① まちと文化推進事業
- ・ 7-11 : 7. [2] (4) 共通駐車サービス券システム事業
- ・ 8-1 : 8. [2] (4) 中市地区アクセス道路整備事業
- ・ 8-2 : 8. [2] (4) コミュニティ交通等運行事業
- ・ 8-3 : 8. [2] (4) 市民交通計画策定事業
- ・ 8-4 : 8. [2] (4) バリアフリー対応昇降施設設置事業
- ・ 8-5 : 8. [2] (4) 移動等円滑化基本構想策定事業

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 山口市における庁内の推進体制について

1) 中心市街地活性化推進室の設置

平成18年4月1日に中心市街地活性化を担当し関係部局を総括する組織として、都市整備部に中心市街地活性化推進室を新設し、中心市街地の活性化施策を推進することとしています。配置状況は、専任職員1名、兼務職員6名（総合政策部2名、経済部2名、都市整備部2名）です。

2) 山口市中心市街地活性化基本計画策定委員会の設置

新たな中心市街地活性化基本計画を策定するに当たり、庁内の中心市街地活性化に関係する部局からなる庁内の連絡調整のための組織として、山口市中心市街地活性化基本計画策定委員会を設置しています。

策定委員会における検討経過

年月日	会議名・議題等
平成18年8月24日	第1回策定委員会 ・委員会設置 ・改正中心市街地活性化法について ・中心市街地活性化基本計画策定状況について
平成18年9月20日	第2回策定委員会 ・基本方針について ・中心市街地活性化協議会について ・中心市街地活性化基本計画（作業中）について
平成18年11月13日	第3回策定委員会 ・中心市街地活性化本部協議について ・中心市街地活性化基本計画（案）について
平成18年12月4日	第4回策定委員会 ・中心市街地活性化本部協議について ・各事業内容について ・今後のスケジュールについて
平成19年2月22日	第5回策定委員会 ・中心市街地活性化基本計画（案）の申請について

山口市中心市街地活性化基本計画策定委員会名簿

区分	所属・役職
会長	都市整備部長
委員	総合政策部次長
〃	健康福祉部次長
〃	経済部次長
〃	都市整備部理事
〃	都市整備部次長
幹事長	都市整備部中心市街地活性化推進室長
幹事	総合政策部企画経営課長
〃	総合政策部財政課長
〃	総合政策部文化振興課長
〃	健康福祉部高齢障害課長
〃	経済部観光課長
〃	経済部商工振興課長
〃	都市整備部都市計画課長
〃	都市整備部土木課長
〃	都市整備部建築課長

(2) 山口市議会における中心市街地活性化に関する審議又は討議の内容

山口市議会における、まちづくり三法の改正に関する質問に対し、以下のとおり答弁しています。

山口市議会における検討経過

年月日	審議、討議内容
平成 18 年 6 月議会	<p>一般質問</p> <p>「まちづくり三法が改正され、中心市街地活性化の支援措置も拡充されているが今後どのように取り組まれるのか。」</p> <p>答弁要旨</p> <p>本市では平成 11 年 3 月に中心市街地活性化基本計画を策定し、取組みを進めてきました。これまでの取組みを活かし、持続可能でにぎわいのあるまちであり続けるために、改正法に基づく中心市街地活性化基本計画を作成し、本市の特性にあった支援措置の活用方策を検討し官民協働で中心市街地の活性化を進めていきたいと考えています。</p>
平成 18 年 9 月議会	<p>一般質問</p> <p>「中心市街地活性化についての認識と国から示されている様々な支援策にどのように取り組まれるのか。」</p>

	<p>答弁要旨</p> <p>本市では中心市街地の活性化は重要な政策課題のひとつと認識しており、平成 11 年 3 月に中心市街地活性化基本計画を策定し、取組みを進めてきました。しかしながら人口、小売業年間販売額、通行量の減少が続くなど衰退の傾向に歯止めがかかっていません。新しい中心市街地活性化基本計画策定の準備作業を進めています。</p> <p>この度の法改正に伴い経済産業省及び国土交通省などから様々な支援策が拡充されています。これらの支援策の活用を検討し、立ち上げ準備がなされている中心市街地活性化協議会への参画などを通じて民間事業者への支援にも取り組んでいきます。</p>
平成 18 年 12 月議会	<p>一般質問</p> <p>「中心市街地活性化基本計画ではどのような整備内容を考えているのか。」</p> <p>答弁要旨</p> <p>改正法に基づく中心市街地活性化基本計画では、民間の主体的な取組みが重要となることから、各事業者において事業計画を検討されています。行政が主体となっていく事業として、市街地の整備改善のための事業、街なか居住の推進のための事業を予定しており、まちづくり交付金や地域住宅交付金の活用を予定しています。民間が主体となっていく事業として、都市福利施設を整備する事業、どうもんビル再生事業などの商業の活性化のための事業を予定しています。民間の主体的な取組みに対して国の補助制度を活用するなど中心市街地活性化法に基づく有利な支援措置を活用し、大きな効果をあげることができるよう検討していきたいと考えています。</p>

(3) 山口市交通まちづくり委員会

山口市市民交通計画の策定に当たり、生活交通を維持・確保するための具体的な方策を調査研究することを目的に設置されたもので15名の委員（学識経験者、中国運輸局、交通事業者、関係団体代表、公募市民など）で構成されています。平成19年3月に山口市市民交通計画中間案を公表しています。

山口市交通まちづくり委員会等の開催状況等

回数	年月日	検討内容
第1回	平成18年5月23日	・山口市市民交通計画策定方針について ・市民アンケート調査について ・住民主体によるバスの運行について（事例紹介）
第2回	平成18年7月25日	・市民アンケート調査の結果について ・全国の公共交通の状況について（事例紹介） ・今後の交通のあり方について ・少子化対策に関するアンケート調査の実施について
第3回	平成18年8月22日	・少子化対策に関するアンケート調査について ・地域検討会について ・今後の交通のあり方について
第4回	平成18年12月22日	・少子化対策に関するアンケート調査の結果について ・地域検討会の報告について ・今後の交通のあり方について
第5回	平成19年1月26日	・山口市交通まちづくり委員会中間報告について

山口市交通まちづくり委員会委員

団体名	役職等
特定非営利活動法人日本バス文化保存振興委員会	副理事長
大阪外国語大学	教授
中国運輸局山口運輸支局	首席運輸企画専門官
山口県地域振興部交通運輸対策室	次長
西日本旅客鉄道株式会社山口鉄道部	部長
中国ジェイアールバス株式会社運輸部運送課	課長
防長交通株式会社	運輸部長
山口地区タクシー協会	
山口商工会議所運輸交通部	部会長
山口市自治会連合会	会長
山口市障害者団体連合会	会長
特定非営利活動法人山口せわやきネットワーク	事務局長
市民委員3名	

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 山口市中心市街地活性化協議会の概要

・組織の概要

(株)街づくり山口と山口商工会議所が中心となり、平成18年9月25日に山口市中心市街地活性化協議会を設立しており、山口市中心市街地活性化協議会の構成員、規約、会議録については、事務局である山口商工会議所ホームページにて公表し、会議は原則公開としています。

協議会の役割は、基本計画の作成段階、認定後及び実施に関して必要な事項やその他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議し、市に対して意見を述べるができるとともに、特定民間中心市街地活性化事業計画に係る協議を行い、各プロジェクトの進捗状況や評価等について、協議し、新たな施策の方向性等を提言することとします。

この協議会にて4回に渡って、山口市中心市街地活性化基本計画に定める事項に関して協議いただいており、12月18日に山口市に対して意見書が提出されました。

・中心市街地活性化法第15条第3項の規定への適合

山口市中心市街地活性化協議会の内容については、事務局となっている山口商工会議所のホームページにおいて、規約、構成員、会議録を公表しています。

山口市中心市街地活性化協議会のホームページ URL

<http://www.yamacci.or.jp/oshirase/chushinshigaichi/index.html>

・中心市街地活性化法第15条第4項、第5項の規定への適合

設立から現在までのところ、山口市中心市街地活性化協議会への新たな参加の申し出はありません。また、参加の申し出を拒んだこともありません。

(2) 山口市中心市街地活性化協議会による意見書（平成18年12月18日）

山口市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

1. はじめに

湯田地区、大殿地区を含んだ広い意味での中心市街地は、地域全体をけん引してきた、まさに市の「顔」ともいえる場所である。これまでも中心市街地活性化のために、官民それぞれに様々な取組みを進めてきており、一部では取組みが奏功している面もある。しかし、その衰退傾向に完全に歯止めがかかったとはいえ、行政と民間が手を携えてより真剣にこの問題に取り組んでいかなければならないとの共通認識に立ち、本協議会を設置した。本協議会は、幅広い団体の参画を得て、山口市が策定する「山口市中心市街地活性化基本計画」及びその実施に対して必要な事項を協議するほか、75haに絞り込んだ中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項を協議していく場としている。

基本計画の策定にあたっては、協働による計画づくりの観点からその作業の段階から協議を進めてきた。協議にあたっては、本協議会委員だけでなく、委員が所属する構成団体

に持ち帰り、構成団体の構成員等の意見を聞くなど、幅広い市民の意見を聞くことができた。

これらの経緯も斟酌しながら「山口市中心市街地活性化基本計画（案）」に掲げる事項について、次のとおり意見を提出する。

2. 協議会の意見

本協議会の意見については、当初の基本計画に反映されることが望ましいが、議論の余地のある事項もあり、協議会において今後協議を進め、事業化に向けて調整が整った段階で基本計画の変更をして盛り込むなど、柔軟な対応をお願いしたい。

（1）市民への広報公聴について

中心市街地の活性化事業に取り組むには、合併して広域になった山口市の全市民の理解が必要である。協議会としても各界各層の市民を巻き込んだ協議会の運営に取り組んでいく方針であるが、行政としても市民への本基本計画の周知徹底と基本計画への理解を得るための説明責任を十分図っていただきたい。

（2）基本計画を実施するための基本戦略について

本基本計画（案）に記述されている3つの基本方針を、具体的なプロジェクトに移していくためには山口市全体のまちづくりの基本戦略的な部分が不十分であると思われるので、今後、本協議会との連携を図りながら基本戦略の部分に関する議論を深めていただきたい。

（3）周辺の文化等に配慮したソフト及びハード展開の検討について

大内氏のまちづくりの遺産が数多く遺る山口市の大内文化特定地域と中心市街地は隣接しており、両エリアを貫流する一の坂川を接点とし、人の流れを上手に融合させようとした基本計画（案）である点において適当である。

中心市街地と大内文化特定地域内は、歴史的に一つの地域として発展してきた経緯をふまえ、両地域に存在する大内文化や明治維新等の歴史文化資源の活用を図ると共に、県道204号線で分断された地域周辺にある文化施設や行政機能及び観光資源である大内文化等の歴史ゾーンを融合させる方策や山口情報芸術センターとの融合を図るソフト事業を今後検討していくこととする。また、大内文化特定地域との融合には、ハード事業が必要である。県道204号線上の市民会館前交差点、早間田交差点、西京橋交差点は、地下道や陸橋を撤去すること等も含めて本協議会において今後検討していくので、事業が具現化した段階で基本計画の変更をして盛り込むなど、柔軟な対応をお願いしたい。

（4）中心市街地における商業機能の活性化

自然と融合した中心市街地で商業の活性化事業としてハード事業が計画されている。商業の活性化は、様々な機能が集積した中心市街地全体が賑わうことによって図られるものであり、商業が活性化すれば中心市街地が賑わうという一方向的な関係ではない。商店街は、山口市民のための公共空間であり、様々な人々が集まり活動する場所という認識が必要である。

特にソフト事業を中心として、人と人とが触れ合い、人の手の温もりが感じられるような空間づくりが必要であり、地方都市に相応しいコミュニティに支えられた集える場所が商店街の中にあり、そして生活提案型の魅力的な商店が必要であるという考え方を基本計

画（案）に反映していただきたい。

また、現在7つの商店街があるが、消費者の立場に立つと一つの商業空間であるので、各商店街で行われているソフト事業もそれぞれ関連づけて商店街全体として消費者の立場に立ったソフト事業について、引き続き協力して検討をしていきたい。

（5）街なか居住等の推進

街なか居住による中心市街地の定住人口増加とあわせて、大学生など若者を中心市街地に誘導し滞留してもらうための施策や町屋を生かした居住推進等も今後検討していきたい。また、街なか居住の促進には、狭隘道路の拡幅により改築を可能にするか、構造特区制度を利用して現状の道路幅（狭道）でも建替・リフォームができるようにするなど、町屋再生に大いに力を入れた山口市ならではの事業展開を図ることも必要である。

また、商店街から消えてしまった業種を商店街に再配置するか、それを補完するソフト事業があれば、居住人口の更なる増加が促進されるので、そのための施策についても検討していきたい。

事業が具現化した段階で基本計画の変更をして盛り込むなど、柔軟な対応をお願いしたい。

（6）交通アクセスの整備

高齢化社会が進展するに伴い交通弱者が増加することが予想される。1市4町が合併し山口県内第2位の面積を有する山口市にとって交通手段の整備拡充は重要な課題である。

特に、中心市街地の活性化のためには山口市内に限定しない、より広範な地域からの来街者を求めなくてはならないが、そのためにも山口線の利便性を増進したり、中心市街地にバスターミナルを設置するなど公共交通体系の整備が不可欠である。

但し、行政が直営や委託方式により運送業を営む場合には、民間事業を圧迫・疲弊させることのないよう特段の配慮が必要である。

3. まとめ

山口市中心市街地活性化基本計画（案）については、上記のとおり意見を提出する。

本協議会の活動は、まだ始まったばかりであるが、中心市街地の活性化実現にむけて、自然と文化が薫り、賑わいのある暮らしやすいまちづくりに主体的かつ積極的に取り組んでいきたい。

まちづくりは、常に過程があるのみで終わりはない。住民ニーズを十分聞きながら老若男女の多くの人々にとって暮らしやすい、歩いて暮らせる、賑わい溢れる美しいまちづくりを、産学官民一体となって進めていかなければならない。

（3）構成員、開催状況、規約に関する資料

1) 山口市中心市街地活性化協議会構成員について

山口市中心市街地活性化協議会構成員

No.	構成員団体名	協議会委員
1	山口商工会議所	会頭
2	山口商工会議所	副会頭

3	(株)街づくり山口	取締役
4	山口市商店街連合会	副会長
5	道場門前商店街振興組合	理事長
6	中市商店街振興組合	理事長
7	協同組合米屋町振興会	理事長
8	山口中心市街地まちづくり推進協議会	会長
9	湯田温泉まちづくり協議会	会長
10	人美響のまちづくり推進会議	部会統括
11	山口市	山口市都市整備部長
12	金融懇談会	金融懇談会会長
13	山口大学	工学部教授
14	学校法人野田学園	理事長
15	NPO法人山口まちづくりセンター	センター長
16	西日本旅客鉄道(株)山口鉄道部	山口鉄道部部長
17	NPO法人山口ウッドムーンネットワーク	事務局長
18	山口川端市場協同組合	代表理事
19	山口市公設市場協同組合	理事長
20	山口建築設計フォーラム協同組合	代表理事
21	山口市消費生活研究会	山口市消費生活研究会代表
22	有限会社どうもん	有限会社どうもん代表取締役
(オブザーバー)		
1	山口県	山口県都市計画課長
2	山口県	山口県商政課長
3	山口警察署	山口警察署長

2) 開催状況について

山口市中心市街地活性化協議会開催状況

回数	年月日	議題
第1回	平成18年9月25日	・協議会の設立について ・「山口市中心市街地活性化基本計画（作業中）」について
第2回	平成18年10月26日	・「山口市中心市街地活性化基本計画（作業中）」について
第3回	平成18年11月17日	・「山口市中心市街地活性化基本計画（案）」について
第4回	平成18年12月8日	・「山口市中心市街地活性化基本計画（案）」に対する意見書について

3) 規約について

山口中心市街地活性化協議会規約

(協議会の設置)

第1条 山口商工会議所及び株式会社街づくり山口は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、山口市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第3条 協議会は、事務所を山口県山口市中市町1番10号に置く。

(目的)

第4条 協議会は、次に掲げる事項に係る協議、並びに調査、研究、及び調整活動を行うことを目的とする。

(1) 法第9条第1項に規定する基本計画（以下「基本計画」という。）に関し必要な事項

(2) 法第9条第10項に規定する認定基本計画（以下「認定基本計画」という。）

及び認定基本計画の実施に関し必要な事項

(3) 法第40条第1項に規定する特定民間中心市街地活性化事業計画の実施に必要な事項

(4) 前各号に掲げるもののほか、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項

(協議会の構成)

第5条 協議会は、次の者をもって構成する。

(1) 山口商工会議所

(2) 株式会社街づくり山口

(3) 山口市

(4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者

(5) 前号各号に掲げる者のほか、協議会において特に必要があると認める者

2 前項第4号に該当する者であって、協議会の構成員でない者は、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申し出を拒むことができない。

3 前項の申し出により協議会の構成員となった者は、第1項第4号に規定する者でなくなったとき、又はなくなったと認められるときは、協議会を脱会するものとする。

(協議会の組織)

第6条 協議会は、会長、副会長、幹事、監事及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第7条 会長は、山口商工会議所会頭をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務

を代理する。

5 会長及び副会長は、非常勤とする。

(幹事)

第7条の2 協議会の幹事は、会員の中から会長が委嘱する。

(委員)

第8条 委員は、第5条1項各号に該当する者が指名する者をもって充てる。

2 委員は非常勤とする。

(オブザーバー)

第9条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためにオブザーバーを置くことができる。

(会議の種類)

第10条 会議の種類は、次のとおりとする。

(1) 全体会議

(2) 運営幹事会

(3) 専門部会

(全体会議)

第10条の2 全体会議（以下「会議」という）は、会長が招集する。

全体会議は、会員の参加により毎年1回以上開催し、基本計画の策定、変更に関する協議、各基本計画事業の実施報告、新規事業の説明等を行い、中心市街地活性化事業の関係者間の情報共有及び連携を図る。

2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第11条 会議は、委員の3分の2以上の者が出席しなければ、開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事は、出席者の3分の2以上の多数により決する。

4 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(運営幹事会)

第11条の2 運営幹事会は、適宜開催し、基本計画記載事業又は基本計画への記載を予定する事業、専門部会の設置検討、連絡調整、活動報告、その他必要と認める事項を審議し、全体会議に報告する。

2 運営幹事会は、幹事をもって構成する。

3 運営幹事会は、幹事の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

4 運営幹事会の長は、協議会の副会長が兼務する。

5 運営幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

6 運営幹事会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 必要に応じて、運営幹事会に関係者の出席を求めることができる。

(協議結果の尊重)

第12条 協議会の構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(タウンマネージャーの設置)

第13条 協議会は、意見調整を円滑に進め、認定基本計画等を実施するために先導的な役割を担うタウンマネージャーを設置することができる。

(タウンマネージャーの責務)

第14条 タウンマネージャーは、次の責務を負う。

- (1) 認定基本計画の実現に向けた意見調整等の活動を行う。
- (2) 認定特定民間中心市街地活性化事業計画の作成、実施のための各種支援を行う。
- (3) その他中心市街地の活性化に関し必要な活動を行う。

(専門部会の設置)

第15条 協議会は、その目的の実現のために協議する内容ごとに専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第16条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の運営に必要な事項は、山口商工会議所が処理する。

(経費の負担)

第17条 協議会の運営に要する経費は、協議会の予算の定めるところにより、会費、負担金及び補助金その他の収入により負担するものとする。

(協議会の監査)

第18条 協議会の出納を監査するため、監事2人を置く。

2 監事は、会長が推薦し、協議会の同意を得て選任する。

3 監事は、非常勤とする。

4 監事は、第1項に規定する監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第19条 協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(費用弁償等)

第20条 会長、副会長、監事及び委員は、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができる。

2 前項の規定による費用弁償等の額、支給方法等は、会長が別に定める。

(会計年度)

第21条 協議会の会計は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(解散の場合の措置)

第22条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、山口商工会議所がこれを清算する。

(委任)

第23条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮っ

て定める。

(規約の改正)

第24条 この規約は、必要に応じて協議会において改正することが出来るものとする。

附 則

1. この規約は、平成18年9月25日から施行する。
2. 第16条第2項の改正規定は、平成21年12月1日から施行する。
3. 第16条第2項の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。
4. 第6条、第7条の2、第10条、第10条の2、第11条の2の改正規定は、平成24年8月30日から施行する。

山口市中心市街地活性化協議会専門部会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、山口市中心市街地活性化協議会規約第15条第2項の規定に基づき、山口市中心市街地活性化協議会専門部会（以下「専門部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 専門部会は、山口市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会への提案事項の調査研究及び調整に関する事項
- (2) 中心市街地の活性化に関する課題、問題点の把握とその解決に関する事項
- (3) その他中心市街地の活性化に関する事項

(組 織)

第3条 専門部会は、部会長、副部会長及び委員をもって組織する。

(部会長及び副部会長)

第4条 部会長は、協議会構成員の中から協議会会長が指名する者をもって充てる。

2 副部会長は、部会長が指名する者をもって充てる。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委 員)

第5条 委員は、協議会構成員の中から会長が指名する者及びその他会長が必要と認める者をもって充てる。

(会 議)

第6条 専門部会の会議（以下「会議」という）は、必要に応じて部会長が招集する。

2 部会長は、専門部会を主催し、会議の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて会議に関係者等の出席を求めることができる。

(報 告)

第7条 部会長は、専門部会の協議の経過及び結果について会長及び協議会に報告しなければならない。

(庶 務)

第8条 専門部会の庶務は、山口商工会議所において処理する。

(委 任)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、部会長が会長と協議の上、別に定める。

附 則

1. この規程は、平成18年9月25日から施行する。
2. 第8条の規程の改正は、平成21年12月1日から施行する。
3. 第8条の規程の改正は、平成24年4月1日から施行する。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

(1) 地域住民のニーズ等の客観的な把握

①中心商店街に対する意向調査

山口の中心商店街の活性化に向け、市民の視点から中心商店街の満足度・重要度を把握するため、山口の中心商店街の満足度に関するアンケートを平成18年6月から7月にかけて行っており、地域のニーズとしてとらえ、基本計画への反映又は参考としました。

②基本計画案に対する市民意見

地域住民の中心市街地に対する意識を把握するため、「山口市中心市街地活性化基本計画(案)」に対する市民意見の募集(パブリックコメント)を平成18年12月21日から平成19年1月19日までの1箇月間実施した結果、6名1団体の方々から御意見をいただきました。これらを地域のニーズとしてとらえ、基本計画への反映又は参考としました。

(2) 地域ぐるみでの取り組み状況

基本計画に基づく各種の事業を円滑かつ効果的に実施していくためには、公民の役割分担を明確にした上で、各事業準備段階から、関係者の連携を図ることが不可欠です。

まちづくりの主体は地域住民であるが、中心市街地活性化に資する事業に対し、市として必要な助言及び支援措置を適時的確に行っていくこととします。

①山口中心市街地まちづくり推進協議会

山口中心市街地まちづくり推進協議会は、多くのまちづくり会員によって旧中心市街地活性化基本計画に基づく商業活性化地区のまちづくりを円滑に推進し地区の活性化並びに良好な環境の確保を目的に、平成11年10月26日に設立されました。市、TMOと一体となって安全安心快適なまちづくりに向けた様々な検討、広報活動、中心市街地の歴史を紹介するパンフレットを作成や歴史的な場所や通りを紹介するサインの設置など活動されています。この下部組織として7つのブロック協議会が設立されており、そのうちの一の坂川周辺地区ブロック協議会では中心市街地を流れる一の坂川を活かしたまちづくりへの取り組みや中心市街地の歴史的な場所を紹介するサインの設置、アートふる山口への参加、クリスマスイルミネーションの実施、清掃活動などの活動を続けています。

②湯田温泉まちづくり協議会

湯田温泉まちづくり協議会は地域住民、諸団体など多くの会員によって、住民と観光客のふれあうことができ、人と車の共生した温泉情緒と回遊性のあるまちづくりを進めるため、平成16年11月7日に設立されました。3つの部会を設けて、市と一体となってまちづくりの推進に向けて活動されています。具体的には駐車禁止取締重点地区に指定されたことにより、タクシーが待機できるスペースを設けるため、地元住民、タクシー協会、部会で調整を重ね、タクシーベイを設置しています。また、湯田温泉のシンボルロードなどの計画についても検討を重ねており、湯田温泉という資源を活かした活性化へ向け活動を続けており、今後中心市街地との連携を推進していきます。

③アートふる山口

平成8年からボランティア、地元住民が中心となり、地域の人とふれあいながら気軽に西の京山口の街並みを楽しんでもらおうと、民家やお店などを手作りの小さな美術館に見立て、懐かしいものなど様々な展示品の公開や催しを行う「アートふる山口」というイベントが毎年秋に大殿地区から中心市街地にかけての地域で開催されています。平成17年からは小規模ながらいつでも展示が楽しめるように約15軒のお店が常設展示場として小さな美術館を構成する「いつでもアートふる山口」を開催しており、散策する人が増えつつあります。

④ほたるを守る活動

一の坂川のホタルも地域のまちづくりによって支えられています。大殿ホタルを守る会は、ゲンジボタルの養殖・放流、地域住民によるホタル発生状況調査、住民・大殿小学校の児童らと協働した河川清掃、ほたる鑑賞のタベ、アートふる山口などにも参加されるなど活発に活動されています。

⑤ほっとエスコート

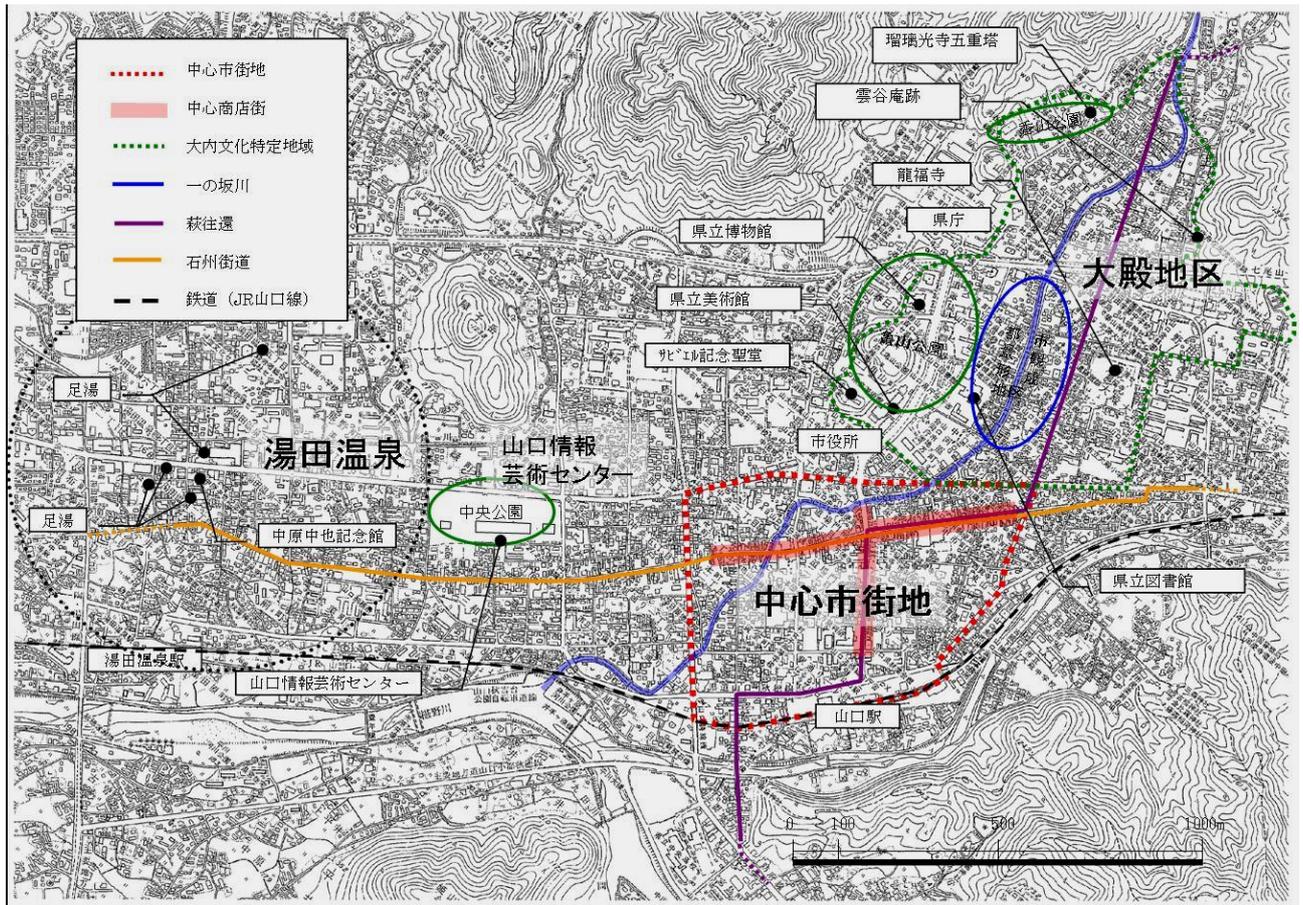
中心商店街において、地元大学生の参加による高齢者の買い物のサポート、まちの案内、清掃活動を行う「てごのて ほっとエスコート」事業を行っており、また来たくなる楽しい商店街を目指し、平成18年11月から活動を続けられています。

ほっとエスコートは、ほっとさろん中市「まちのえき」で行っているタウンモビリティ事業のひとつであり、この他電動カートや車いすの貸し出し、交流サロン事業の実施など、高齢者、障がい者への福祉の増進を図る事業を実施しています。

⑥さぼらんて

中心商店街内の空き店舗を活用して、市民活動の参加へのきっかけづくりと活動支援を行う拠点として、市民活動支援センター「さぼらんて」を設置しており、各種イベントや講座の実施、市民団体の活動紹介、相談コーナー、会議室の提供などを行い、市民と行政が協働して地域社会の発展を目指す活動を続けています。

地域の取組み図



10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

(1) 市町村の合併の特例に関する法律第5条に基づく市町村建設計画

山口県中部1市4町合併協議会が、平成16年12月に策定した「新県都のまちづくり計画」(新市建設計画)において、中心市街地の方向性については、「山口、小郡が都市核として、それぞれの特性に応じた高次都市機能の一層の集積と高度化を図るとともに、近隣都市との積極的な連携・補完により、県全域に質の高い都市的サービスを提供します。」との位置づけをしています。

山口都市核については、文化交流プロジェクトとして、「高次都市機能の一層の集積と高度化を図るとともに、中心商店街や湯田温泉といった都市活力を支えるにぎわい空間の活性化を進めることにより、市内外から多くの人や情報等と呼び込み、知的・文化的な付加価値が創造される交流拠点づくりを進める」こととしています。

(2) 山口都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

山口県において、「山口都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」が決定されています。

都市づくりの基本理念として「自然・歴史・文化と活気に彩られた県都にふさわしい中核都市づくり」が掲げられています。

この中で、「特色ある歴史や身近な自然を活用した県都にふさわしい個性豊かな中心市街地の整備を図り、にぎわいのある美しい都市づくりを進める。」、「中心市街地の再構築と活性化を図るとともに、既成市街地の魅力の向上と郊外部での市街地拡大を抑制し、魅力ある都市機能の集積したコンパクトな都市づくりを進める。」こととしています。

(3) 山口市総合計画(平成19年度策定予定：平成19年3月中間案を公表)

公共投資の財源的な制約が大きくなる中で都市整備にかかる投資についても効率性が求められます。また、土地利用に関する法律の趣旨にそった土地利用とコンパクトな都市構造の形成を進めていく必要があります。すでに整備された都市施設や都市基盤を有効に活用し、中心市街地をはじめまとまりがあり生活の拠点となっている地域については計画的な市街地形成を図っていくこととしています。

(4) 山口都市核・小郡都市核再生ビジョン(平成19年度策定予定)

本市は一定程度の中核管理機能や高次都市機能が備わり、山口県の中心都市としての発展が期待でき、より一層の高次都市機能の集積や地域資源の活用により、市内はもとより県都として県の発展を支え、けん引し、県全域に質の高いサービスなどを提供できる中核都市の形成を目指しています。中心市街地を都市活力の拠点、いわゆる都市核と位置づけ、高次都市機能をさらに充実することにより、県都中核都市としての総合的な求心力、都市活力の向上を図っていくこととしています。

当該区域は、本ビジョンにおいて山口都市核に位置し、多様な地域資源を積極的に活用するとともに、都市機能の効果的、効率的な整備充実により、にぎわいや風格の創出と

豊かな都市生活を支えるため、住み良さと創造が織りなす文化交流拠点の形成を都市核づくりの基本方向とし、活性化に向けた取組みを検討しています。

(5) 山口都市核づくり推進プラン（平成19年度策定予定）

山口都市核・小郡都市核再生ビジョンを踏まえ、山口都市核におけるにぎわいを創出するシナリオと具体的なプロジェクトを示すものです。

当該区域は、本プランにおいて中心地区に位置し、人々の暮らし、文化を支援するとともに美しい街なみを活かしたシンボリックな憩い空間づくりを進めることとしています。川の流れや風の薫りなどの自然を活かし、本市ならではの中心商店街としての付加価値を高めるため、回遊性を持つ商店街への再生を図ることとしています。

(6) 準工業地域における大規模集客施設の立地制限

本市では大規模集客施設の郊外立地を規制するため、準工業地域において特別用途地区を活用し、立地を抑制する方針です。

(7) 大規模小売店舗立地法の特例措置による商業集積

郊外における大規模集客施設の立地規制のみでは、中心市街地への商業集積の促進を図るには不十分であることから、中心市街地において大規模小売店舗立地法の手続きを簡素化できる第一種大規模小売店舗立地法特例区域の設定について山口県に要請します。

[2] 都市計画手法の活用

中心市街地における都市機能の集積や適切な立地誘導を図るため、優先的、計画的な都市基盤整備や本市の実情等に応じた土地利用誘導策を活用していくこととします。

本市では、都市構造に大きな影響を及ぼすことが考えられる大規模集客施設の立地について、都市機能を集約したコンパクトなまちづくりの必要性を踏まえて都市の秩序ある整備を図るため、住民の合意形成を図りながら、準工業地域の指定のある区域へは特別用途地区を活用して立地を抑制する方針です。

準工業地域における特別用途地区の都市計画決定及び条例整備は、都市計画法等の一部を改正する法律の全面施行に合わせた実施を目途に手続きを進めることとします。準工業地域における大規模集客施設の立地規制の方針について山口市都市計画審議会へ報告しており、内容を公表しています。

[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

(1) 中心市街地における大規模建築物などの既存ストックの現況

中心市街地においては、近年既存の大規模小売店舗の撤退が見られ、平成10年からダイエー山口店、丸信（アルビ）中市店が閉店しています。

中心市街地における大規模建築物等の既存ストック概要

旧施設名	敷地面積	店舗面積	経過年数	備考
丸信中市店（アルビ）	約 2,914	解体前 3,490	平成 12 年 12 月閉店 閉店後 6 年	
ダイエー山口店 （どうもんビル）	約 2,141	3,693	平成 10 年 6 月閉店 平成 13 年 4 月からテナ ントビルとして開店	解体中 解体後どうもんパーク （仮称）事業にて整備

丸信中市店（アルビ）跡地は、アルビ跡地事業にて店舗等を整備することとしています。活用方法については、山口市中心市街地活性化協議会や地元商店街などと協働して検討してまいりたいと考えております。

ダイエー山口店跡（どうもんビル）は、現在解体中（平成19年3月現在）であり、解体後はどうもんパーク（仮称）事業にて食品スーパーマーケット、教養文化施設などを整備することとしています。

また、JR 山口駅前のぱるるプラザ山口（平成10年4月開館）は平成18年10月に閉館・廃止され、平成18年11月に売却に伴う一般競争入札が行われ、民間事業者が落札しており、活用の仕方は今後検討していくとされています。本市としても中心市街地の活性化に資する活用を求めていきたいと考えています。

(2) 本市における行政機関、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設などの都市福利施設の立地状況。

本市における主要施設の立地状況は次のとおりです。山口市スポーツの森（野球場）、リフレッシュパーク（体育館）、県立西京高等学校などが郊外部において整備されましたが、現時点では、市の行政機関などの都市福利施設が中心市街地の区域外へ移転する計画はありません。

中心市街地及び周辺の主な都市福利施設の概要

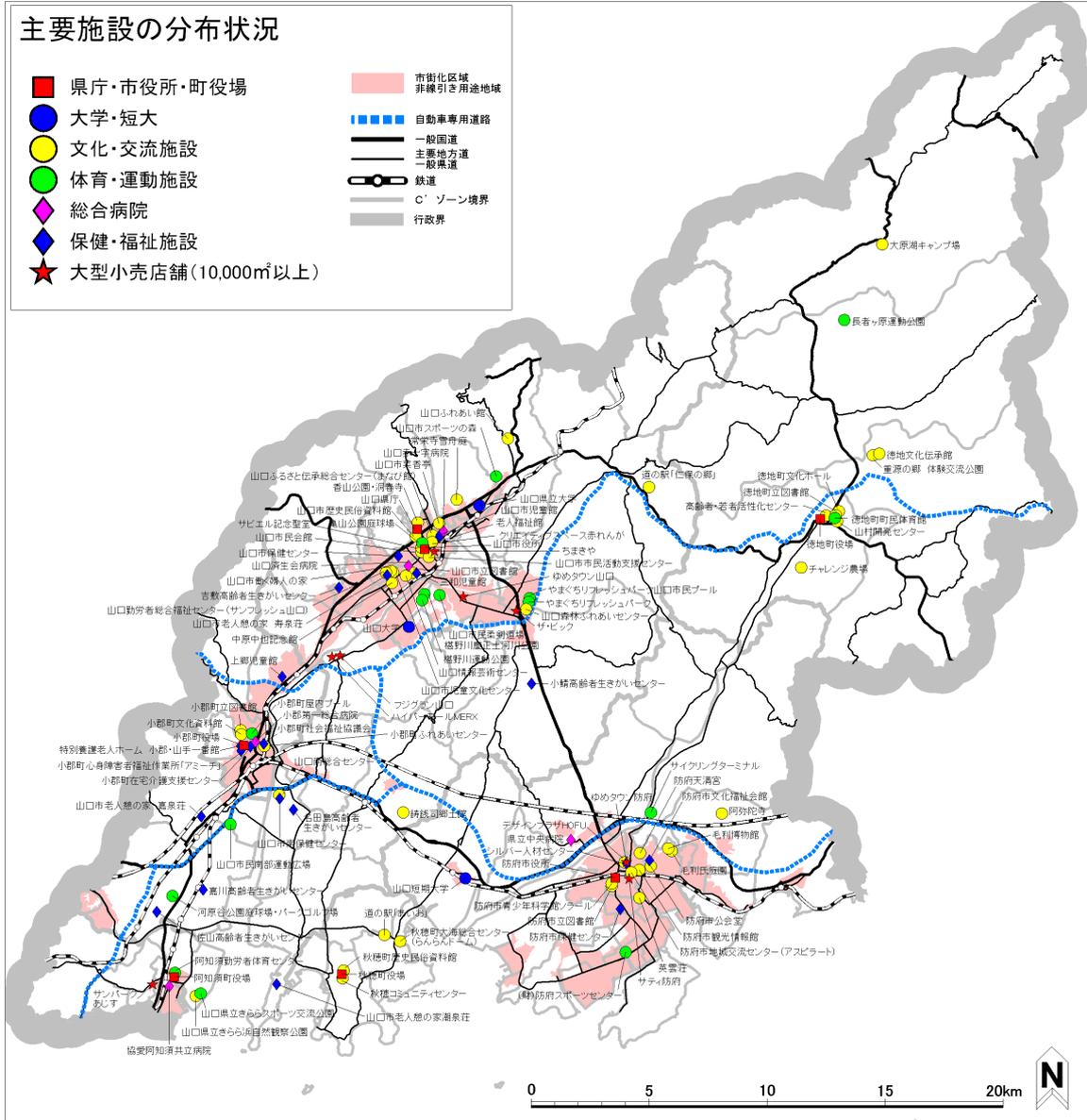
種別	施設名	所在	建築年	延床面積	所在エリア
公共機関	山口市役所山口総合支所	亀山町	昭和50年	13,230.22	中心市街地周辺
公共機関	山口県庁	滝町	昭和56年	72,000.00	中心市街地周辺
公共機関	山口地方合同庁舎	中河原町	昭和48年	10,310.00	中心市街地周辺
公共機関	山口地方裁判所	駅通り1丁目	昭和43年	6,085.00	中心市街地
公共機関	山口中央郵便局	中央1丁目	昭和53年	6,450.73	中心市街地
公共機関	山口県警察本部	滝町	平成2年	24,618.06	中心市街地周辺
公共機関	山口警察署	糸米1丁目	昭和47年	2,557.44	中心市街地周辺
文化施設	山口市民会館	中央2丁目	昭和46年	4,431.35	中心市街地周辺
文化施設	山口市立中央図書館	中園町	山口市情報芸術センターと一体		中心市街地周辺
文化施設	山口県立山口図書館	後河原	昭和48年	9,819.00	中心市街地周辺
文化施設	山口県立山口博物館	春日町	昭和42年	3,597.00	中心市街地周辺
文化施設	山口県立美術館	亀山町	昭和54年	5,327.00	中心市街地周辺
文化施設	山口市情報芸術センター	中園町	平成15年	14,824.00	中心市街地周辺
文化施設	中原中也記念館	湯田温泉1丁目	平成5年	678.00	中心市街地周辺
文化施設	ニューメディアプラザ山口	熊野町	平成2年	9,601.31	中心市街地周辺
スポーツ施設	やまぐちリフレッシュパーク	大内長野	平成10年	7,098.34	中心市街地外
スポーツ施設	山口県維新百年記念公園	吉敷	昭和36年	25,576.26	中心市街地外
スポーツ施設	山口市スポーツの森	宮野上	平成7年	23,900.00	中心市街地外
医療機関	山口赤十字病院	八幡馬場	昭和35年	38,110.02	中心市街地周辺
医療機関	済生会山口病院	緑町	昭和44年	19,768.00	中心市街地周辺
福祉施設	山口市養護老人ホーム福寿園	朝倉町	昭和54年	1,594.45	中心市街地外
福祉施設	山口市保健センター	糸米2丁目	昭和62年	1,205.36	中心市街地外
福祉施設	山口病院	駅通り2丁目	昭和21年	-	中心市街地
福祉施設	アスライフサポート	太市町	-	-	中心市街地
福祉施設	きらきら銀魚	上堅小路	-	-	中心市街地
公益施設	山口県総合保健会館	吉敷	平成9年	13,257.90	中心市街地外
教育施設	山口大学	吉田	昭和41年	119,267.00	中心市街地外
教育施設	山口県立大学	桜島3丁目	昭和46年	19,425.68	中心市街地外
教育施設	山口県立山口高等学校	糸米1丁目	大正11年	17,840.00	中心市街地周辺
教育施設	山口県立山口中央高等学校	宮島町	平成7年	14,411.00	中心市街地外
教育施設	山口県立西京高等学校	黒川	昭和60年	20,843.00	中心市街地外
教育施設	野田学園高等学校(私立)	野田	大正9年	10,228.00	中心市街地周辺
教育施設	中村女子高等学校(私立)	駅通り1丁目	昭和33年	10,470.94	中心市街地

※建築年については、現在使用中の建物、複数の建物がある場合は一番古いものを記載。

主要施設の分布状況（平成16年12月現在）

主要施設の分布状況

- 県庁・市役所・町役場
 - 大学・短大
 - 文化・交流施設
 - 体育・運動施設
 - ◆ 総合病院
 - ◆ 保健・福祉施設
 - ★ 大型小売店舗（10,000㎡以上）
- 市街化区域
非線引き用途地域
 - 自動車専用道路
 - 一般国道
 - 主要地方道
 - 一般県道
 - 鉄道
 - Cゾーン境界
 - 行政界



資料：山口・防府都市圏総合都市交通体系調査報告書

(3) 本市の大規模集客施設の立地状況

本市の店舗面積 10,000 m²を超える大規模集客施設の概要は以下の通りです。

山口市及びその周辺の大規模集客施設

(単位:m²)

区分	大規模小売店舗の名称	所在地	開店日	店舗面積	小売業者の概要	用途地域
山口市	ちまきや	中市町	昭和 8.6	19,439	百貨店	商業地域
山口市	ザ・ビッグ大内店	大内長野	平成 8.11.22	10,682	ディスカウントストア	準住居地域
山口市	ゆめタウン山口	大内御堀	平成 9.3.2	19,210	ショッピングセンター	準工業地域
山口市	フジグラン山口	黒川	平成 12.9.21	12,283	スーパー	無指定
山口市	ハイパーモールメルクス山口	黒川	平成 12.9.21	11,263	〃	無指定
山口市	阿知須ショッピングセンター	阿知須	平成 8.3.20	20,152	〃	近隣商業地域

資料:山口市商工振興課

本市の大規模集客施設のうち、6件中1件が準工業地域に立地しています。

[4] 都市機能の集積のための事業等

都市機能の集積にあたっては、以下に示す事業を進めます。
これらの事業を一体的に進め、相乗的な事業効果により中心市街地の活性化を図ります。

都市機能の集積のための事業

4. 市街地の整備改善のための事業
 - ・ 一の坂川周辺地区整備事業
 - ・ 一の坂川総合流域防災事業(再生)
5. 都市福利施設を整備する事業
 - ・ 総合・循環型福祉サービス推進モデル事業
 - ・ アルビ跡地事業
6. 居住環境の向上のための事業
 - ・ 山口市借上型市営住宅整備事業
 - ・ 高齢者街なか居住支援事業
7. 商業の活性化のための事業
 - ・ 米屋町商店街北地区整備事業
 - ・ どうもんパーク(仮称)事業
 - ・ きぎょうサポート・センター事業
 - ・ アルビ跡地事業
8. 4から7までの事業及び措置と一体的に推進する事業
 - ・ コミュニティ交通等運行事業

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

(1) 個別事業等に関連した実践的・試行的活動の内容・結果等

共通駐車サービス券システム事業など効果が上がっている（平成17年は約79万枚の利用。平成12年の事業開始後5年間で約57%増加。）取り組みについて継続していくこととします。

中心商店街の満足度に関する調査を踏まえ、次の事業を進めていきます。

・どうもんパーク（仮称）事業を進め、スーパーマーケットを含んだ施設整備を進めます。

・一の坂川周辺地区整備事業、一の坂川総合流域防災事業（再生）、米屋町商店街北地区整備事業を進め、一の坂川と商店街の回遊性と憩い空間の創出を図ります。

その他本基本計画に記載する事業については、関係機関等と調整、検討を行い、計画期間である5年間で確実に実施可能なものとします。

[2] 都市計画との調和等

(1) 市町村の合併の特例に関する法律第5条に基づく市町村建設計画との整合について

山口県中部1市4町合併協議会が、平成16年12月に策定した「新県都のまちづくり計画」（新市建設計画）において、中心市街地の方向性については、「山口、小郡が都市核として、それぞれの特性に応じた高次都市機能の一層の集積と高度化を図るとともに、近隣都市との積極的な連携・補完により、県全域に質の高い都市的サービスを提供します。」との位置づけをしています。

山口都市核については、文化交流プロジェクトとして、「高次都市機能の一層の集積と高度化を図るとともに、中心商店街や湯田温泉といった都市活力を支えるにぎわい空間の活性化を進めることにより、市内外から多くの人や情報等呼び込み、知的・文化的な付加価値が創造される交流拠点づくりを進める」こととしています。

(2) 山口都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針との整合について

山口県において、「山口都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」が決定されています。

都市づくりの基本理念として「自然・歴史・文化と活気に彩られた県都にふさわしい中核都市づくり」が掲げられています。

この中で、「特色ある歴史や身近な自然を活用した県都にふさわしい個性豊かな中心市街地の整備を図り、にぎわいのある美しい都市づくりを進める。」「中心市街地の再構築と活性化を図るとともに、既成市街地の魅力の向上と郊外部での市街地拡大を抑制し、魅力ある都市機能の集積したコンパクトな都市づくりを進める。」こととしています。

(3) 山口市総合計画（平成19年度策定予定：平成19年3月中間案を公表）

公共投資の財源的な制約が大きくなる中で都市整備にかかる投資についても効率性が求められます。また、土地利用に関する法律の趣旨にそった土地利用とコンパクトな都市構造の形成を進めていく必要があります、すでに整備された都市施設や都市基盤を有効に活用し、まとまりがあり生活の拠点となっている地域については計画的な市街地形成を図って行くことを検討しています。

(4) 山口都市核・小郡都市核再生ビジョン（平成19年度策定予定）

本市は県都として、一定程度の中核管理機能や高次都市機能が備わり、山口県の中心都市としての発展が期待できることから、より一層の高次都市機能の集積や地域資源の活用により、市内はもとより県の発展を支え、けん引し、県全域に質の高いサービスなどを提供できる中核都市の形成を目指しています。中でも中心市街地を都市活力の拠点、いわゆる都市核と位置づけ、高次都市機能をさらに充実することにより、県都中核都市としての総合的な求心力、都市活力の向上を図って行くこととしています。

当該区域は、本ビジョンにおける山口都市核に位置しています。山口都市核においては、多様な地域資源を積極的に活用するとともに、都市機能の効果的、効率的な整備充実により、にぎわいや風格の創出と豊かな都市生活を支えるため、“住み良さと創造が織りなす文化交流拠点”の形成に向けた、活性化への取組みを進めることを検討しています。

(5) 山口都市核づくり推進プラン（平成19年度策定予定）

当該区域は、本プランにおいて中心地区に位置し、人々の暮らしや文化を支援するとともに美しい街なみを活かしたシンボリックな憩い空間づくりを進め、商店街の魅力向上や街なか居住の促進、交通アクセスと回遊性の向上などのプロジェクトを進めることを検討しています。

認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に 適合するも のであるこ と	意義及び目標に関する事項	1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 3. 中心市街地の活性化の目標に記載
	認定の手續	9. [2]に記載
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	2. 中心市街地の位置及び区域に記載
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項に記載
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項に記載
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項に記載
第2号基準 基本計画の 実施が中心 市街地の活 性化の実現 に相当程度 寄与するも のであると 認められる こと	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	4. ~ 8. に記載
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	3. 中心市街地の活性化の目標に記載
第3号基準 基本計画が 円滑かつ確 実に実施さ れると見込 まれるもの であること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	4. ~ 8. に記載
	事業の実施スケジュールが明確であること	4. ~ 8. に記載